

い。資金運用の衝に當る當面の責任者が常に同窓生の厚い愛校心の塊りである基本金運営に就いては充分の留意を拂ふべきこと云ふ迄もないところである。

基本金に就いて最も遺憾に堪えないことは寄附者に對する公の表彰が未だに取り行はれないことである。寄附者、もとより表彰を目的として寄附されたのではない。燃ゆる愛校心の進りである。しかし之をうける側としては表彰の手續をなし、之に對して謝意を表はすことは禮儀である。而して之を爲し得ざることは同窓會として最も遺憾に思ふところである。募集當事者たる同窓會役員並に學校當局に於いても再三再四、市當局に對し然るべき手配を講ぜられ度き旨を申達し、又、手續等に就いても市當局の指示に従つて充分の手續を行ひ來つたのである。それにも拘らず、現在においては全然問題外とされてゐる如くであることは遺憾千萬である。と同時に當局にのみ頼らず他に打つべき手があるであらう筈である手を打たなかつた募集委員の政治性の薄弱な點が問題となるかも知れないが問題は表彰目途の寄附行爲にあらずして、愛校心の發露である。たゞ當事者としての道義心から當局に要求した表彰であり、母校と同窓會の名譽を負へる紳士交渉であるから又やむを得ない。

K 教育部長時代に事情を尤なこととして本氣に乗出して來たが、その後又なりをひそめて仕舞つた。だが、當事者の苦衷もやがて報はれる春の日に會ひ、今は既に地下に眠る少からぬ寄附同窓生の人々に對してその報告をなし得るときがあるであらう。

大學令第五條 昇格問題の山はこの問題である丈けに、運動の主力部隊は全力を擧げて之に向けられた。この運動陣營を一見しても、同窓會、學校は勿論、市當局、商工會議所、大阪選出兩院議員、以上の關係あり、しかも動し得る凡ゆる力の總結集が行はれた。小川平吉氏の名前が出て來てゐるのを見ても其の一斑が窺はれるであらう。

従つて運動の對象も議會は勿論、首相始め各大臣、特に文部大臣が主たる對象であつたこと云ふ迄もないが、教育審議會、樞密院にまで及んでゐる。

代議士をその宿舎に訪ねて事情を説明したり、議院内で口説いたり、大阪市に商科大学を設置することの理由を何遍も述べたてることそのこと自身が相當根氣の要る「行」である。文部省の門をくゞつたことも何十回であつたらう。當時の利權屋の人々の考へそうな事であるがこの問題の盡力に對する反對給付の要求を求められたこともあるとか云ふ。眞に笑へぬ事實談である。勿論その様な利權問題でなしに、正々堂々所論を進めて行かねばならぬ委員達の苦勞も大變であつた。上田、山邑氏等の犠牲的な熱情がなければこのやうな仕事は出來たものではない。

その上、最も都合の悪いことは幾度かの政變である。折角、話がわかりかけた時に變つて仕舞つたでは、話も亦始めからやり直さねばならない。

それにしても大阪選出の兩院議員が政黨の垣を超越して此の問題に終始協力されたことは感謝されねばならない。本問題は是等の人々の熱と力の結晶である。

大阪商科大学の構造 大阪商科大学が他の商科大学と異つた點、特徴とするところを奈邊に求めるかと云ふことも昇格運動に附隨して起つたことは考へる迄もないところである。色々な議論も討議されたであらうが、最も多くの意見のあつたのは理論的に學問の蘊奥を探求すると云ふよりも、むしろ實證的な研究に重點を置いて行きたいと云ふ點であつた。

由來、我國に於ては大學が理論に偏し實際を疎んじ、その卒業生が實際に役立たないと云ふことを理由にして大學教育を非難するもの少くなく、それ故に、母校がかゝる轍を踏むところなく、所謂、實際に役立つべき者の養成をその一任務とすることを要求したことは一應、尤もなこととして受とれるし、又、本學創設の當初においても大學當局に依つて屢々聲明せられたところであるが、この實證的な大學云々といふことは、充分その意味の内容を吟味せねばならない。この意味に於いて、創立當初、實際的云々との希望に對し一言、更に附言して本學の昇格の企圖を明かにしておくことも無駄ではあるまい。

先年日本經營學會は、商業教育に關する調査研究を行ひたる時、商科大学教育が理論を主とすべきや、將又、實際的に進むべきかの一質問に對し、回答者、一九七名中理論を主とすべしと云ふも

の實に、一二二名即ち、六二%の多きに達し、實際的ならしむべしと云ふもの四三名即ち二二%に對し、斷然三倍の優勢を示したのである。而も右の商科大学教育は、理論を主とすべきであると主張するものは、右の質問に對する回答者として選ばれたる階級、即ち會社重役、學者教育家、俸給生活者、獨立企業者、政治關係者、新聞記者、其他、何れの階級に於ても、壓倒的多數を占めて居つたのであるから、大學の目的及び大學教育の使命が、如何なるものであるか、殆ど問題を殘さないと云ふことが出来る如くである。

實際の事實として、學校教育の如く、限られたる時間に、商業の如く、變化極まりなき實際の事物のあらゆる方面に接觸せんとするが如きは到底なし遂げ得べきことでないから、個別的事實から抽象せる概念、或は一般理論の追求と把握を以て主たる任務とすると云ふことは、最も經濟的なる方法に於て、最も多くの實際に接するものであると云ふことが出来るであらう。

右の如く、理論的研究が何であり、又、その價値の如何に大なるか、明かであるとしても、所謂商的现象の研究に、右の學問的或は理論的取扱の方法の存在し、且つそれが一個の科學として、成立して居るか、或は少くとも、その可能性の存するにあらずんば商科大学の存立の意義は甚だ稀薄となると云はなければならぬ。若し不幸にして、商科大学に於て攻究せらるべき商科大学特有の科學を有しないか、或は少くとも、その可能性をも有しないとするならば、商科大学を名乗ること

は商科大學の名を借するものであると云ふ非難を免れないものと云ふべきであらう。

大學本來の目的に最も忠實ならんとする獨逸の大學に於ても、商科大學は、その設立の當初、神様から自らの何物をも授けられず、唯兄弟の餘りものを頂戴するに過ぎなかつた可愛相な幼児であつたと批評せらるゝほど、商科大學そのものとしての特有の科學を持ち合はさず、従つて、名は商科大學にして、實は、在來の、經濟科大學と何等選ぶところのなかつたもの、或は一層劣つたものでさへあつたのである。

元より今日の獨逸商科大學に於ても、公民經濟學、及び法律學の如く、經濟科大學、法科大學に於ける正統學科の爲めに、多くの時間が割り宛てられて居ることは事實であつて、例へば次の如くである。

ケルン大學

國民經濟學に關する講義及び演習 二十九科目一週四十九時間

ライプツヒ大學

國民經濟學に關する講義及び演習 二十二科目五十四時間

伯林商科大學

國民經濟學に關する講義及び演習 二十二科目五十三時間

フランクフルト大學

國民經濟學に關する講義及び演習 二十四科目四十九時間

斯くの如きものがあるが、獨逸商科大學そのもの、特有學科として新しく生れ出でたる經營學、又は經營學的研究の名によつて綜括せらるる學科目及び時間は次の如くであるから、今や商科大學は、商科大學の名に相應はしき實を備へ、在來の法科大學、或は經濟科大學とは、全然、別個の存立を要求し得る如くなるに至つたと云ふことが出來よう。

ケルン大學

三十三科目 六十二時間

ライプツヒ大學

四十一科目 七十五時間

伯林商科大學

三十八科目 七十五時間

フランクフルト大學

三十三科目 六十二時間

かくの如く、商科大學が、商科大學としての獨自の存立を主張するに足る商科大學それ自體の學問と研究方法を發見したる以上、その特質は飽迄も保護助長し商科大學存立の意義を確立し、以て舊來の經濟科大學或は法科大學と對立するところの商科大學を現出する事は、商科大學關係者のまさに心すべきことであらねばならない。

(五) 有恒俱樂部

母校出身者を中心とする社交機關であるとともに、卒業生間の連絡機關としての本俱樂部は大阪に於ける特異的な俱樂部として特色をもつてゐる。

本俱樂部は、本學の特色を最もよく發揮してゐる俱樂部といはれてゐる。その意味は、本學出身者は派閥を作らない。そうした狹量な社會的地盤をもつて處世道を歩まうとする意思がない。他を大きく抱擁して相共に日本經濟に、日本文化に貢献しようとする大きな理想をもつてゐる。由來、本學の標語とする道義心の厚い紳士道と云ふものに依つて他を同化して行かうとの意思はあらゆる面において、本學出身者の行く處に現はれてゐるのである。

これを悪く解すると大阪商大の同窓生は團結心がないと云ふ。曲解も甚だしい。皇國の使命達成のために立つ時にこそ、我々は固い真心をもつて最も強い共同生活を營みつゝある。是れ以外に我等が協力すべき何ものもない。このことこそ現段階において必須であつて、狹隘な國內にあつて、何々學校派とか、閥とかを作つて兄弟牆を争ふ必要が何處にあるだらうか。そうした島國的な心構が我國の文化の凡ゆる面をどの様に毒してゐることか、凡そ計り難いものがある。

我々の有恒俱樂部はこの意味において廣く大阪、否日本の人士を抱擁するであらう。そして我々の理想をそれらの人々に強く鼓吹するであらう。我國からかゝる、派閥主義を永久に葬り去ることこそ本俱樂部の使命の重大な一部分であると考へてゐる。かくの如き意圖を持つものに依つてこそ

東亞共榮圈を正當に論じ得る資格を得るのであつて、國內においてさへ派閥主義を堅持する者、何ぞ東亞共榮圈を語り得るものと反駁したいのである。

特異的な存在としての有恒俱樂部のあり方を誤ることなくその發展を期さねばならない。

三 商科大學と同窓會

昇格運動の大役を果たした同窓會は、それ自身も名實共に備はる大學の同窓會となり、卒業生の數も飛躍的に増加して來たことは慶賀に堪えない次第である。その活動する範圍は従つて、地理的にも社會的にも廣い面積を持つに至つた。本節においては主として我商科大學の同窓生の斯うした面に就いての記述をなすであらう。

(一) 大東亞戰爭と同窓生

滿洲事變、支那事變、つゞいて大東亞戰爭にまで發展した我國の進度に沿ふて同窓生それ自體も影響をうけて來たことは申す迄もないところである。

まづ擧げねばならないことは同窓生にして戦線に立たれてゐる勇士が〇〇〇名に達することである。特に最近卒業の同窓生に多いことは當然であるが、乍併、相當古い年次の方々の参加も見逃すことはできない。

更にこのうち〇〇名の方々が盡忠報國の誠を致され護國の神として祖國のために華と散られたことはまことに感銘に堪えない次第であり、本會としては惜しみても猶あまりある事實である。是等の方々には皆々拔群の武勳を樹てられ本學の名を恥かしめられなかつた。同窓一同深く感謝の意を表さねばならぬと同時に、それ等の方々への遺志を亞ぎ立派なる祖國日本樹立のために各自が二人分、三人分の力を發揮することこそ英靈にこたへる唯一の途であらねばならない。かゝる同窓を持つたことに對して我々は高い誇りを感じてゐる。

又、事新らしく申す迄もないところであるが、現段階における戦争は國民の總力戦と云ふ形式を執つてゐる。よし直接戦闘に参加はしなくとも、産業戦士として、或は運輸戦士として近代戦の一翼を負擔してゐることは云ふ迄もないところであつて、この意味において同窓生の多くは又、斯うした方面に於いて各々、大なる活動面を獲得した。云ふ迄もなく、大阪高等商業學校に昇格してから、一地方的存在でなくなつたとは云ふものゝ、尙、それは他の高等商業學校が持つたと同様な程度に於いて、或場合はそれ以上に、尙未だ地方的存在たるを失はなかつた。ところが大學への昇格後は次第に其の傾向はなくなりつゝある。従つてその働く部面も廣汎になつたことは當然であつて、特に大東亞戦勃發以後に於いて顯著である。

(一) まづ地理的ひろがりに於ても次表に示す如く、第三國在住者の絶無に歸した今日に於いて

も本土以外の居住者が相當多數に上りつゝある。昭和四年三月三十一日、昭和九年三月三十一日及昭和十五年十月末日現在の比較においてみよう。

昭和四年

	大阪		近畿		其他		外國		計
	實數	百分比	實數	百分比	實數	百分比	實數	百分比	
本科	一、五八六	四・六三	六九五	一九・五三	一、一七四	三・〇〇	一〇二	二・四	三、五五八
別科	二五・〇〇	二五・〇〇	二七・三三	二七・三三	四・四三	四・四三	一九	一九	六四
甲種科	一、二四	四・一八	三〇・四五	三〇・四五	三・七九	三・七九	二五	二・五	一六四
研究科	一、四	四・一八	一五・四六	一五・四六	三・九	三・九	一	一	一〇〇
高商部	一、四	四・一八	一〇・三三	一〇・三三	二五・五	二五・五	一	一	一〇〇
計	一、九〇七	一、九〇七	一八八	一八八	一、三九三	一、三九三	一〇九	一〇九	四、二七
昭和九年									
元本科	一、五八六	四・六三	四八四	一三・五	一、〇三六	二・九〇七	一五	一・五	三、五七
元別科	三・三	三・三	三・九	三・九	一・三	一・三	一	一	一〇〇

商科大學と同窓會

五四七

昭和十五年	大阪		京神		其他		歐米		死亡		計
	實數	百分比	實數	百分比	實數	百分比	實數	百分比	實數	百分比	
元甲種科	105	3.1	144	4.4	19	0.6	15	0.5	234	7.2	
元研究科	37	1.1	37	1.1	3	0.1	1	0.0	78	2.4	
學部	19	0.6	35	1.1	3	0.1	1	0.0	58	1.8	
高商部	67	2.0	21	0.6	16	0.5	1	0.0	105	3.2	
計	255	7.8	337	10.2	41	1.2	17	0.5	514	15.5	

昭和十五年	大阪		京神		其他		歐米		死亡		計
	實數	百分比	實數	百分比	實數	百分比	實數	百分比	實數	百分比	
元本科	167	5.1	103	3.1	59	1.8	9	0.3	338	10.3	
元別科	2	0.0	2	0.0	7	0.2	1	0.0	10	0.3	
元甲種科	13	0.4	5	0.1	3	0.1	4	0.1	25	0.8	
元研究科	5	0.1	16	0.5	3	0.1	1	0.0	25	0.8	
學部	28	0.8	17	0.5	14	0.4	8	0.2	67	2.0	
高商部	132	4.0	21	0.6	37	1.1	5	0.1	175	5.3	
計	307	9.4	145	4.4	117	3.6	20	0.6	549	16.7	

右三表をみるに、まづ總括的にみて京阪神地方在住が壓倒的に多く、昭和四年六四・三八%、九年六二・三七%、十五年六二%の如く漸減傾向は辿りつゝあるがなほ多い。それ以外の地方は歐米各國からの引上げに依つて海外在住者の數は少くなつたことは勿論であるが、東亞各地方への發展は著しいものゝあることを想像することができた。而して十五年度に於いて九年度と内地居住者率に大差がないことは、それらの中には多くの留守宅を含んでゐることに依るものと了解されたい。所謂、〇〇〇名を算する軍務公用者は、さもなくば海外に發展すべかりし人々の多くを包含してゐるのである。

次に各卒業科別に見るに、海外發展の主力が、元本科卒業生よりやうやく學部、高商部卒業生に移動しつゝあることを示した。即ち、昭和四年及九年度において歐米に雄飛してゐた元本科卒業生の地位は昭和十五年に於いて、高商部、學部卒業生に其の席を譲つたのである。十五年の滿支、南方在住者平均七・三七%を上廻つたのは學部及高商部の卒業生であつた。この傾向は恐らく將來に互つて永く續くものと見られ、同窓生活動の第一線は學部、高商部卒業生の依つて立つべきところでないならばならない。同時に又、元別科、元甲種科及び元研究科の地位が次第に水平線はるか以下に没し去ることは止むを得ないであらう。

尙、六十餘年間に一一〇二名(一三・六三%)に達する死亡者を數へた。生者必滅の理ながら諸靈に追悼の意を表する次第である。

(二)次に社會的活動部面について記さう。

この資料としては最近の同窓生諸君の就職先を見ることに依つてその一端を知ることが可能的である。即ち、支那事變以前と昭和十五年十二月末現在との比較からみよう。

	昭和十一年末	昭和十五年末
工業會社	四五	一〇八
紡織工業	一一	二〇
機械器具工業	五	四〇
金屬工業	一	一八
化學工業	三	一七
窯業	三	二
其他工業	二二	一一
農林水産	一	一
礦業	三	八
商會社	九一	四三
金融・保險	三九	三五
交通運輸	一一	二二
新聞・通信	三	一
官公署・商工會 議所	七	五
教員・軍人	四	七

大陸關係	二	〇・八八	一六	六・一〇
其他	二二	九・六九	二八	一〇・六九
計	二二七	一〇〇・〇〇	二六二	一〇〇・〇〇

右に見られる如く、事變前年の十一年三月卒業生の就職先は工業方面一九・八二%に對して商業方面は四〇・〇九%金融保險關係一七・一八%と云ふに比較して、十五年度卒業生は、工業部面四一・二二%、商業部面一六・四一%、金融保險部面一三・三六%と變化し、特に工業部面の進出は著しくこの傾向は我國一般産業發展の方向と一致してゐる。かくて、智的勞務を提供する同窓生もかゝる周圍の状態に無關心でをられないことを明確に示してゐる。

又、同じ工業部面においても、機械器具工業、金屬工業、化學工業が擡頭し、紡織工業、窯業の低落が物語られてゐることも指摘できるであらう。其他、大陸方面への進出も著しい割合で増加した。しかし、此の數は絶對的には、大ではない。ことはる迄もなくこの數字は直接大陸に進出した人々の數であるが、實際には一たび内地の諸會社に入社の形式を取り、それからその社より大陸に派遣される人々もあるから、實數はこれより遙かに多い。そのことは最近の名簿を一覽することによつて明確になし得るであらう。

右の如く同窓生の發展は産業的にも地理的にも廣範圍に亙る。特に最近の資料を採れば南方方面

へも尠なからざる人々を送り出してゐる。それらの詳細に就いての記述は避けねばならない事態にあることは諒解して戴けるであらう

(二) 事業

本期間に於ける同窓會の事業はとりたてゝ記す程のものはない。と云ふのは相對的な立場から云ふはねばならない事態にあるからだ。前期に於いて昇格運動と云ふ大任を果し終へた同窓會は、今ではそれに質的に對應すべき活動の地盤がないからである。いはゞ次の發展に備へる軍備充實の秋にあたる。だから問題は、この待機の姿勢をどの様に保つてゐるか、と云ふ點にかゝる。内部的に會の充實、具體的に云へば、財政状態の安定、同窓會運営首脳部の整備、強化、更に會員の協力的地盤の涵養等が擧げられ、對外的には諸事業の絶えまない遂行となつて表はれる。幸ひ兩者とも着々其の實効を擧げつゝある。

學校創立五十周年記念事業への積極的援助、學生會館への寄附等々が數へられる。特に後者に對する本會員諸子の示された熱意は十數萬圓に上る寄附金となつて現はれたことを以つてもその一端を知り得るであらう。

右の如き意味に於いて同窓會の事業の本格的な活動分野は將來に残されてゐるのである。

(三) 其他

この期間の出來ごとの一つと加へて置かねばならないことは、同窓會三長老の逝去である。母校昇格に、同窓會の育成に、同窓生の指導に、それぞれの立場から絶大な力添へを惜しまれなかつた三長老の逝去はまことに哀痛の極みである。

喜多 又 藏氏 昭和七年一月三十一日逝去

横尾 孝之亮氏 昭和十一年七月十六日逝去

飯尾 一二氏 昭和十五年十二月二十五日逝去

三長老が本學・同窓會に遺された足跡は、その社會人としての足跡にも劣らず偉大である。昇格の大任を果して相次いで逝かれた三氏に追慕の念にかられつゝ、謹みてその冥福を念じ上げる、と同時に故人の遺業の大成を固く誓ふものである。

第三部

商法學校設ケザル可ラス

加藤政之助

第三編

「商法學校設ケザル可ラス」の一篇は、明治十二年八月、當時大阪に於ける二大新聞の一つであつた大坂新報社の主筆として招聘せられた加藤政之助氏が着任早々筆を馳せて草した一大文字である。わが大學の前身大坂商業講習所は、實にこの有爲有能なりし、當年の若き操觚人の思想の中に先づ芽生え、而して後この地の有力なる實業家門田三郎兵衛氏の共鳴を得て實現の緒に就き、その誕生を見ることゝなつたのである。

商法學校設ケザル可ラス

會テ聞ク、大坂ハ三府ノ一ニシテ、戶數九萬三千六百五十九戶、人口二十八萬七千五百八十人、人家稠密、豪商軒ヲ並ヘ、西、海ニ接シ、市中溝河相通シ、船舶往來運輸最モ便ニシテ、商賣繁昌ノ市街ナリト、余以爲ラク、人知ハ世ノ變遷ト與ニ開進シ、商賣ハ貿易ト與ニ改良シ、既ニ實業ノ學校ヲ興シ、商家ノ子弟ハ商法ヲ講シ、船乗ノ子弟ハ航海ヲ學フナラント、然リ而シテ去ル十日、余輩梅田ノ停車場ヲ下リテ徐ロニ市街ヲ徘徊シ、府中ノ狀況ヲ見ルニ、果シテ余ノ前日聞ク所ニ違ハス、戶々密接建築壯麗、溝河四通、屋上ノ樓閣ハ高ク天ニ聳ヘ、商戶ノ旗章ハ翻々風ニ翻リ、實ニ全國商業ノ中心ナリ、然ルニ其中特ニ怪ム可キノ一事アリ、此商賣ノ中心府ニシテ、商法學校ノ設ケナキ是ナリ凡ソ人間ノ事務ニハ内外ノ別アリ、古ヘ鎖國ノ世ニ在テハ、農夫モ能ク耕圃ノ時ヲ察シ、在來ノ作物ヲ耕シ、穀菓ヲ收納シテ一家ヲ支ヘ、餘贏ヲ鬻キ、内國人ニ供給スルヲ得ハ、乃チ一家ヲ興シ一身ヲ全フスルヲ得可ク、商人モ能ク國內ノ景氣ヲ察シ其機ヲ失ハザレバ、乃チ一家ヲ興シ家名ヲ損セズ、一身ノ生計ヲ立ツルヲ得ベシ、是商人ガ當時内外ニ對スルノ責ヲ盡シタル者ト謂フテ可ナラン、且夫レ農商モ、管ニ内國ニ於テ相互ノ地位ヲ比較シ、彼ハ貧賤也此ハ富貴ナリ、彼ハ精巧ナリ此ハ拙劣ナリト謂フニ過キザレバ、其榮辱モ單ニ内國ニ止リタレトモ、今ヤ然ラズ、蒸氣船ノ發明ハ以テ世界ヲ縮小シ、今日茫洋萬里ノ波濤ヲ航スルハ、昔日近江ノ湖水ヲ涉ルヨリモ易シ、又傳信ノ發明ハ以テ遠國ヲ近隣ニシ、今日歐米人ト通信スルハ、昔日隣町ノ人ニ消息スルヨリ速ナリ、是ヲ以テ今日世界ヲ巡

周スルハ、恰モ昔日我國ヲ巡周スルニ異ナラズ、歐米ノ通商モ數十日ニシテ爲スヲ得可シ、故ニ外國ノ貿易ハ月々ニ増シ、外人ノ來航ハ年々ニ加リ、俄然事物ノ体面ヲ一變シ、復タ昔日ノ有様ニ安ニス可ラサルニ至レリ、於是乎、昔日ノ豪富ト稱セシ者ハ内國ノ富豪ニシテ、前日ノ精巧ト呼ヒシ者ハ内國ノ精巧ニ過キス、今全國ノ富ト諸商人ノ才トヲ合シテ、其強弱大小ヲ海外ノ各國ニ比スレハ、甚タ微カニシテ、其差天地懸隔モ亦管ナラザルナリ、然リト雖モ、一已ノ商人ニ就テ論ズレバ、諸開港場ニ於テ外國人ト商賣ノ取引ヲナシ、或ハ意外ノ利益ヲ占メ、一朝巨萬ノ富ヲ致セシ者ナキニ非ラザレモ、直ニ之ヲ目シテ、日本商人ガ外國ノ商賣世界ニ於テ利益ヲ得タリト爲ス可ラズ、獨リ利益ヲ得タリト爲ス可ラザルノミニ止ラズ、又日本商人ガ内外ノ責ヲ全フシタル者ト謂フ可ラズ、是レ取リモ直サズ一時一商人ノ僥倖ノミ、其譯何トナレバ、他ニ數百ノ日本商人ガ、外國商賣ニ於テ失敗ヲ取ルアレバナリ

今若シ開港以來年々歳々ニ商賣ノ全体ヲ平均シテ、其間我ニ利スル者多キヲ得バ、始メテ日本商人ハ内外ニ對スルノ責ヲ盡シタリト謂フヲ得可キナリ、然リト雖モ試ミニ開港以來十數年間ノ貿易表ヲ緝ケ、年々歳々貿易市場、利ヲ網スル者ハ我ニアラスシテ彼ニアルハ、今余ノ辨ヲ待タズシテ明カナリ、果シテ然ラバ、今日我國ノ商人ハ、商賣世界ニ於テ未タ以テ内外ノ責ヲ全フセザルナリ、焉恬然古風ニ安ンズルヲ得ンヤ、宜シク商賣ノ學ヲ講シ、商賣ノ術ヲ研キ、何故ニ我國商人ハ商賣上外人ト競フ能ハザル乎、將タ彼ノ長所ハ何レノ点ニ在ル乎ヲ探求シ、以テ古風ノ弊法ヲ改革シ、外人ト商賣世界ニ立テ敗ヲ取ラサルノ手段ヲ爲シ、技倆ヲ外人ト戰カハシ、商利ヲ外人ト爭ヒ、日本全体ノ富ヲ

合セテ海外各國ニ比シ、日本ノ恥辱ヲ招カサル様注意セサル可ラズ、之ヲ是レ日本商人ノ責任ト謂フ

(以上「大坂新報」明治十二年八月十四日第四九八號所載)

外國ノ交際日ヲ追テ親密トナリ、通商盛ニ行ハレ、外賓踵ヲ接シテ來ルノ今日ニ當テ、依然古風ニ安ンス可ラザルハ以上記スル所ノ如クナレハ、看客諸君ハ業既ニ了知セラレタルナラン、今ヤ歩ヲ進メテ、現在ノ商賣法ニテハ何等ノ差支アルカヲ吟味シ、併セテ其弊ヲ改良スルノ手段ニ論及セント欲ス近ク例ヲ取テ田舎ニ一ノ商賣アリトセン、此商人ノ鬻ク所單ニ一物ニ止ラス、日用ノ家具農具ヨリ飲食物ニ至ル迄、一切ノ物品ヲ鬻クト雖モ、世間ノ交際狹ク、偶々市場ニ出テ、商況ヲ聞キ、或ハ書面ヲ往復シテ相場高低ノ一端ヲ窺フニ過キザレバ、毎日其已ガ賣買スルノ品物ハ、何ノ土地ニ産スル乎、將タ幾干ノ人工ヲ經テ成リシ乎ヲ知ラズ、且問屋ノ家風手代ノ所爲等ヲ辨ヘザルガ故ニ、仕入方常ニ不利ヲ受ケ、正味ノ利潤ハ問屋ノ占ル所ト爲リ、僅カニ糟粕ヲ嘗ムルニ過キス、甚シキハ問屋ヨリ賣先惡シキ品物ヲ授ケラレ、意外ノ損毛ヲ請ルモ亦多カラン、加フルニ其内部ニ入テ賣捌ノ狀況ヲ見レハ、毫モ一定ノ規則ナク、帳簿紊亂、順序錯雜、何品ニ就テ何程ノ利益アリ、何品ニ就テ何程ノ損毛アリシヤハ、主人自ラ知ラス、五里霧中ニテ商賣ヲ營マハ、問屋ノ目ヨリ之ヲ見ルハ、其商賣ニ迂濶ナル、笑フ可ク又憫ム可キ者アラン

若夫レ問屋ニシテ、商賣取引ノ間ニ不正ノ利益ヲ罾ミセント欲スル者アラハ、此輩ノ金錢ヲ取リ盡スト甚タ難キニ非ル可シ、又此種ノ商人ガ、偶々田舎ノ產物ヲ運輸シ來テ市場ニ鬻キ、以テ利ヲ射ラント欲スルコトアルモ、市場ノ景況ニ暗キガ故ニ、或ハ奸商ノ術中ニ陥リ、或ハ商賣ノ機會ヲ失ヒ、目的

ヲ達スル者殆ント稀ナラン、好シ幸ニ正直ノ問屋ニ際會シ、尋常ノ取引ヲ爲スモ、其間商利ヲ平分スル能ハザルヤ必セリ、蓋シ我國商人ガ、現時貿易市場ニ於テ外國人ト商利ヲ争フ者、右ノ場合ニ類スルナキ歟、余ヲ以テ見キハ、猶ホ之ヨリ甚シキ者アリ、看ヨ田舎商人ガ都會ノ問屋ト取引ヲナスガ如キハ、縱令帳簿整ハズ機會ヲ知ラザルニモセヨ、兎ニ角適々ハ市場ニ出テ問屋ト談話シ、或ハ手紙ヲ往復シテ消息ヲ通スルヲ得可シト雖モ、我國ノ商人ガ外人ト商賣ヲ爲スガ如キハ、自ラ英文ヲ解セザレハ文章ノ往復ヲ爲スヲ得ス、英語ヲ知ラザレハ親ク談話スルヲ得ス、商法ノ學ヲ修メザレハ商賣ノ理ニ疎ク、輸入ノ物品ハ何國ニ産スル乎、物價ノ騰貴ハ何ノ原因ニ出ル乎、物價ノ下落ハ何ノ影響ニ因ル乎ヲ辨セス、其狀恰モ暗夜ニ燈ナクシテ歩行スルニ異ナラス、取引ヲ爲ス、必ラス他人ニ依頼セザルヲ得ス、是ヲ以テ我日本商人ニシテ、外國ニ出店通商スル者ノ如キハ寥寥乎トシテ稀ナリ、如此ナレハ、我國ノ貿易ヲナサント欲スル者ハ、獨リ五港在留ノ外人ニ依ルアルノミ、故ニ外人等往々奸謀ヲ畫キ、恣ニ市場ノ物價ヲ高低シ、商利ヲ網ミスル等ノ一ナキニ非ス、是レ單ニ我國商人カ商理ニ疎キニ因ルト謂フモ不可ナキ也、剩ヘ商人ノ内幕ニ入テ其實況ヲ視察スレハ、記簿法熟セスシテ帳簿未タ全ク整頓セス、會計未タ全ク明ナラス、如此ノ有様ニシテ、彼銳敏熟達ノ外人ト商利ヲ争ハント欲ス、泰山ヲ狹ンテ北海ヲ超ユルノ類ナリ、抑亦タ難乎哉、然リト雖モ、我國開港以來年ヲ經ルト僅カニ十數年ニ過キサレバ、萬般ノ事一々咎ム可ラザルハ勿論ナレモ、外國貿易ノ如キハ國家興敗ノ存スル所ニシテ、一日權衡ヲ失スレハ、忽チ幾萬ノ損害ヲ醸シ、一年權衡ヲ失スレハ、幾百萬ノ損耗ヲ來ス、豈一日モ忽諸ニ附ス可ケンヤ、一日モ早ク商法學校ヲ設ケテ商業ノ術ヲ研キ、取捨折衷、從

來ノ弊ヲ矯メ、帳簿ヲ改正シテ會計ノ道ヲ明カニシ、貿易市場ニ立テ外人ト商利ヲ争ヒ、彼輩奸謀ヲ看破シ、進ンテ海外ニ通商シ、到底日本商人ノ才ト日本ノ富トヲ合シテ彼ニ比スルモ、敢テ耻チザルノ地位ニ達セザル可ラス、此時ニ至テ現時日本ノ商人ハ、始メテ内外ノ責ヲ全フセシ者ト云フヲ得可キナリ

(以上「大坂新報」明治十二年八月十五日第四九九號所載)

府立大阪商業講習所
開業式ニ於ケル

山本教頭ノ答辭

大坂商業講習所は創立後僅々數ヶ月で大阪府の經營に移り、新に江戸堀南通三丁目の府有地に移轉し、教職員の大更迭があり全く内容外觀共にその面目を一新した。かくて明治十五年一月廿五日、官民多數の來賓を迎へて賑々しく開業式を舉行したのであつたが、その時伊庭貞剛所長を助けて事實上講習所の所務一切を掌理してゐた山本達雄氏が大阪府知事建野郷三氏の告辭に對して奉答した一文で原本は今も山本男爵家に秘藏せられてゐる。

府立大阪商業講習所開業式ニ於ケル山本教頭ノ答辭

有無ヲ交易シテ利用ノ便ヲ得セシムルモノハ商業ナリ、貨財ヲ流通シテ製産ノ買値ヲ得セシムルモノハ商業ナリ、功ヲ通シ事ヲ易ヘ營生ノ道ヲ得セシムルモノ亦商業ナリ、被服飲食人生百般ノ需用、其欲ヲ遂ケシムルモノ、一ニ商業ニ資ラサルナシ、是ヲ以テ商業繁盛ナレハ、則チ人智日ニ開ケ、農事以テ進ミ、工事以テ起リ、物産旺シ貨財殖シ、制度文物隨テ備ハリ、國力自カラ富強ナリ、其衰頽スルヤ則チ之ニ反ス、故ニ商業ノ盛衰ニ由リテ貧富強弱ヲ異ニスル者ハ、方今宇内各國ノ形勢ナリ、然リ而シテ法ニ熟否アリ術ニ巧拙アリ、其法ニ熟シ其術ニ巧ナル者ハ、常ニ人ヲ制シテ其利ヲ得、其法ニ熟セス其術ニ拙ナル者ハ、常ニ人ニ制セラレテ其利ヲ失ス、是レ商業講習ノ已ムヘカラサル所以ナリ、我大坂ノ地タル、南海中國ノ要樞ニ當リ、海陸兩便巨賈豪商古ヨリ多ク、商業ノ隆盛ナル、實ニ全國ニ冠タリ、然リト雖モ唯内地ノ商業ノミニシテ、從來ノ慣習ニ依リテ其業ヲ營ミ其事ヲ執リ、外國貿易ニ至リテハ、未タ其法ヲ究メ其術ヲ講スルモノアラサルナリ、輒近外交ノ開ケシヨリ、商業ノ權利常ニ彼レノ壓制スル所ト爲リテ、我商業漸ク衰細シ、我邦ノ財政ハ困難ノ極点ニ達セントス、是レ皆外人、我商民ノ實地ニ暗ク學術ヲ究メサルヲ利トシテ、姦計百出、我ヲ魚肉ニセント欲スルヲ以テナリ、蓋シ外人ノ商業ニ從事スルヤ、意ヲ海外ニ專ニシ、航海ヲ以テ生涯ト爲シ、風濤ヲ履ンテ畏レス、蛟鱔ニ觸レテ警レス、萬里不測ノ域ニ入り、以テ各邦ノ形勢ヲ察シ、情況ヲ視、其法益々熟シ、其術益々巧ナリ、而シテ我商民ヲ以テ之ニ當ルハ、譬ヘハ猶新募疲羸ノ卒ヲ驅リテ、百練精銳ノ兵ニ敵

スルカ如シ、勝ヲ制スル豈ニ得ヘケンヤ、頃者各地ニ商業講習所アリテ、其法ヲ講シ其術ヲ究ム、我邦商業ノ中心ト稱スル大坂ニ於テ、豈ニ獨リ無カルヘケンヤ、是ニ於テ府下有志ノ豪商紳士、奮然興起、講習所ノ設ケサルヘカラサルノ議ヲ發シ、明治十三年二月ヲ以テ河口・門田ノ諸氏等假創立事務委員ト爲リ、有志ノ醜金ヲ募集シ、同年十一月始メテ立賣堀ニ於テ假講習所ヲ開ケリ、然リト雖モ事草創ニ屬シ、校舍未タ備ハラス、費用未タ偏カラス、將サニ大ニ振ハントシテ、未タ半途廢絶ノ患ヲ免カレサルモノアリテ、遂ニ我大坂府ニ上書請願シ、其保護ヲ仰キタリシニ、大坂府ノ商業ヲ獎勵スルニ熱心ナル、速ニ之ヲ許可セラレ、明治十四年七月ヲ以テ、私立ヲ進メテ府立ト爲シ、定額ノ費金ヲ給シ、校舍ヲ江戸堀ニトシテ之ヲ修繕セシメ、其規則ヲ改定シ、大ニ其規模ヲ擴充セシメ、乃チ本日開業ノ盛典ヲ舉行シ、府知事閣下ノ親臨ヲ辱ナクスルニ至レリ、嗚呼盛ナルカナ、當所ノ教員タル者豈ニ奮勉勵精セサランヤ、庶幾クハ駑鈍ヲ盡クシテ良商能買ヲ養成シ、頽勢ヲ挽回シ、商權ヲ恢復シ外人ヲシテ又利ヲ我東洋ニ擅占スルヲ得サラシメ、我商業ヲシテ益々振興セシメ、以テ我邦ヲシテ富強ノ域ニ進マシメン、本日來臨ノ諸君、意ヲ方今ノ商況ニ注キ、幸ニ當所ヲ翼賛セラレンコトヲ、達雄乏ヲ當所教長ニ承クルヲ以テ、敢テ當所ノ教員ニ代リテ蕪言ヲ陳シ、謹ンテ府知事閣下ノ盛旨ニ奉答ス

明治十五年一月廿五日

山 本 達 雄

大阪商業講習所正速兩科改正規則

「大阪商業講習所正速兩科改正規則」は現存する最古の規則書で、實にわが國に於ける商業講習所に關する唯一の史料かと思はれる。四六版の小冊子で、出來た年月は判明しないが、明治十八年以前のものであることは確である。改正とあるからこれ以前のものゝあつたことはわかる。學科課程表に見ゆる外國語授業時間數の多いのが眼につく。殊に支那語のあるのは面白い。雜喉場の舊家鷺池平九郎氏の家に傳はつたものである。

大阪商業講習所正科規則

第一章 設置之主旨

第一條 當講習所ハ專ラ實地商業ニ適切ナル學藝ヲ講習シ善良ナル商賈ヲ養成スルヲ目的トス

第二章 教 則

第一條 學科ヲ分チテ簿記・算術・修身・經濟・和漢文學・地理物産・商律・習字・外國語學・實地演習ノ十科トス

第二條 卒業年限ヲ三年ト定メ一年ヲ二學期ニ分チ三月一日ヨリ七月廿日ニ至ルヲ第一學期トシ九月十一日ヨリ翌年二月廿一日ニ至ルヲ第二學期トス

第三條 當講習所ハ外國語學ヲ除ク外總テ和書ヲ以テ教授スルモノトス但外國原書ヲ以テ口授シ生徒ヲシテ之ヲ筆記セシムルコトアルベシ

第四條 生徒ノ等級ヲ六級ニ分チ各其等級ニヨリテ課程ヲ定ムルコト別表ノ如シ

第五條 學科中一科若シクハ二三科ヲ偏學スルヲ許サス都テ順序ヲ逐ヒ總科ヲ學習スルヲ法トス

第六條 生徒ノ學力未タ本科ニ入ル能ハサルモノ、爲メニ豫備科ヲ設ケ其學力ヲ整頓シテ後本

科ニ移スベシ

但シ豫備科ハ其生徒學力ノ缺乏ヲ補フモノナルヲ以テ別ニ學科ヲ定メス

第七條 休業ハ毎土曜日半日・日曜日・祭日・祝日・月例試験後一日・第二學期試験後一週間・每節季末日及ヒ夏期(自八月一日)冬期(自十二月廿一日)トス

但臨時休業ハ其都度之ヲ揭示スヘシ

第八條 年中授業終始時限左ノ如シ

自九月一日 午前八時始業午後二時終業

自十月十日 午前八時始業午後二時終業

自十月十一日 午前九時始業午後三時終業

自五月一日 午前八時始業午後二時終業

第九條 年中授業時間ハ大約四拾四週一週二拾八時一日五時間トス

大阪商業講習所正科學科課程表

科學	壹級	貳級	參級	肆級	伍級	陸級	課程													
							簿記	算術	英語	經濟	和漢文學	地產	商律	習字	修身	演習				
三年	簿記學原理	累乘表用法	會話作文支和譯	銀行論																
二年	官省簿記	求積法	會話作文支和譯	貨幣論	讀文書事集															
一年	遺取撥入簿記	比分配例	會話作文支和譯	易論	讀文書事集	配財論														
上全	複式簿記	分算例	會話讀方習字	論	讀文書和漢歷史	配財論														
上全	複式記入法	諸數等	讀方習字		讀文書和漢歷史	讀文書和漢歷史														
上全	三單式記入法	加減乘除	讀方習字		讀文書和漢歷史	讀文書和漢歷史														
上全					讀文書和漢歷史	讀文書和漢歷史														

第三章 試 驗

- 第一條 試験ヲ分チ月例試験・定期試験・卒業試験ノ三種トス
- 第二條 月例試験ハ其月中履修セル諸科ヲ試ミ其學力ノ優劣ニヨリ席次ヲ定ムル者トス
- 第三條 定期試験ハ一學期中履修セル諸科ニ就テ之ヲ試ミ月例試験點數ト對照シテ生徒ノ等級ヲ定ムルモノトス
- 第四條 卒業試験ハ全科ヲ學終リタル片既ニ履修セル諸科ニ就テ之ヲ試ミ卒業セシムル者トス
- 第五條 月例試験ハ各受持教員之ヲ試ミ定期及卒業試験ハ教員二名以上立會ノ上之ヲ試ミル者トス
- 第六條 定期試験ニ於テ及第ノ者ニハ其級ノ卒業證書ヲ與ヘ卒業試験ニ於テ及第ノ者ヘハ全科卒業證書ヲ與フベシ
- 第七條 試験ノ問題ハ各受持教員之ヲ撰ミ所長若シクハ教頭ノ檢閲ヲ經テ之ヲ施行シ生徒對問ノ當否ヲ點檢シテ評點表ヲ製シ生徒ノ對案ヲ添テ之ヲ所長若クハ教頭ニ差出スモノトス
- 第八條 卒業試験及ヒ定期試験ハ一回ノ點數ヲ五百點トシ月例試験ハ一百點トス
- 第九條 每級卒業ハ定期試験ト月例試験ノ點數ヲ合セテ十分ノ六以上ヲ得ルモノヲ及第トス
- 第十條 全科卒業ハ卒業試験及每級卒業試験ノ點數ヲ合十分ノ六以上ヲ得ルモノヲ及第トス

但落第ノモノト雖凡其望ミニ由リテハ更ニ數月ノ猶豫ヲ與ヘ再試験ヲ行フコトアルヘシ

- 第十一條 卒業試験ノ節疾病事故アリテ欠席スルモノ其證跡確實ナル片ハ臨時試験ヲ許スコトアルヘシ
- 第十二條 定期試験ニ於テ格別優等ノモノヘハ褒賞ヲ與フヘシ
- 第十三條 卒業試験ニ於テ格別優等ノ者ヘハ優等證書并褒賞ヲ授與スヘシ
- 第十四條 毎月末ニ其月中ノ試験表ヲ製シテ之ヲ所内ニ揭示シ每學期ノ終ニ其期中ノ試験表ヲ印刷シテ生徒及其保證人ニ附與スベシ

卒業證書雛形

第何號

全科卒業證書

何縣華士族平民

何之誰

年齡

商習印

當商業講習所全科卒業之證トシテ之ヲ

附與ス

大阪商業講習所 圖

年月日

所長 氏 名 印

教頭 氏 名 印

教員 氏 名 印

優等證書雛形

第何號

優等證書

何縣華士族平民

何之誰

年齡

商業講習所之印

當講習所學業優等之證トシテ之ヲ附與ス

大阪商業講習所

年月日

所長 氏 名 印

教頭 氏 名 印

教員 氏 名 印

第四章 入退學

第一條 入學日ハ每學期ノ終リトス

第二條 入學シタルモノハ半途猥リニ退學スルヲ許サス

第三條 入學スルモノハ滿十三歲以上ニシテ小學中等科卒業ノモノ若クハ之ニ適合スル學力ヲ有スルモノトス

第四條 第三條ニ適合セサルモノト雖モ本人ノ望ニヨリ若クハ教員ノ見込ヲ以テ先ツ豫備科ニ組入レ逐テ本科ニ入ルモノトス

第五條 入學志願ノ者ハ學業履歷書〔第二号書式〕及入學願書〔第一号書式〕ヲ携ヘ事務局ヘ申出ヘシ

第六條 入學許可ノ通知ヲ得タル者ハ保證人同道入學證書〔第三号書式〕ヲ携ヘ事務局ヘ差出スヘシ

但右證書ハ當講習所ノ用紙ニ認ムベシ

第七條 保證人タル者ハ大阪市内ニ住居シ身先慥ナル者ニ限ルヘシ若シ市外若クハ他國ニ在ルモノニシテ市内ニ保證人タルベキ者ナキ時ハ其地ノ戶長及親戚一人以上ノ連印アルヘシ但保證人市外ニ轉居シ又ハ死亡スル片ハ之ヲ立換ヘキハ勿論市内ト雖モ轉住ノ都度速ニ届

出ベシ

第八條 退學セント欲スルモノハ兩三日前證人出頭其趣ヲ願出テ所長若クハ教頭ニ面會シ事實ヲ詳述シ許可ヲ受クベシ

第九條 退學ノ生徒更ニ來學スル者ハ始メテ入學スルノ法ニ從フヘシ

第一号書式

入學願書	屬籍	姓名
職業	年 齡	本人 圖
右商業講習所へ入學仕度候間御 試験相願候也		
年月日		
所 長 宛		

但速成料ハ左ノ如ク記載スベシ

右之者商業講習所速成科へ入學仕度右ハ某雇人ニテ(其他ニテ)晝間就學難仕候者ニテ事實相違無之因テ此段奉願候也

證人 連 署

第二号書式

履 歷	本貫族籍	戸主或ハ何誰子弟	姓 名	何年何ヶ月
一何年何月ヨリ何年何月迄何學校ニ入り或ハ何所誰ニ就キ何學修業云々				
年月日				

第三号書式

入學證書

本貫屬籍(寄留ナレバ寄留ナルヲモ記載スベシ)

戸主或ハ何誰子弟

職業

姓名

出生年月日及年齡

右之者講習所へ入學被差許候以上ハ御規則
堅ク爲相守可申ハ勿論已ヲ得サル事故アル
ニ非ザレハ中途退學爲仕間敷且又當人身上
ニ關スル事故ハ拙者一切引請可申候也

大阪府何區何町何番地

年月日

身柄

何某 團

所長 宛

第五章 入學金及月謝金

第一條 大阪市内ニ在籍ノ者ハ入學金ヲ納ムルニ及ハスト雖モ其市外並他府縣ノ者ハ入學ノ日
金壹圓ヲ納ムベシ

但市外並他府縣ノ者ト雖モ全戸市内ニ寄留ノモノハ在籍ノモノト同ジ

第二條 大阪市内ニ在籍ノモノハ月謝金ヲ納ムルニ及ハスト雖モ其市外並他府縣ノ者ハ一ヶ月
金三拾錢ヲ前月末納ムベシ

但市外並他府縣ノ者ト雖モ全戸市内ニ寄留ノモノハ在籍ノモノト同ジ

第六章 書籍及演習具

第一條 教科用書及演習具ハ大概之ヲ貸與スベシ

第二條 書籍ヲ借用スル者ハ借料トシテ其書籍原價ノ二十分ノ一ヲ毎月事務掛へ納ムベシ

第三條 毎二ヶ月ノ末書籍掛ノ者教場へ出席シテ書籍調査ヲナスヲ以テ其通知ヲ得タル當日ハ
借用ノ書籍ヲ持參シテ調査ヲ受クベシ

第四條 每學期ノ末書籍大調査ヲナスヲ以テ校内ノ揭示ニ從ヒ一旦借用ノ書籍ヲ返納スベシ

第五條 講習所々有ノ書籍及器具ヲ紛失シ或ハ破毀汚染スルキハ相當ノ償金ヲ納メシム

第七章 教場規則

- 第一條 授業中ハ一切教師ノ命令示諭ニ違背スベカラス
- 第二條 教師ノ問題其他ノ説明カシヲナス間ハ決シテ發言スベカラス
- 第三條 他ノ發言中ハ決シテ發言スベカラス
- 第四條 拆聲ヲ聞カバ速カニ各其教場ニ入り教師ノ指揮ヲ待ツベシ
- 第五條 授業終リタル時教師ノ指揮アラサレバ退場スベカラズ
- 第六條 授業時間ノ外教師ノ許可ナクシテ決シテ教場ニ立入ルヘカラス
- 第七條 授業中教師ノ許可ナクシテ教場ヲ去ル可ラス又他ノ教場ニ入ルモ同シク教師ノ許可ヲ受クヘシ
- 第八條 授業中生徒互ニ談話スヘカラス
- 第九條 算盤筆硯等ヲ粗暴ニ取扱ヒ他人ノ默思ヲ妨ク可ラス
- 第十條 教師ヨリ問フニ非サレハ妄リニ答數ヲ云フ可ラス
- 第十一條 教場中ハ粗暴無禮ナル言語ハ勿論苟シクモ他人ノ默思考案ヲ害スルノ所業アルヘカラス
- 第十二條 何事ニ因ラス教師ノ誠諭ヲ用キヌ又規則ニ違フ者ハ相當ノ懲罰ニ處スベシ

第八章 生徒心得及罰則

- 第一條 講習所内ニ於テ諸事教師ノ指揮ニ從ヒ謹慎靜肅ニシテ決シテ粗暴ノ舉動ヲ爲ス可ラス
- 第二條 疾病若シクハ不得已事故アリテ欠席スルモノハ必ズ其事由ヲ詳記シタル届書ヲ事務局ヘ差出スヘシ萬一引續キ欠席一週間ニ及ヒ猶届書ヲ差出サ、ル者アラハ其事由ヲ取糺シ事宜ニヨリ退學ヲ命スベシ
- 第三條 傳染病症ニ罹ルモノハ全癒ニ至ルマデ上學スルヲ許サス
- 第四條 全課若シクハ其中一二課ニテモ格別ノ事故ナクシテ屢々欠席スル者及不行狀ノ者ハ斷然退學ヲ命スベシ
- 第五條 怠惰不勉強ニシテ成業ノ目的ナキモノハ退學ヲ命スベシ
- 第六條 右數條ニ依リ退學ヲ命スルキハ其事由ヲ詳記シ之ヲ所内ニ揭示スベシ
- 第七條 退學ヲ命セラレタルモノハ再び入學スルヲ許サズ

大阪商業講習所夜學速成科規則

第一章 設置之主旨

第一條 晝間家業ニ忙ハシク正科ニ就キテ學フノ餘暇ナキ者ノ爲メニ已ヲ得ス之ヲ設クル者ニシテ其課業ノ如キモ簡易ニシテ高尚ニ涉ラス務メテ學業速成スルヲ目的トス

第二章 教 則

第一條 學科ヲ分チテ簿記・算術・實地演習ノ三科トス

第二條 終學ノ期限ヲ一ケ年半ト定メ之ヲ三學期ニ分チ每學期凡六ケ月ヲ要スルモノトス

第三條 生徒ノ等級ヲ三級ニ分チ各等級ニヨリテ課程ヲ定ムルヲ別表ノ如シ

第四條 學科ノ中一科ヲ偏學スルヲ許ス

第五條 休業ハ毎土曜日・節季ノ前夜、其他ハ正課規則第二章第六條ニ全ジ

但臨時休業ハ其都度之ヲ揭示ス

第六條 毎夜授業ノ時間ヲ二時トス其時間ハ日ノ長短ニヨリ時々變換シ其都度之ヲ揭示スヘシ

速成科學科課程表

學 科	簿 記	算 術	實 地 演 習	每學期中二週間	六	銀行簿記 官省簿記	六	複式帳合法 單式帳變更法	六	單式帳合法 複式帳合法
				時數	第一級	全上	第二級	全上	第三級	
		四		求比百分積例等	六	複式帳變更法	四	單式帳變更法	四	單式帳變更法
		四	全	比百分算例	六	單式帳變更法	四	單式帳變更法	四	單式帳變更法
		四	上	諸加減乘除等	六	單式帳變更法	四	單式帳變更法	四	單式帳變更法

第三章 入 退 學

第一條 速成科ハ商家若シクハ其他ノ雇ニシテ實際晝間ニ暇マナキモノニ限り入學ヲ許ス
但其趣ハ入學願ノ節證人ヨリ事實證明書ヲ出スヘシ

第二條 入學願書・履歷書・保證書等ハ正科規則第四章第五條・六條・七條ニ同シ
第三條 退學又ハ退學後更ニ入學スルモノハ正科規則第四章第八條・九條ニ同シ

第四章 試 驗

第一條 試驗方法ハ正科規則第三章第一條・第二條・第三條ニ同シ
第二條 卒業試驗ハ兼テ修學セル全科ヲ學ヒ終リタルハ既ニ履修セル科目ニ就キテ之ヲ試ミ卒業セシムル者トス

第三條 卒業試驗ニ於テ及第ノ者ニハ卒業證書ヲ與フベシ

第四條 卒業試驗・定期試験及月例試験ノ點數ハ正科規則第三章第八條ニ同シ

第五條 定期及卒業試験ニ於テ及第ノ點數ハ正科規則第三章第九條・第十條ニ同シ

第六條 卒業試験ノ節疾病事故アリテ欠席スルモノニ臨時試験ヲ許可スルハ正科規則第三章第十一條ニ同シ

第七條

每月末ニ試験表ヲ製シ每學期ノ末ニ試験表ヲ印刷スルハ正科規則第三章第十四條ニ同シ

卒業證書雛形

第何号	速成科 <small>全科</small> 卒業證書
姓 名	何府縣華士族平民
年 齡	
割印	
右商業講習所速成科 <small>全科</small> 卒業候事	
年月日	大阪商業講習所
所長 氏 名 印	
教頭 氏 名 印	
教員 氏 名 印	

第五章 入學金及月謝金

第一條 大阪市内ニ在籍ノ有無ヲ問ハズ入學ノ日入學金ヲ受ケス

第二條 大阪市内ニ在籍ノ有無ヲ問ハズ月謝金ヲ受ケス

第六章 書籍及演習具

第一條 書籍・演習具・書籍借料・書籍調査及書籍紛失等ノ償金ハ正科規則第六章第一條・第二條

第四條・第五條ニ依ルベシ

第七章 教場規則

第一條 教場規則ハ總テ正科ニ準ズ

第八章 生徒心得及罰則

第一條 生徒心得及罰則ハ總テ正科ニ準ズ

雜則

正科ヨリ速成ニ速成ヨリ正科ニ移ルモノハ更ニ新規入學ノ手續ヲ踏ムベシ
但一回移リタルモノハ再ビ轉ズルヲ許サス

附錄

實地演習之部

此演習ハ既ニ學ビ得タル學藝ヲ練磨活用セシムル爲メ當講習所内ヲ數局ニ分チ郵便局・電信局・運輸局・運送問屋・小賣・問屋・仲買店・銀行・諸會社等ニ區別シ生徒ヲ各局ニ配置シ且假リニ紙幣・切手・手形等ノ模本ヲ發出シテ商賣ヲ營マシメ恰モ講習所内ニ一ノ市場ヲ開キ商賈相集リテ互ニ取引ヲ爲スノ趣向ナリ故ニ演習始マルキハ生徒ノ學力ニ應ジテ之ヲ踐行セシム

簿記改正之事

一學期以上當講習所ノ生徒タル者ニシテ自家取引事項ノ寫ヲ持參シ帳簿ノ改正ヲ依頼スル
キハ其商店ニ適スベキ様好ミニ應シ之ヲ改正スベシ

通帳依頼之事

店主或ハ父兄ニシテ若シ幼年子弟或ハ丁稚等夜分當講習所ニ出シ事實出席セシヤ否ヤヲ知ラント欲セハ其旨ヲ事務局ニ報スベシ然ルキハ右生徒ニ通帳ヲ渡シ毎夜出席ノ有無ヲ檢査シ受持教員之ニ捺印シテ父兄又ハ番頭等へ報ズルノ便ヲ與フベシ

森有禮卿の商業教育論

わが日本に於ける商業教育の創始者と見るべき森有禮卿が文部大臣就任以前、明治十八年四月、文部省御用掛として西下し、大阪商法會議所にこの地の紳商を會して一場の商業教育論をなした。この前月わが商業講習所は大阪商業學校に改組せられて居り、歩一步確實なる地位を占めつゝあつた。この改組の裏に陰に陽に、この一代の先覺が絶大なる支援を惜まれなかつた真相は、充分にこの演說中に讀み取ることが出来るであらう。

商業學校を設くべきの理由

(明治十八年四月文部省御用掛森有禮卿の大阪商法會議所に於ける演說)

商業教育 先生は又商業教育に心を用ゐたるは女子教育に減せず。實に東京商法講習所の設立者にして、東京商業學校を農商務省より文部省に轉屬し、更に東京外國語學校と合併して、今日の高等商業學校の地を爲したる偉績あり。何故に商業教育を必要とせし乎は、前に福澤氏の口を藉りて讀者に紹介せりと雖、尙文部省御用掛として、明治十八年四月大阪商法會議所に於て演說したる所は、一層切實なるものあり。左に掲載して商業學校を設くべき理由と爲す。

余は今回政府の命に依て當地に參ることを得たるに就ては、聊諸君に向ひ御話申し度ことあり。其は「商業學校を設くべきの理由」と云ふこと是なり。右に就ては先づ第一に、日本の地位と云ふ點より説き出すへし。

諸君よ、余か背後に地球の圖あり。今余か指點する所の國は、即ち我々の共に棲息する所の日本帝國に非すや。抑々此日本と云へる國は、氣候溫和にして五穀善く熟し、人々か放逸して居るも食ふて行かるゝと迄云ふ國柄にて、高山に富み森林に饒かに、五風十雨其宜しきを得、眞に結構なる土

地と云ふべきなり。今此天然の良邦に於て人々勉強し大に奮ふ所あらんには、天下の至難中の至難なるべきものと雖、亦何ぞ爲し難しと謂はんや。試みに思へ、東洋諸國に籍を置く邦として、誰か摺んで、商業の權を掌握するものぞ。我日本帝國は其國の地位に於て、之を掌握することを自任せざるへからざるなり。

第二 日本之地形を考へよ。余か今指點する所を見られよ。我國は斯の如く細長形の島嶼にして、隨て港灣多し。假令大なる良港灣なしとするも、亦小なる良港灣に富めることは、一目瞭然たるに非ずや。今我全國の人口を三千七百萬人とすれば、沿岸に住み航海の利益を受け、海軍の便を知る者は其十分の一、即ち三百七十萬人ありと假定するも、大なる誤算なかるべき歟。左ればにや、往古は勇敢なる此海島の人民は、茫茫たる大洋を事ともせず、遠く暹羅等まで航海し、以て貿易通商を開きたることは事實に徴して明なり。然るに幸か將た不幸か、霸府の一たひ天下の政權を執りしより、令を全國に下し、嚴に渡航通商を禁し、又大船を造ることを禁し、之を造る者は諸侯と雖、亦用捨致さすとまで制限を加へたりき。爾來我國の人民は、此人爲の制限を甘受して深く自ら鎖し、若は鎖さるを得ずして、恰も一種の武陵桃源、他國の春を知らざるの有様に陥りたり。慙れむべきの極と云ふへし。然り而して此慙れむべきの極の結果は如何にと曰はんには、當大阪市民のみならず、日本全國到る處の人々は何れも眼光豆の如く、只小利に甘んじ外觀に泥めるの陋習は、

即ち其結果なるへし。顧ふに此陋習は、素より固有のものに非ず、只人爲の制限に依りて一時固結したるに過ぎされは、早晚溶解するの期あるへし。然れとも我々も亦、焉んぞ進んで其期を促さざるを得んや。元來我國人の素質として一體に伶俐なること、世界に無比と云ふべき程にて、之に向ひ更に活潑なる先見を加へしめは、文明の進路上第一等の地位に移ること、左のみ難しとすへからず。我々何とかして其位地に移らんことを望むと同時に、之に到着する方法を講せしめて可ならんや。

第三 更に一步を進めて眼を歐米の商業に注かん。余か今指す所の次の地圖を見よ。此處に地中海なるものあり。此邊の沿岸を開きたるは他なし、當時の通商に在り。而して其沿岸や港灣相接し、航海交通の便利相依り、隨て商賣の繁昌を促かしたるなり。夫のウエニス等、伊太利地方の一時商業を以て名を顯はせしは、取も直さず航海に依て商賣を爲したるの結果にてありき。元來歐洲は曾て早くより分離し、隣接の邦、各々有形上或は無形上の智識の競争を現出し來り、百般の事奇巧を争ひ、創造を闘はず等のことは、萬東洋地方の醉夢に安するの比に非ざりしなり。而して就中英國の如き、文物駸々として進み、早や已に海上の商權を掌握して他の強國を凌くと雖、是とても自分は將に老樹の稍々傾倒せんとするか如く、他の之に壓制せられたる白耳義佛蘭西獨逸の如きは、却て今盛大に赴くの勢あり。是實に競争の利に非ざるはなし。例せば商業の見本を陳列して良否を競

ひ、又は海外の商況を視察し、又は商人の子弟を薰陶する等の急務に、汲々乎として敢て怠ることなし。然るに曾て海王とまで呼ばれて大洋に跋扈したる英國は、素此の永遠の基礎に依て繁昌したるに非されは、今は却て其國の商賣否運(悲)に傾き、此頃急に狼狽して商業學校を設けて子弟を教育し、以て古の勇敢なる鵬擊を他國に下さんなど、評議中なりと聞及へり。然れども亦晩しと云ふへし。之に反して大西洋の彼方に在る亞米利加合衆國は、商業の形勢果して如何んぞや。惟みれば此洲は、今より殆んど四百年前の頃に始めて發見せられたる新世界にして、合衆國の基礎を爲したる亦僅かに百餘年前なり。然るに此英國を離れて渡航したる流民の集合は、互に食ふものもろくろくは食はず、着るものもろくろく着すして先づ學校を建てたり。而して合衆國の基礎を成るに至るや、商業専門の學校をも設け、又一般の進歩を加ふるなど、事々勉強を以て造り出したる手際は、既に諸君も聞及へる所ならんか。天晴れ感心すべきこと多しとするなり。今余は其商業學校の數を詳かにするの便を缺きたれども、其學校は實に全國に充滿せり。否、嘗に充滿するのみならず、又頗る完全せり。例へば一箇所の商業學校に五十弗の金を入れて入學したる者、後事故ありて他の土地に轉居し、其地の學校に入學するときは、別に入學金を出すを要せざる等の便法あり。是皆各地聯絡を通して子弟の便を圖るものなり。又大學校の卒業生の如き高等の教育を受けたる者も、志を商業に立て前途の事業を此に執らんとする時は、皆一度は商業學校に入り、六箇月の後卒業して出る

ことゝ爲り居れり。されは此國は、今より七十年前は一切の事物を他國に仰き、只烟草と麥のみを外國に輸出せしものなりしか、後には進んで麥を粉にして出すことを爲し、茲に歐羅巴の商人を喫驚せしめたりしか、今は更に之をば麴包に製して以て歐洲へ出し、又は肉類をば氷詰にし輸出する事を爲すに至れり。爲に歐洲の市場は殆んど攪亂せらるゝの姿なり。斯の如く活潑勉勵にして競争に務むる合衆國なれば、其富めるも亦怪むに足らざるなり。

第四 今翻て東洋諸國の商況を説かん。東洋諸國中には支那人の外に商人あるなし。而して日本の商人などは、迥も支那人に比して商人と稱するに足らざるなり。試みに見よ、一國の基礎たる農工商の状態にして、今日我邦の如く憔悴を極むる間は、縱令海陸軍を張るも決して國力を張るに足らざるへし。又農工業と雖、亦商業の敗北を告ぐる間は決して盛大を爲さざるへきなり。故に商業の一事は、我國に取て最擴張せざるへからざる急務と云ふへし。余常に以爲らく、商賣は軍の先鋒なりと。先鋒にして既に脆弱ならんか、國力の張らざるも亦宜ならずや。夫れ然り、故に今にして早く計を爲し、商賣の練習と智能を養成せずんば、將た何の時をか期せんや。我政府に於ても此事には非常に注意を加へ、出来る丈はやつて見やうとせらるゝに就ては、第一に商業學校を盛んにせんと企てらるゝなり。因て農商務省に於ては、既に其事を計畫して、東京には同學校を起し、稍々其端緒を開きたり。實に今日は前途安危存亡の繫る所、自ら西洋を敵として先鋒に當らんとする者、

焉そ其注意を怠るへけんや。

第五 今西洋と支那との關係を考ふるに、支那商人は歐米商人に比して、資格上更に卓絶なるを覺ゆるなり。余と雖、支那人をは萬事に勝れてあるとは思はされとも、商法の點に付ては、遙に西洋人の上に在りと信して疑はざるなり。蓋此國や、壓制の治下に厄せられて、或は御用金を命せらるゝあり、或は嚴しき刑辟に論せらるゝあり。而して其教育主義や政治主義は、孔子流に非ずんは承知せずと云ふ邦柄なり。然りと雖、其腐敗したる流儀は彼の商法上の元氣を屈服せしむることを得ずして、却て活潑なる支那人の事を成す處は商賣より外にはあらざりし。成程或場合に於ては、詐僞偷盜等の所業を爲すとは謂ふものゝ、商法上の契約に至ては實に鞏固なるものなり。余の如きも曾て諸國に使用して其内部の事情を知るものなるか、現に北京の銀行に貨幣を預け置けは、露國との境界まで大略數千里の處を、切手にて旅行することを得る等を見ても、以て其約束の確き申合せの行届ける一斑を知るに足るへし。且支那人の足跡の到る處、歐米の商、咸倒るゝの姿にて、米國又は新英蘭の如き支那人を入れぬと云ふは、畢竟支那人と對等して商賣を爲すことの叶はされはなり。又布哇國の如き、亦將に支那人を入れざるの用意を爲さんとする所なるか、是も支那人に負くことを恐るればなり。既に香港の如き、名は英領なれとも、大概商人の店は支那人の所有に非ざるはなく、英人の店は只二三軒に過ぎざるなり。

顧みて當初に遡れば、港口を浚へ警察を置き店舗を開きたるは即ち英人なれとも、後皆支那人に分捕られて遂に破産したるなり。されは香港は名のみ英領にして、實際的の觀察を以てすれば支那人の領地たるに外ならずと謂ふも、大失言に非ざるへし。抑、斯の如きは晉に香港の一地のみに止まらんや。佛領に屬するの柴棍と雖、赤道直下マレー島の港角なる英領新嘉坡と雖、多くは支那商人の手と足とに荒されて、今は其佛商も英商も若は土着の種族も、概ね財産を耗盡せられざるもの幾んと希なり。此故に余は豫言せんとす、將來更に支那人と歐米人と何れか勝つか負くるか、商工業の大戦争あることを免れざるべきなりと。

第六 進んで日本と西洋との商賣の關係を論すへし。現今の處、木棉石油等の貨物は、多くは之を西洋より我國に輸入して、以て邦人の需要に充つると雖、是の如きの貨物は充分我國内に於て製造することを得るの見込あり。其筋の商人たる者、最眼を此點に着けざるへからず。但遽かに製造に着手すること能はざる者は、思ふに羅紗と機械との二個なるへしと雖、是とても能く基業を鞏固にして、順序を逐ひ以て奮勵する所あらは、直ちに製し能はざるへきも、漸々進歩して遂には外品を仰かざるの域に躋ることなしとせんや。余決して之に與せざるなり。是諸君も亦、恐らくは余と感を同するならん。又手外より入る所のものとは彼か如し。我の出す所のものとは如何と謂ふに、生絲米茶等の産物の外、別にはと云ふ貨物なきを覺ゆるなり。我々は遂に是等の輸出品を以て自ら甘ん

すへきか。否々。米は其支那に於て生産することを。茶は印度に於て歐米に供給することを聞けり。されは何物か以て幾かに我輸出品の脈を繋ぐものぞ。噫、是惟、憐むべきの生絲のみ。我々の起臥する國の貿易の事態、斯の如く其れ憐れなり。何を以てか能く勇敢に西洋商人と鋒先を争ふべきや。

斯く長々と論し來りて、遂に第七、日本と支那との商業の關係は如何なるやと云ふ點を講究する場合に至れり。前にも述ふる如く、日本商人は支那商人に比すれば、無論商法上取組の出來兼ねる商人にして、動もすれば彼等の銃丸に中てらるゝなり。残念千萬の至りと謂ふへし。然るに兎角我國の商人は、支那人と云へば之を馬鹿にし輕蔑するの傾きあれども、少しく實際を考へ見れば、畢竟彼等に馬鹿にされ輕蔑さるゝなり。元來我國商人の弊は、歐米の商人を鬼神視して、其一舉手一投足も何となく薄氣味惡きの感を爲し、偶々内地雜居の話をするときは、惴々焉として危ふむの輩尠からず。惑へるも亦甚し。實際歐米の商人は、正面的に商法上の軍略を爲すものにして、左のみ畏怖するに及はざるなり。寧畏怖すべきは夫れ彼の支那商人乎。支那商人に至ては、多くは正面的より商法の掛引を爲さず。隱然に我を襲ひ、我の血と肉とを吸ひ盡して以て徐に引擧げ、或は唯一片の骸骨と爲りて、始めて彼等の術中に陥りたることを發明する如きの奇談なしとすへからず。蓋支那商人は、全身を擧げて是商とも謂ふべきものなれば、何も故意に我を困倒せしめんとて

商法を爲すには非ず。自分も悟らす他人も亦悟らすして、結局商賣の滋味は支那人に吸取らるゝ姿を致すなり。其然り、然るか故に將來支那帝國(人民に非ず)は亡ふることあるも、支那商人は決して亡ふることなかるへし。思ふに支那商人の眼中君主なし政治なし。世界中利の在る處は、即ち是彼等の在る所なり。前途坤輿の權力を左右する者、遂に支那商人乎。何となれば商業上の權利を掌握する者は、總ての權威を指揮すればなり。日本商人たるもの、豈猛省せざる可けんや。然らば今に於て如何の策を講して、此支那商人に頤頑^固すへき乎。勉勵奮發は言ふまでもなく肝要なりと雖、亦夫の「チツイ」性質なるもの「ケチ」根性なるもの、若は容易に他の欺瞞に陥らざる魂魄等の原素なくんは、到底天下最怖るべきの支那商人に頤頑^固することは容易ならざるへし。何故となれば、支那商人の長所にして而も其常に慣用する所の武器は、此の「チツイ」根性若は「ケチ」なる性質に外ならされはなり。

人或は此の「チツイ」又は「ケチ」など云ふ語を忌嫌するものあらんも知るへからされとも、決してさる思まはしきことに非ざるなり。今余は日本語にて是等のことを表章する所の善き言葉を知らざるか故に、爰に止むことを得ずして「チツイ」若くは「ケチ」と云ふ語を用うと雖、惡しき意味にて云ふものにあらぬこと知るへし。聞くか如くんは、上方の地方特に當大阪の商人は其耐忍吝嗇、即ち「チツイ」若は「ケチ」なる性質根性に乏しからずと。是誠に頼みとすへき事なり。矧んや大阪は、現

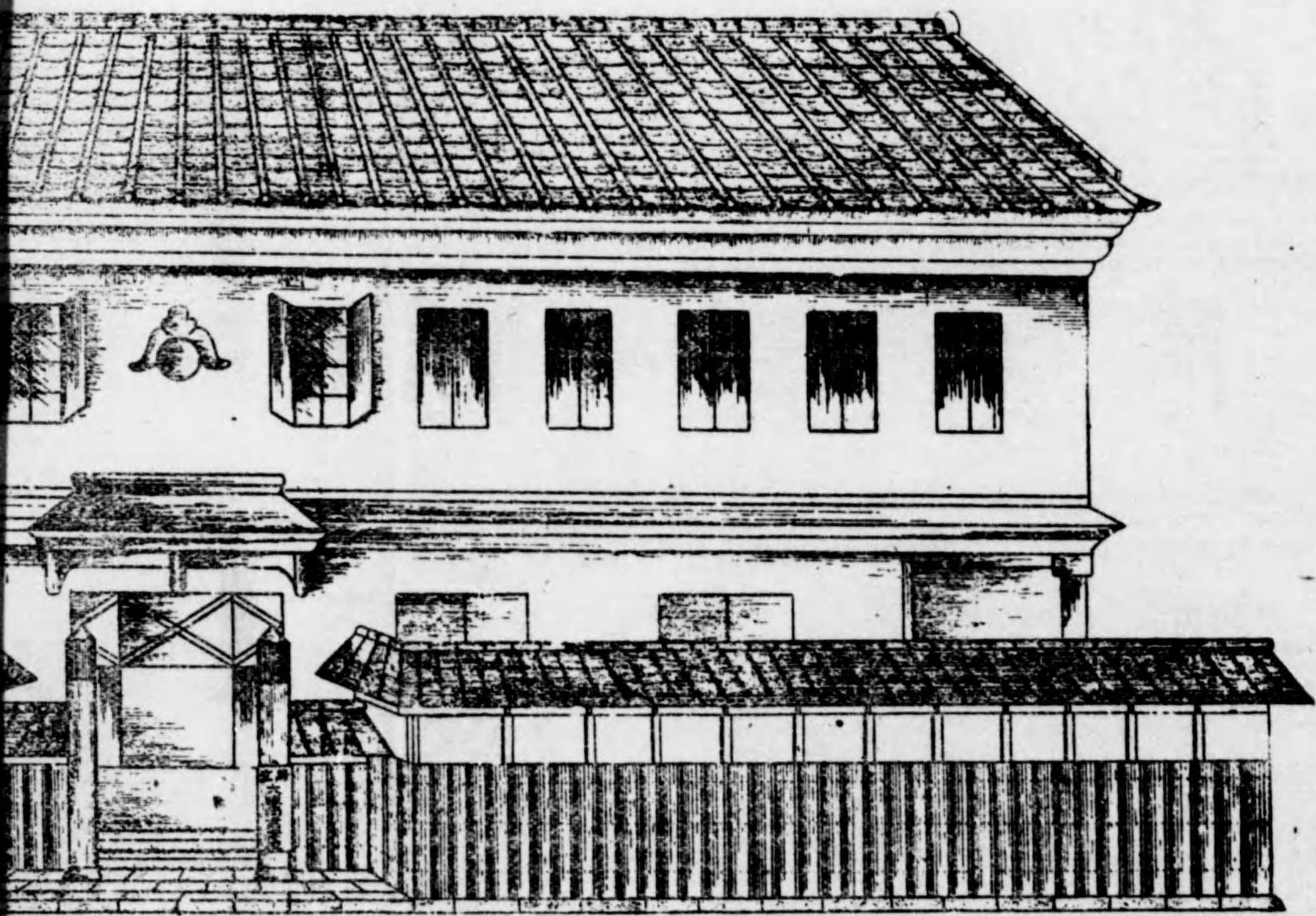
に尙日本内地の商權を取外さるゝるの地位に在るをや。嗚呼吾々の以て前途頼みとすべきものは、夫れ是等の人々乎。實に大阪商人の商業上の資格に適せることは、東京人の企て及はざる所なり。併し適實に之を申さは、余は大阪商人其物を頼みとするには非ず。唯、大阪商人の有する所の、「ケチ」「チツイ」若は「ケチ」なる性質根性をは頼みとするのみ。今より此性質根性に活潑なる氣象を加へて以て之を利用せば、永き月日を俟たずして、夫の支那商人にも優りたる商人を造出すべきは、火を觀るよりも明なり。余は斯く大阪商人の方々を稱賛すと雖、夫の徒に退守主義を以て自ら足れりとするか如きは、予は痛く之を非難せんとするなり。退守主義を以て今日の苟安を偷み、前途の大計を定めずして、而して外侮を禦くに餘りあれば可なれとも、若し然らずんば、則ち前途の大計を立つるの進取手段を執て、大に奮ふ所なかるへからず。今日の苟安小康を以て他日莫大の難苦に代へんとするは、苟も大丈夫たる者の屑とすべき所なる歎。余は愈々退きて愈々弱るか如き「ケチ」根性をは頼みとすることは出来ぬと考ふるなり。斯く説き來れば、是非とも重きを諸君に課して一臂の勞を請はざるを得ず。但一概に諸君自ら今日衰退の商勢を挽回するの衝に當り呉れよとは言はず。蓋諸君に續て起る諸君の相續人あらん。されは責て其相續人だけは活潑なる商賣の勇者にせすは、諸君の義務か濟むまし。見受くる所諸君の中、多くは今より稽古を初めて斯うしてと責むるものと、重荷の様に思はるゝなり。然るを強て諸君の身を責むるは、恰も諸君か森に責むるに汝斯くせ

よ斯く頼むと云ふと同一の話柄にて、到底無益の相談なるへし。されと諸君の二代目の諸君は、とうしてもかうしても此大役を避くこと能はず。既に此の大役を避くこと能はずとすれば、其二代目の諸君を誤らしめざる丈の責任は、此に會したる諸君の忍んで受けざるへからざる所ならずや。尤既に其筋に於ても一時補助費を出して、大坂商業學校を扶くことあるやも計り難し。加ふるに大坂府會や府廳にても、力めて之を贊助し、随分御世話か行き届くとのことなれとも、我々は此位のことにてよしと甘心すべき乎。今日安危存亡の繋る時節に際會しなから、偏に官衙の御世話にのみ依頼して、以て前途の策を立てんとするは、最「ダメ」なる話と云はざるへからず。御世話も忝けないか、若其御世話かなくんは諸君は夫れ之を如何んとせらるゝや。冀くは諸君、篤と協議を盡されて慥なる申合を爲し、之を實業(地)に表出して世人及余に見せられんことを。

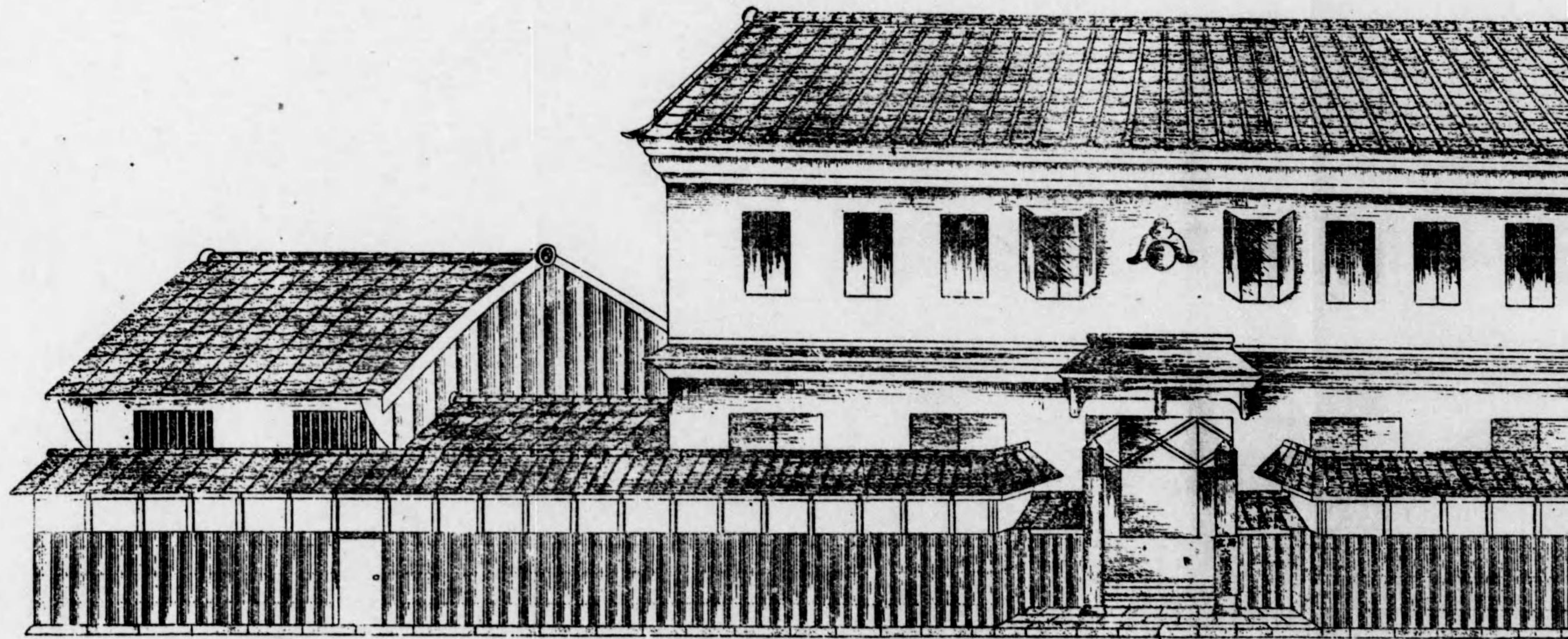
(木村匡編「森先生傳」所載)

府立大阪商業學校一覽

從明治十三年創立
至今 十九年三月



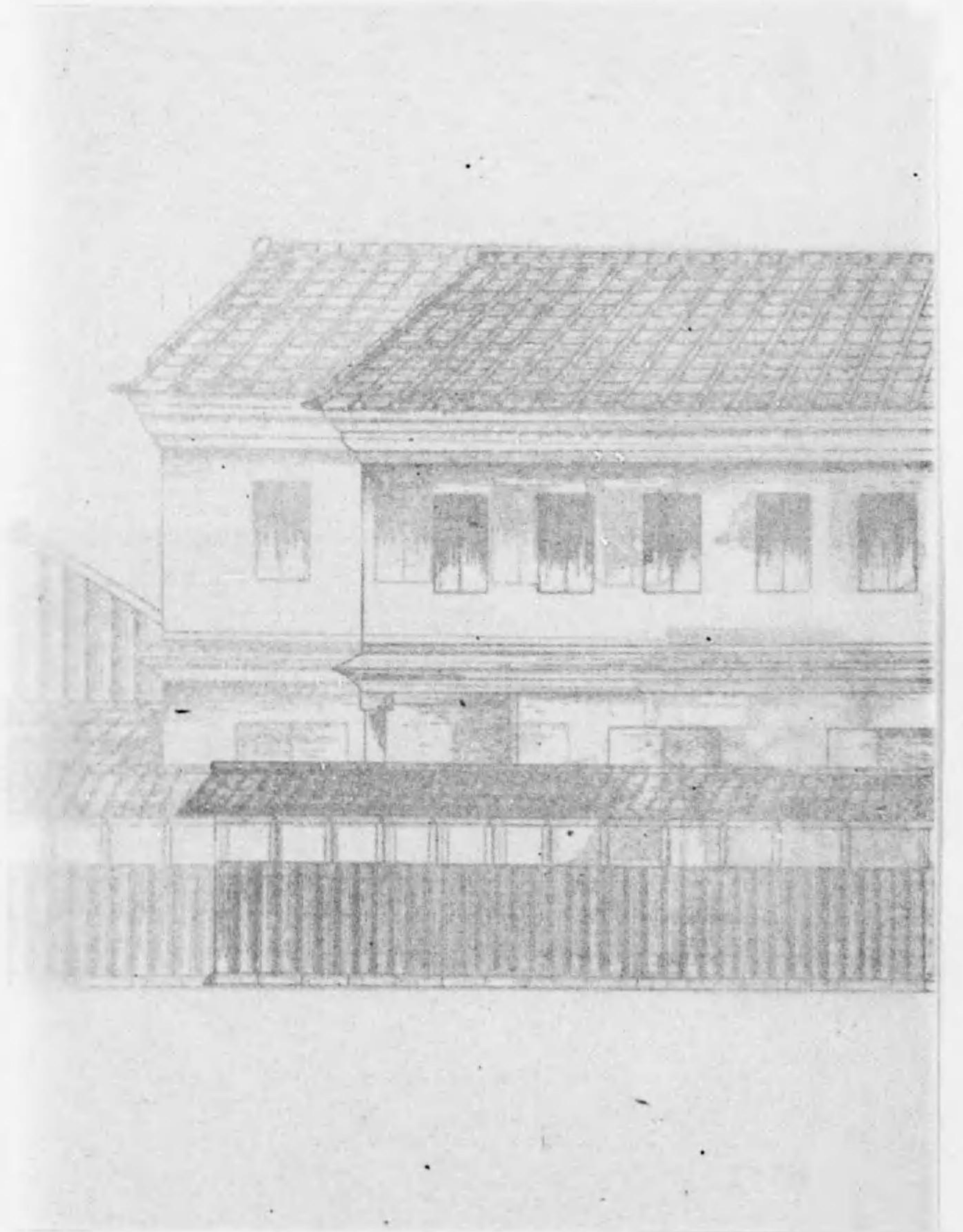
「府立大阪商業學校一覽」はわが校が有つた最初の一覽である。これは奥に見える通り明治十九年七月の印行で、これによつてわが校の創立當初からの推移の大要が或る程度明白にあとづけ得るといふ貴重な文獻である。先年一度複製せられたが、單行本として出たが爲に時を経て殆ど散逸してしまひ、今は僅に原本と共にわが校に一部存在するに過ぎない。この度六十年史開板に際して再び上梓してこゝに掲げることとした。



府立大阪商業學校一覽

目錄

沿革	本校地所及建物
職員并事務章程	
職員名稱等級準官等俸給等	
校則	
第一章	教則
第二章	入退學
第三章	試驗
第四章	雜則
第五章	教場心得
第六章	生徒心得
第七章	禁條及罰則
授業要旨解說	
速成科規則	
採點文規則	
入學金授業料徵收方法	
經費	
職員	



生徒

生徒増減表

全科及各級卒業者人名表
優等生徒賞與一覽表

寄附金

書籍寄附人名表

商品見本類

圖書機械

徴兵事務條則ニ據リ在學證明書附與セシ人員

府立大阪商業學校一覽

沿革

當府立大阪商業學校ノ設置ハ實ニ昨明治十八年三月ニシテ未タ僅ニ十有三ヶ月ヲ經ルニ過キス然レモ其設置タル細大ノ事悉ク新置創設セシモノニアラス要スルニ舊大阪商業講習所ノ組織ヲ釐革シ其課程ヲ改良シ以テ大ニ其事業ヲ擴張セシニ外ナラザルヲ以テ今當校ノ沿革ヲ詳悉セント欲セハ須ク舊商業講習所創立ノ始ニ溯リテ其來歴ヲ記述シ之ニ聯續シテ本校設置以來ノ經歷ヲ敘列セサル可ラサルナリ抑モ舊大阪商業講習所ハ去ル明治十三年ノ創立ニ係リ當時府下有志者五代友厚外拾數名相謀リテ曰方今我國文物大ニ進歩シ普通教育ノ如キハ措テ云ハス法學理學文學醫學天門（家）地理兵法航海造船機械農學工學其他各種專門ノ學校ニ至ル迄將ニ大ニ備ル所アラントス是時ニ方リ獨リ專門商業學（學）ノ全國中視ルヘキ者甚稀ナルハ實ニ今日ノ一大欠典ト云ハサル可ラス況ヤ當大坂ノ如キハ戶數拾萬人口參拾萬所謂四通八達ノ要區ニシテ水陸運輸ノ便利ナル天然既ニ我國商業ノ中心ニ位シ古來物貨ノ集散ヲ掌リ貿易交通ノ旺盛ナル全國中其右ニ出ルモノナク坐シテ全國ノ商權ヲ握リ各地ノ商況ヲ左右スルヲ得タリ然ルニ近年事物ノ變遷ニ從テ商業上ニ著シキ變動ヲ起シ兩換變シテ銀行トナリ株ノ制解カレテ自由營業ノ世トナリ電信氣船通シテ製產地需用地ノ間ヲ密接シ大阪商人ノ手ヲ借ラサルニ至ル等皆是文明進歩ノ美果ニシテ喜フヘキヲナリト雖モ徒ラニ舊慣ヲ墨守シテ世ノ潮風ニ應スルノ用意ナク甘然今日ノ小康ニ安ンスルカ如キハ到底從前ノ繁榮ヲ將來ニ維持スルヲ難カルヘシ是時ニ方テハ宜シク奮テ商業上ノ改良ヲ計リ其進歩ヲ圖ラサル可ラス而ノ其改良進歩ヲ計圖スルノ要須ク先商業講習所ヲ設置シ商賈ノ子弟ヲシテ普ク商業上ノ教育ヲ受ケシメサル可ラスト於是乎各自有用ノ資産ヲ殺キ

若干ノ金圓ヲ投捐シ銳意之カ創立ニ盡力シ全年十一月西區立賣堀北通三丁目拾七番地ヲトシ一ノ商業講習所ヲ設立シ名ケテ私立大阪商業講習所ト稱シタリ

當時專ラ簿記經濟算術ノ三科ヲ以テ重要ノ學科ト爲シ別ニ實地講習ト稱シ所内ヲ分テ數局ト爲シ銀行諸會社仲買小賣等ノ諸商店ヲ置キ又電信郵便ノ法ヲ設ケ生徒ヲシテ實地商業取引ニ習熟セシムルノ方法ナリキ又夜學ヲ置キ晝間家業ニ忙シク正科ニ就テ修學スルノ餘暇ナキ者ノ爲メ簿記算術等ヲ教授シ名ケテ速成科ト云而ノ職員ニハ桐原捨三ヲ所長トシ木村復二安部昇山本鏗一細井精義尾崎久藏ヲ教員トシ菅谷莊七ヲ事務員トシ別ニ河口淳門田三良兵衛ノ兩名發起者總代兼庶務取締ト爲リ專ラ内外ヲ幹旋セリ當時創業ノ際書籍器具其他百般ノ準備固ヨリ未タ完全ナル能ハサリシモ事業新規ニシテ趣旨美良ナルヲ以テ忽ニシテ六拾餘名ノ生徒ヲ得ルニ至リシナリ然レモ爾來維持上種々事情ノアルアリテ發起者等熟議ノ末爾今大阪府ノ所屬トナシ全府ニ於テ永久維持ノ方法ヲ定メラレンコトヲ請願スルニ若カスト一決シ翌十四年七月ニ至リ右創立員連署ヲ以テ左ノ書面ヲ出シタリ

府立大阪商業講習所設立御願

左ノ連名ノ者一統奉申上候昨年中ヨリ一統申合セ私立大阪商業講習所ヲ設置致候得共右ハ當府下ノ如キ商業旺盛ノ地ニハ必要ナル者ニ付更ニ規模ヲ擴張シ其維持ヲ永久ニ致度ト存シ先般有志總代河口淳門田三良兵衛ノ兩人ヲ以テ私立大阪商業講習所ニ附屬スル所ノ寄付金中ヨリ本年四月迄ニ經費シタル金額ヲ引去リ殘金額及器具書籍教員等一切ヲ合セテ政府ニ奉寄納更ニ之ヲ府立大阪商業講習所ト改メ政府ノ御保護ヲ以テ永ク其教化ヲ公衆ニ蒙ラシメンコトヲ企望スルノ至情ヲ以テ奉建言候處可及何分之詮議候條有志者寄附金額ヲ確定シ連署ノ上更ニ願出候様可取計旨明府閣下ヨリ御指令有之候ニ付更ニ別紙ノ如ク寄附金額ヲ

確定シ奉申上候仰キ願クハ明府特別ノ御詮議ヲ以テ有志寄納金ヲ御受納被爲在改メテ府立大阪商業講習所ト爲シ將來ノ御保護被成下度有志一同連署ノ上奉懇願候也

明治十四年七月

私立大阪商業講習所

創立員

- 五代友厚
- 鴻池善右衛門
- 平瀨龜之助
- 伊庭貞剛
- 杉村正太郎
- 鍋釜鑄造會社
- 大三輪長兵衛
- 醬油商社
- 澁谷正三郎
- 同庄十郎
- 廣野九良右衛門
- 中野梧一郎
- 安田源三郎
- 河口三良兵衛
- 門田三良兵衛

住友吉左衛門總理代人廣瀬幸平代

大阪府知事建野郷三殿

別紙

創立費年々出金額及寄附員出金額

一年金貳百圓	五代友厚
一年金貳百圓	門田三良兵衛
寄附金三百圓	全
但創立費トシテ寄附ス	
一年金五拾圓	大三輪長兵衛
一年金五拾圓	河
一年金百五拾圓	伊庭貞剛
但三ヶ年限リ	
一年金五拾圓	杉村正太郎
一年金五拾圓	平瀬龜之助
創立費金五拾圓	右
創立費金五拾圓	鴻池善右衛門
一年金百圓	右
但三ヶ年限リ	
創立費金三拾圓	澁谷庄三郎

住友吉左衛門總理代人廣瀬幸平代

藤田傳三郎

一創立費金貳拾圓	澁谷正十郎
一年金五拾圓	大阪鍋釜鑄造會社
一年金五拾圓	廣野九良右衛門
一創立費金五拾圓	安田源三郎
一年金五拾圓	醬油商社
一年金五拾圓	中野梧一
一年金五拾圓	藤田傳三郎
但三ヶ年限リ	

於是府知事ハ右有志者ノ請願ヲ聞届ケ本所ニ關スル財産等ハ學務課ヘ引渡スヘキ旨ヲ指令セシ
 ハ實ニ全年七月二十七日ナリキ而シテ大坂府ハ之ヲ學務課ノ所屬ト定メ引續キ之カ引繼ニ着手セ
 シメシカ從前ノ位置即チ立賣堀ハ不適當ノ場所ナルヲ以テ第一着ニ適當ノ場所ヘ移轉スヘキ
 ト爲シ八月三日ヲ以テ西區江戶堀南通三丁目拾八番地舊府會議事堂二階ヘ移轉シ全八月十一日
 ヲ以テ全ク其引繼ヲ結了シ事務主任員桐原捨三全取締河口淳ヨリ差出シタル引繼目錄書ハ左ノ
 如シ

大坂商業講習所引繼目錄書

會計之部

創業ヨリ明治十三年十二月三十日ニ至ル出納要領

收	入	支	出
門田氏ヨリ繰替金	六二四貳、	創立費	五八四九四
正課入校金	一一二、	備付道具買入	九六一八三
十二ヶ月分	二二、		

全授業料同断	一八、	諸雜費	二〇四五六
速成科入校金同断	二九、	教員赴任旅費	四九、
全授業料同断	三二五、	家賃及營繕費	一四八、
書籍損料同断	八一三九	諸役員俸給	一五〇、
全賣却代	四一一八二	書籍現金買入	三二五九九一
梅原龜七ヨリ書籍代負債	二六一二七	神戸講習所へ貸金	三四六二
東京丸善ヨリ同断	三四二六九	菅谷宗七へ貸金	一一、
計	八三五四一七	手許有金	一一九三五一
		計	八三五四一七

明治十四年一月ヨリ至七月三十日ニ至ル出納要領

收 入	出
十三年度手許有金繰越高	備付道具買入
正課入校金自一月六ヶ月分	雜費自一月至六月
全授業料全断	右全断七月分
全授業料七月分	役員俸給自一月至六月
速成課入校金自一月六ヶ月分	右全断七月分
全授業料全断	營繕費
全授業料七月分	家屋借料自十三年十一月至十四年七月
門田氏ヨリ繰替金自一月至六月	書籍現金買入
右全断七月分	右全断七月分
一〇〇、	四五六七、
二二二七三	一〇四二九八
三四七五	一〇三八、
三四六二	七七二、
五、	一一七、
三七七、	七七五
二〇六四一	六〇、
	五一三七一
	一三七五、

鴻池平瀬兩氏ヨリ繰替金	一〇〇、	野紙買入	二八八、
書籍損料自一月六ヶ月分	二二二七三	梅原龜七掛金拂出	二八一三、
右全断七月分	三四七五	東京丸善へ全断	三四二七、
神戸講習所ヨリ返濟金	三四六二	實地演習具代	八四七六、
菅谷宗七ヨリ全断	五、	岡山講習所へ立替貸金	一三、
野紙賣却代	三七七、	神戸講習所へ全断	三、
書籍賣却代	二〇六四一	手許有金	三一八八
計	一三六〇七七二	菅谷宗七へ貸	六、
		生徒ヨリ雜取立分	五八二、
		第一號元帳十二枚ノ補正分	一〇、
		純手元有金	九三六八
		計	一三六〇七七二
備付器具之部			
新机貳人掛	二拾	硯	六
引出付小机	拾	小 硯	七
表天鷲絨張小机	八	ヲン	九
貳人掛大机	六	置 火	六
脚 界	四	木 剪	壹
脚 界	五	座 蒲 團	九
同 兩開キ	五	ブリキ油入	壹
脚 界	五	破損壹	壹
脚 界	大ノ部		

硝子戸入書籍棚	桐張算筒	書籍箱	引出付書籍箱	同上	大ノ部	茶盃	茶組炭取	火箸	定木	庖丁	紙裁盤	茶瓶	ブリキ茶筒	五德	十能	杓	火消壺	筆洗	木鐸
壹	壹	壹	壹	壹	壹	壹	壹	三	壹	壹	壹	三	壹	二	壹	壹	壹	壹	壹
對	對	對	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個
手桶	茶盆	茶碗	茶	茶	茶	茶	茶	茶	茶	茶	茶	茶	茶	茶	茶	茶	茶	茶	茶
壹	貳	拾	壹	壹	壹	壹	壹	壹	壹	壹	壹	壹	壹	壹	壹	壹	壹	壹	壹
個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個

ポールド掛	ポールド拭	ブラジ	ポールド拭	水入	インキ壺	野版	借用品之部	二人掛習字机	二人掛高机	二人掛椅子	引出付大テーブル	溜塗テーブル	書籍之部	簿記階梯	簿記學例題	銀行簿記例題	銀行實地營業取引書	寶氏經濟論	日本經濟論
三	壹	壹	二	四	五	五	借用品之部	貳拾五脚〔破損拾五脚〕	貳拾五脚〔破損拾貳脚〕	五拾脚〔破損貳拾壹脚〕	壹脚	貳脚	書籍之部	百八部	貳拾貳部	拾壹部	貳拾八部	拾四部	三拾四部
個	個	個	個	個	個	個	借用品之部	個	個	個	個	個	書籍之部	內紛失貳部	內紛失三部	內紛失壹部	內紛失壹部	內紛失壹部	內紛失五部
ハリン	書翰箱	木地箱	印地箱	蒲團	土鍋	一閑張机	借用品之部	テール	椅子	ホー	白墨	生徒札	生徒札	大英商業史	民間經濟錄	全上貳編	佛蘭西法律書下卷	商用作文三百題	十八史略
壹	八	壹	拾	壹	壹	壹	借用品之部	三	六	六	六	壹	書籍之部	貳拾三部	貳拾六部	拾五部	九冊	拾四部	拾部
個	個	個	個	個	個	個	借用品之部	脚〔破損貳脚〕	脚	脚	個	個	書籍之部	內紛失五部	內紛失五部	內紛失壹部	內紛失壹部	內紛失壹部	內紛失壹部

郵便印紙	壹	冊	東	荷為換預書帖	貳	冊
借用証書帳	三	冊	冊	當座預リ請取帖	四	冊
銀行小切手帳	五	冊	冊	案內狀	四	冊
抵當品預金証書帖	四	冊	冊	實地演習用紙	壹	冊
定期預金証書帖	壹	冊	冊	銀行株券	壹	冊
貸付金内入受取証書帖	八	冊	冊	仕拂手形	壹	冊
代金取立手形請取証書帖	貳	冊	冊	振替手形	壹	冊
保護預帖	貳	冊	冊	入金手形	壹	冊
預リ金請取書帖	壹	冊	冊	為換手形送達狀	壹	冊
振出手形帳	壹	冊	冊	雜勘定報告書	壹	冊
為換手形帖	拾	冊	冊	手形送達狀	壹	冊
電信為換受取書帖	貳	冊	冊			
帳簿之部						
金銀出納簿	貳	冊	冊	書籍有高帖	壹	冊
日記帖	貳	冊	冊	全貸與帖	三	冊
授業料記入帖	貳	冊	冊	給料渡帖	壹	冊
元帖	貳	冊	冊	書籍損料取立帖	四	冊
仕譯帖	貳	冊	冊			

職員姓名俸給之部
月

俸

姓名

教授兼事務總理	五	拾	圓	桐原	拾	三
教員兼事務員	拾	八	圓	木村	復	次
教員	七	八	圓	安部	精	昇
教員	謝	儀	圓	尾井	久	藏
夜學教員	六	五	圓	菅崎	莊	七
事務員	三		圓	山根	金	三
小使				郎		

右之通引渡申上候所相違無御座候也
明治十四年八月十一日

大阪商業講習所事務主任員

同 取締 河原 淳

大阪府學務課御中

右ノ如ク引繼ノ事務完結ニ至リシヲ以テ全十三日大阪府丙第二百三十六號ヲ以テ講習所取締以下當分從前ノ通勤務スヘキ旨ヲ達セラレ其際桐原捨三八事故ヲ以テ其職ヲ辭シ教員木村復次ヲ假リニ所長心得ニ任セラレ諸般ノ事項整頓ノ後九月十一日ヨリ授業ヲ始メ十一月ニ至テ木村復次ノ所長心得ヲ解キ更ニ山本達雄ヲ所長心得ニ任セラル
前記ノ如ク有志者ノ請願ニ任セ該講習所ヲ本府ノ所屬ト爲シタルモノハ元來其寄附金ヲ以テ支持スルノ目的ナリシト雖モ其際右有志者ヨリ納金セサル向モアリ外ニ千五百有餘圓人民ヨリノ負債アリテ維持上忽チ困難ヲ顯シタリシカ到底我大阪府下ニ於テハ最緊要ノ事業ト認タルヲ以

テ頻リニ維持ノ計畫ヲ施シ差向他ノ金筋ヨリ之カ費用ヲ操換置一面尙有志者ノ寄附金誘引ニ着手セリ越テ十五年一月管理上ノ都合ニ據リ更ニ勸業課ノ所屬ト爲シ專ラ事業擴張ノ趣旨ヲ以テ所長以下從前ノ教員ハ一先悉皆解職シ更ニ伊庭貞剛ヲ擧テ所長ト爲シ山本達雄ヲ教頭ニ任ス又校則ヲ改正シ正則生徒ノ定員ヲ五拾名ト爲シ一月ヨリ六月ニ至ル半年度ノ經費豫算ヲ定メ且從來舊府會議事堂二階ノミヲ用ヒシモ以來其全体ヲ使用シ同所内ニ設アリシ飲水試驗場ハ追テ他ニ移轉スルコト爲シ全十五日ヲ以テ更ニ開業ノ式ヲ行フ當日來會セシハ建野知事ヲ始メ紳士豪商百貳拾五名ナリシ〇二月假職制並ニ事務章程ヲ定ム(改正規則及假職制並ニ專務章程ハ後又改定セラレシヲ以テ畧ス)

全三月十七日ヨリ當所員俸給旅費等支給方ノ義ハ一般府立學校幼稚園書籍館ト同様ナル旨ヲ達セラル

全七月豫テ所内ニ設アリシ飲水試驗場ハ他ヘ引移リシヲ以テ其所用ノ家屋ハ衛生課ヨリ勸業課ヘ引繼講習所ノ用ニ供ス〇八月所長伊庭貞剛辭職シ大阪府御用掛天野皎所長兼務ヲ命セラル抑モ本年一月以來頻リニ本所擴張ノ計畫ヲ盡シ前年ニ引繼キ府下有志者ニ向テ專ラ寄附金ヲ促シタリシモ近年商業不景氣ノ折柄ニシテ新ニ之ニ應スル者僅々拾貳名其金額五百八拾圓外ニ創立者ノ内拾貳名ヨリ年金拂込ノ分八百圓都合千三百八拾圓ハ當時收入スルヲ得タルモ尙之ヲ以テ人民ヨリノ負債ヲ辨償スルニ足ラス其維持費ノ如キハ十五年度經費ノ豫算ヲ發シ大阪府區部地方税ノ支出ヲ求メシニ區部會ハ商業講習所ノ必要ヲ承認スルモ其經費ノ如キ目下民力ノ支ヘ難キ所トナシ之ヲ否決セシヲ以テ不得止差向ノ處勸業御委託金利子ノ内ヨリ假ニ其經費ヲ支辨シ繼カニ之ヲ繼續スルコトヲ得タリシモ毫モ振興ノ氣運ニ向ハシムル能ハサリシ〇翌年ニ至リ更ニ十六年度ノ豫算ヲ發シ再ヒ區部會ノ議決ヲ求メシニ再度全會ノ否決スル所トナリ到底商業講

習所費ハ大阪府會ニ於テ成立コトヲ得ヘカラサル歟ノ感情ヲ懷カシムルニ至レリ然レ以爲ク府會既ニ其必要タルコトヲ確認ス誠ニ至當ノ意見ナリ今維持ノ困難ニ遭ヒ寧ロ之ヲ廢スルカ如キハ我大阪將來ノ爲メ深ク惜ムノミナラス蓋シ亦府會ノ意ニアラサルカ如シ唯時機ノ未タ至ラサルノミ此時ニ於テハ宜シク其命脈ヲ向來ニ維持シ時ノ至ルヲ待タンノミト尙百方計畫ヲ盡シ或ハ農商務省ニ向テ補助金下付ノ義ヲ稟請シ又ハ職員ヲ以テ補助セラレンコトヲ上申セシモ事終ニ成ラス十七年ニ至リ主務課ニ於テハ又々全年度經費ノ豫算ヲ制シ第三回ノ決議ヲ區部會ニ求メントセシモ斷シテ其成立可ラサルヲ主張スル者多ク終ニ之ヲ發付スルニ至ラスシテ止ム夫レ斯ノ如ク内外維持ノ方案殆ント盡キ其間萎靡トシテ振ハサリシ者亦眞ニ止ムヲ得サルニ出ルナリ明治十七年三月十一日天野皎所長兼務ヲ免セラレ大阪府御用掛吉良亨(後矢野ト改姓ス)所長心得兼務ヲ命セラル翌日更ニ願ニ依リ教員一同ノ職務ヲ免シ併テ當分休業ノ旨ヲ達セラル於是乎新ニ教員ヲ組織シ或ハ之ヲ東京ニ聘シ或ハ之ヲ京阪ニ擧ケ全十七日ヲ以テ始業ノ準備概テ整フ於是吉良所長心得ハ所員及生徒一同ヲ一室ニ會シ本所ノ趣意及前途目的ノ大要ヲ演說シ深ク誠ムル所アリ爾來頻リニ擴張ノ計畫ヲ盡シ其經費ヲ地方税ニ仰キ商業講習所ヲ改メテ府立商業學校トナシ大ニ教則ヲ改正シ一層實地商業ニ適切ナル教科ヲ授クルニ非ラスハ終ニ其目的ヲ達スル能ハサルヘシト斷認シ即チ全年一月文部省第一號達商業學校通則ニ基キ土地ノ狀勢ヲ酌量シ其第一種第二種ノ教課ヲ併セテ教授セント欲シ教則改正ニ着手セリ而シテ一方ニ於テハ此時既ニ十七年度地方稅議案議定ノ後チニシテ時機既ニ後レタレハ終ニ十八年度ニ延サ、ルヲ得ス依テ十八年度ノ豫算ヲ作り前後再三ノ廢棄ニモ拘ハラス府知事ハ斷然之ヲ府會ニ下付セラレタリ五月採點文規則ヲ定メ第一回採點文ヲ舉行ス十月改正規則稿ヲ脫ス於是乎大阪商業學校ノ設置ト共ニ文部卿ノ裁可ヲ仰キシニ特ニ本省ヨリ

指示セラル、所アリテ更ニ純然第一種ノ教則ニ改編シ翌十八年一月命ヲ受ケ矢野所長心得(吉良改姓)携帶上京親シク地方ノ狀ヲ具シ又保助金下付ノ義ヲ懇請ス同三月府立商業學校設置ノ義及規則改正ノ義共ニ文部卿ノ認可ヲ受ケ全月六日矢野所長心得歸阪セシカ全十二日ヲ以テ從來ノ商業講習所ヲ廢シ更ニ府立大阪商業學校ヲ設置セラレタリ

府立大阪商業學校

明治十八年三月府立大阪商業學校ノ設置ハ左ノ達ヲ以テ基元トス

丙第五十一號

大阪商業講習所

今般其講習所ヲ廢シ更ニ府立大阪商業學校ヲ設立シ校則職制事務章程等別紙ノ通相定候條此旨相達候事

明治十八年三月十二日

大阪府知事建野郷三

三月十六日大阪府御用掛矢野亨以下各頭書ノ通拜命セリ

大阪府御用掛

- 兼校長心得
- 二等教諭 (下等給)
- 一等助教諭 (上等給)
- 二等助教諭 (上等給)
- 三等助教諭 (上等給)
- 全 (上等給)
- 教諭補 (月俸拾圓)
- 書記 (月俸八圓)

- 矢野 亨
- 濱田 弘道
- 岡田 松太郎
- 田中 三郎
- 淺野 開三郎
- 佐野 誠之
- 今田 健助
- 江本 彌一

兼書記

大坂府十等屬 日吉 樋次郎
全等外一等出仕 坂口 信一

全十八日授業要旨解説書ヲ印刷シ規則書ト共ニ大坂府區部會議員其他へ配付シ以テ教授方ノ要領ヲ明ニス(解説書ハ後段ニ掲出ス)

三月廿一日ヲ以テ開業式ヲ執行ス當日臨校セシハ建野知事押田勸業課長四區長大阪府區部會議員等ニシテ當日ノ景況左ノ如シ

午前第十一時十分前生徒一同式場ニ參列シ

全十一時五分前教諭及書記禮服用式場ニ列ス續テ四區長及區部會議員着席ス

全十一時建野知事校長心得ノ先導ニ依リ臨場勸業課長之ニ從フ此時一同敬禮ス次ニ校長心得ハ府知事ノ前ニ進ミ本校創立ニ關スルノ概況ヲ朗讀シ併テ開業ノ式ヲ舉ラレシテ乞フ

是ニ於テ知事開業ノ式ヲ行フ旨ヲ述フ次ニ教諭總代知事ノ前ニ進ミ祝文ヲ朗讀ス次ニ生徒三名順次祝文ヲ朗讀ス

右了テ知事以下校長心得ノ先導ニ依リ教場實習室等巡覽ノ后一同校内ニ於テ午餐ヲ喫ス當日知事以下ノ祝文ハ左ノ如シ

校長ノ朗讀文ハ左ノ如シ

伏テ惟ニ泰西文明ノ東漸スル日尙淺ク今ヲ距ル二十余年米艦來朝ノキヲ以テ我國開明ノ紀元トス爾來政治上ニ學術上ニ又運輸交通百工技藝ニ至ル迄其進步ノ速ナル實ニ驚クニ堪タルモノアリ其然ル所以ノモノ一般人心ノ歸向スルニ據ルト雖凡而モ亦局ニ當ルモノ幹旋其宜シキヲ得ルニ非スンハ何ソ能ク茲ニ至ラン西人常ニ我國長足ノ進步ヲ稱シ歎賞シテ措カサルモノ亦謂レナキニ非サルナリ此時ニ當テヤ吾人ノ共ニ苦慮スル所ノモノハ

我國商業學ノ未タ大ニ興隆スルニ至ラサルモノ是ナリ思フニ本府ノ如キ商業ヲ以テ海内ニ冠タルノ地ニ於テハ商業學ノ大ニ振興ヲ圖ラサル可ラサルハ言ヲ俟サル所ナリ是ヲ以テ府下有志ノ士曩キニ大阪商業講習所ヲ設立シ商賈ノ子弟ヲ教養スルノ道ヲ發ク爾來歲ヲ閱スル殆ト五年其間一盛一衰要スルニ基礎甚タ固カラス資金亦充實セス未タ以テ府民ノ満足ヲ得ルニ足ルモノナシ抑モ近來各地方商業學校ノ設漸ク多ク東京橫濱神戸ノ如キハ經歷既ニ多ク其他函館名古屋馬關等追々隆盛ノ域ニ進ミ又福岡長崎ノ如キ新設ノ企アリ岡山ノ如キハ再興ノ計畫中ナリト聞ク夫レ斯ノ如ク少シク著名ノ市府ニ於テハ其勢概テ熟セサルハナシ涼ンヤ我大阪ニ於テヲヤ大ニ之カ擴張ヲ計圖スルハ今日ノ急務ニシテ閣下ノ夙ニ之カ計畫ヲ悉サル、所以ナリ不肖幸昨年ヲ以テ叨リニ所長心得ノ任ヲ辱シム且閣下命スルニ擴張ノ事ヲ以テス幸菲才淺識大方ノ力ニ頼ルニ非スンハ得テ貴命ノ旨ヲ全フシ府民ノ意ニ協フ能ハサランコトヲ恐レ爾來尙カニ心ヲ苦シメ思ヲ焦ス一實ニ一ニシテ足ラサリシカ本年一月閣下更ニ不肖幸ニ命スルニ東上ヲ以テシ親シク主務省ニ就キ大ニ諮詢スル所アラシメ且官立諸學校ヲ歴覽シ我大阪商業學校擴張ノ資ト爲サシメタリ續テ本月十二日商業講習所ヲ廢シ更ニ當府立大阪商業學校ヲ設置セラレ大ニ商業學擴張ノ基本ヲ發カル、ニ至リシナリ嗚呼閣下ノ心ヲ勞セラル、ヤ斯ノ如ク夫レ深シ矣我大坂府民ノ幸福得テ知ルヘキナリ今ヤ準備稍整フ幸ニ開校ノ典ヲ舉ラレンコトヲ

明治十八年三月廿一日

府立大阪商業學校長心得

矢野 亨 謹白

府知事ノ祝文ハ左ノ如シ

府立大阪商業學校開校ノ準備稍整フ親シク臨テ式ヲ行フ抑郷三カ當商業學校擴張ノ事ニ就テハ近來特ニ感スル所アリ昨年以來府員ニ命シ專ラ之カ計畫ヲ悉サシメ且政府ニ向テ

上請セシ廉モアリ今後一層力ヲ致シ府民ノ爲メ聊カ盡ス所アラントス職ニ在ル者宜シク郷三カ意ヲ体シ益々其行狀ヲ慎ミ愈其學業ヲ勵ミ内父兄ノ満足ヲ來シ外商業ノ學生タルニ愧サランコトヲ勉ムヘシ思フニ我國開港以來諸般ノ進歩實ニ驚クニ堪タルモノアリ獨リ商業上ノ事ニ至テハ進ム所少キニ非サルモ而モ亦退ク所甚タ多キヲ知ル其然ル所以ノモ固ヨリ一ナラスト雖厄職トシテ學識ノ乏シキニ因ラスンハアラサルナリ唯夫レ然リ而ノ將來商業上ノ改良ヲ圖リ外人ト相立テ毫モ讓ル所ナク大ニ我國商權擴張ノ實効ヲ奏セントスルモノ亦唯生徒諸子ニ待ツヘキノミ諸子ノ任亦重シト云ヘシ茲ニ開校ノ式ニ臨ミ聊感スル所ヲ述ヘテ注意ヲ惹ク

明治十八年三月廿一日

大阪府知事從五位建野郷三

教諭總代ノ朗讀ハ左ノ如シ

國家ノ富強ヲ謀ラント欲セハ苟モ商業ノ道ヲ講セサルヘカラス商業ノ道ヲ講セント欲セハ必ス學校ヲ設置シ生徒ヲシテ其道ニ通曉セシメサル可ラス然リト雖厄徒ニ其學ニ通曉スルノミニシテ實業ニ暗キ時ハ畫餅ノ謗ナキ能ハス蓋シ商ニ機アリ權アリ操縦アリ思フ精フシ慮ヲ深フスレハ則樞機ヲ得ル難カラスト雖厄之ニ反シテ怠惰放肆其業ヲ修メサルニ於テハ其害ヲ來スヤ多矣故ニ商業ヲ學フモノハ實際ニ熟練シ彼ノ機權操縦ノ四變化ヲ活動セサル可ラス當商業學校ノ如キ夙ニ茲ニ見アリ舊來ノ教授法ヲ講習所ト共ニ一洗シ更ニ實地適切ナル學科ヲ教授セントス商業樞機ノ蘊奧ヲ極メ小ハ一身一家ヨリ大ハ一國ノ富強ヲ謀ルニ至ランコトヲ聊カ蕪言ヲ陳シ以テ本日開校ノ祝辭トス維時明治十有八年三月念一日也

府立大阪商業學校教諭總代

佐野誠之謹白

(生徒ノ祝文ハ略之)

全三月廿三日ヨリ新校則ニ基キ教授ヲ始ム
 全四月八日英國人「ナサレイン、エトワード、ホーケン」ナル者當分ノ間當校英語教授ヲ囑託セラレ其後改メテ當校へ備入英語教授ヲ負擔セシム
 全十一日校長心得御用掛矢野亨ハ教科書編纂委員長ヲ二等教諭濱田弘道一等助教諭岡田松太郎
 二等助教諭田中胖三等助教諭佐野誠之ノ四名ハ全委員ヲ命セラル
 全十四日森文部省御用掛ニハ隨行員吉村文部權少書記官青木文部御用掛等ヲ從へ折田大學分校長ト共ニ巡覽セラレタリ
 十八年度ニ係ル當校經費豫算曩ニ府會ニ下付セラレタリシモノ全會ノ議事ヲ經二二三ノ修正ヲ加ヘテ原案ニ可決セシヲ以テ府知事ハ之ヲ認可シ五月二十五日ヲ以テ右豫算ヲ添左ノ通達セラレタリ

其校明治十八年度經費區部地方稅ヨリ別紙ノ通支給候條此旨相達候事

明治十八年五月廿五日

大阪府知事建野郷三

(別紙ハ經費ノ部ニ詳ナレハ爰ニ略ス)

五月十九日當校附屬速成科規則ヲ制定候旨達セラル
 ○英語教師「ナサレイン、エトワード、ホーケン」備入ノ期限ハ八月中ノ約ナルヲ以テ八月三十一日之ヲ解任シ其後任トシテ英國人「エドワード、ブレウエル、ラムバード」ヲ備入ヘキ筈ニテ其約定ニ先チ試ノ爲メ先一ヶ月間教授方ニ從事セシメ即九月一日ヨリ出勤セリ○五月中當校補助金下付ノ義本府ヨリ文部省へ稟請セラレタリシカ其後備品購求費トシテ金貳千圓下付セラレタルヲ以テ更ニ遣拂豫算等本省卿ノ認可ヲ受ケ九月四日右豫算ヲ達セラル

八月從前生徒定員壹百名ナリシヲ入學志願者日ニ増加セシヲ以テ猶五十名ヲ増シ自今定員ヲ百五拾名ト改ム

九月十五日當校生徒入學金授業料等徵收方法ヲ改定セラル(後段ニ掲出ス)

十月十二日豫テ着手中ナル新築教場一棟工事落成ス

全十四日英語教師「ラムバート」備入本條約ヲ交換ス給料一ヶ月日本紙幣百圓期限ハ十九年三月三十一日トス

全廿一日新築教場へ移轉ス

十一月廿日西區江戶堀南通三丁目拾七番地即チ本校西隣地所九拾八坪四合九勺建家附物等悉皆本校へ買入レタリ

全廿六日當校編纂ニ係ル商業規編成本出來貳百部丈買入タリ
 十二月八日左ノ内規ヲ定ム

渾テ入校ノ生徒ニシテ引續キ滿三ヶ月間欠席ノ者ハ其學籍ヲ削ルヘシ但情狀ニ依リ特ニ若干ノ猶豫ヲ與フルコトアルヘシ

十九年一月十一日大坂府御用掛兼校長心得矢野亨ハ專ラ本校長ニ任セラル

全日本年ノ始業式ヲ兼テ教場新築落成式及卒業證書授與式ヲ舉行ス當日建野知事押田勸業課長四區長區部會議員及寄附金主ノ内藤田傳三郎外五名來會式場ニ臨ム當日建野知事矢野校長其他ノ祝文ハ左ノ如シ

建野知事祝文

本月本日當商業學校始業ノ日ニ方リ教場新築落成ノ式ヲ行ヒ兼テ卒業證書授與ノ典ヲ舉ク思フニ昨年三月從前ノ講習所ヲ廢シ當府立商業學校ヲ設置シテ以來日尙淺シト雖凡生

徒日ニ加ハリ學業月ニ進ミ諸般ノ準備亦將ニ漸ク緒ニ就カントス抑モ商業ノ事タル最モ敏活ナルモノニシテ時ニ或ハ虛ヲ以テ實ヲ制シ機ニ投シテ變ヲ防キ千狀万体亦自ラ千變萬化ノ方ナキ能ハス其間ニ處シテ能ク違算ナキヲ欲スルハ固ヨリ容易ノ事ト云可ラス方今開明ノ世ニ際シ百事駸々改良ニ赴キ商業ノ如キモ亦獨リ舊習ニ頼テ自ラ安息スルノ時ナランヤ況ヤ我國漸ク外人雜居商業ヲ營ムノ日ニ至ラハ内地商勢ノ變動ハ一層ノ甚シキヲ加ヘ其困難モ亦舊時ニ陪徒スル所アルヤ知ルヘキナリ今ノ時ニ及テ各其道ヲ講シ智識ヲ磨キ信義ヲ重シ時勢ノ變通ニ應スルノ用意ナカルヘカラス是余カ特ニ將來ニ望ム所ノ本旨ナリ本校ニ學フ者愈拮据勉勵深ク商業ノ蘊奧ヲ極メ他日ノ奏功ヲ圖ルヘシ教員ノ職ニ在ル者亦能ク予カ意ヲ體シ薰陶怠ル所アルナカレ

明治十九年一月十一日

大阪府知事從五位建野郷三

矢野校長祝文

明治十九年一月十一日當商業學校始業ノ日ニ方リ閣下親臨其式ヲ舉行セラルト全時ニ教場新築落成ノ典ヲ舉ラル恭シク惟ルニ當府立商業學校ノ設置ハ實ニ昨十八年三月ニシテ爾來僅々十ヶ月ヲ經ルニ過キス然レモ生徒ノ數頻リニ増加シ現員貳百六拾貳名ノ内正科百七拾貳名速成科九拾名ヲ得ルニ至リシハ實ニ意想ノ外ニ出タリ此他教場一棟ヲ新築シ隣地凡百坪ヲ買得シ食堂ヲ設ケ運動場ヲ擴ムル等之ヲ從前ノ商業講習所ニ比スレハ大ニ其面目ヲ一新セリ抑モ去年本校設置以來教授上ニ事務上ニ事ノ改良ヲ要スヘキモノ甚タ多ク加之教科書ノ編纂商品見本ノ蒐集諸器械ノ買入等端緒百出彼モ是モ一トシテ要急ノ事ニ非サルハナク然ルニ當初經費ノ都合ニ據リ百事意ノ如クスルヲ能ハス徒ラニ心思ヲ勞苦シ閣下ノ旨ニ戾ルアラシコトヲ恐ル、ノ外アラサリシカ我區部會議員諸士其事ノ

目今我府下ニ必要ナルコトヲ看破シ頻年諸費多端ノ折柄ナルニモ拘ハラヌ斷然之カ經費ノ支出ヲ可決シ本校ノ基礎爰ニ始メテ鞏固タルコトヲ得タリ於是乎去年七月以來專ラ諸般ノ整頓ヲ圖ルト雖モ校員概テ常務ニ餘暇ナク纒カニ其寸隙ヲ偷テ事ニ從ハサルヲ得ス今日尙未タ思半ニ達セサルモノ多キ亦眞ニ不得止ニ出ルナリ然モ教場ノ新築隣地所ノ買入等漸ク其工事ヲ結了スルニ至リシモノ曩キニ有志者ノ寄附金アルニ非スンハ何ソ能ク茲ニ至ラン其未タ大成ニ至ラサルモノ、如キハ不肖等職ニ在ル者宜シク徐ニ之カ整頓ヲ圖リ希クハ閣下ノ旨ヲ全フシ府民ノ意ニ背クナランコトヲ勉ムヘシ今ヤ本校附屬速成科生徒福原芳治相村義政等簿記全學科ヲ卒ヘ其試験ヲ及第セリ又正科第六級生松山己三良藤田庄太良加藤幸三良瀧川義雄第六級ヲ卒業セリ謹テ福原外一名ノ學業履歷書ヲ呈ス幸ニ卒業証書ヲ授與セラレンコトヲ

明治十九年一月十一日

府立大阪商業學校長矢野亨

教諭總代祝文

歲凶ナルニ非ス物産乏シキニ非ス水陸運輸亦甚タ不便ナルニ非ス而モ尙我國商業ノ振ハサルモノハ何ソヤ推フニ商賈ノ學識ニ乏シク時勢ノ變遷ニ應スル能ハサルト奸猾信ナク眼前ノ小利ニ迷ヒ永遠ノ大益ヲ思ハサルノ徒多キトニ因ラスンハアラサルナリ抑モ人類ノ缺所多キ其精熟スル事業ニ從事スルモ尙且失敗ナキ能ハス然ルヲ況ヤ其熟セサルモノニ於テヤ何ソ能ク其成功ヲ見ルヲ得ンヤ然リ而シテ我國商賈ノ通弊タルヤ苟モ利ノ眼目ヲ迷ハスアレハ事ノ難易ト時ノ狀勢ト問ハス輕々之ニ從事シ偶々一小難事ニ會スレハ忍耐之ニ打勝ツノ勇氣ナク忽チ其業ヲ廢シ遂ニ資産ヲ敗ルニ至ル者往々少シトセス豈國家ノ爲メ憂フヘキコトナラスヤ又我國商賈力商業上ノ德義如何ヲ味フニ實ニ言ニ忍ヒサ

ルモノアルナリ夫レ國ヲ鎖テ四隣ト通セス獨リ一國內ニ於テノミ商業ノ行ハル、カ如キ未開ノキト國ヲ開テ萬國自由ニ交通スル文明ノ天地トハ商賣取引上ニ大ナル差異アルハ自然ノ數ニシテ信用ノ商業上ニ影響ヲ及ホスノ大小輕重モ亦實ニ大ナリトス然ルニ我國商賈ノ通弊タルヤ信ノ重ンスヘキヲ知ラス唯ニ眼前ノ小利ニ走テ永遠ノ大益ヲ顧ミス其信用ノ如キハ塵芥ヨリモ輕ク自ラ甘シテ之ヲ破リ敢テ意トナサ、ルカ如キ舉動アルハ豈悲ムヘキノ至ナラスヤ之レ必竟學識ニ乏シクシテ眼界自ラ狹小ナルニ由ルモノニシテ我國商業進歩上ニ一大妨害ヲ與フルモノナレハ速ニ之ヲ掃除スルノ策ヲ講セスンハ他日内外貿易上如何ナル困難ヲ來スヤ計ルヘカラサルナリ之レ本校ノ設アル所以ナリ故ニ本校生徒タル者宜シク精勵以テ明治文明ノ商賈ニ恥ルナカラシムルヲ勉メサルヘカラス聊カ蕪言ヲ陳シテ以テ祝詞ニ代フト云爾

明治十九年一月十一日 府立大阪商業學校教諭總代 二等教諭濱田弘道

二月四日勸商第一六五号ヲ以テ從前ノ速成科ハ當學期限リ廢止候旨達セラレ

全日勸商第一六六号ヲ以テ正科生徒定員ヲ更ニ貳百名ト改ムル旨達セラレ

三月廿一日春期大運動會ヲ催シ矢野校長ハ生徒一同ヲ率ヒテ堺濱ニ至リ一同ノ寫眞ヲ取り后綱引旗奪ノ遊戯ヲ演ス

三月廿三日英語教師英人「エドワード、ビ、ラムバート」ノ條約ヲ繼續シ更ニ明治廿年二月三十一日ヲ以テ傭入ノ期限ト定メ其繼續証書ヲ交換ス

○地所及建物

本校ノ位置ハ大阪府攝津國西區江戶堀南通三丁目拾七番地及拾八番地〔官有第四種此地坪四百九坪四合六勺一ヲ以テ之ニ充ツ此地元ト民有ナリシヲ明治十一年府立勸工場設置ノ爲其拾八番地々坪三百拾坪九合七勺ヲ大阪府へ買上長サ拾四間幅四間洋風二階造建物一棟ヲ新築シ之ヲ物品陳列所トシ外ニ洋風平家造十一坪ヲ増建シ之ヲ事務所トス爾來明治十三年内部ノ模様ヲ改造シ假リニ大阪府會議事堂ニ充テ且洋風平家造ノ北端ヘ和風平家造六坪ヲ建増シ其用ニ供シタリシカ明治十五年府會議事堂新築落成シ移轉ノ後ハ本府衛生課飲水試驗場ニ充用セシカ全十四年八月商業講習所ヲ其仮設ノ地即西區立賣堀北通三丁目拾七番地ヨリ此地ニ移轉シ最初ハ本屋ノ二階ノミヲ使用セシカ十五年七月飲水試驗場ヲ他ヘ移轉セシメ終ニ其全体ヲ使用スルコトナレリ其後十八年三月商業講習所ヲ廢セラレ當府立大阪商業學校ヲ設置セラル、ニ及ンテ追々生徒ノ數ヲ増シ忽チ教場ノ狹隘ヲ來シタルヲ以テ其空地内ヘ長拾六間幅四間和風二階造教場一棟ヲ新築シ下階ヲ四室ニ上階五室ニ區畫シ廊下ヲ渡シテ舊建家ニ聯絡シ又西隣地所即チ拾七番地九拾八坪四合九勺ヲ買上ケ在來ノ建家貳拾五坪ノ構造ヲ改メテ食堂及物置等ト爲シ他ノ空地ヲ以テ運動場ニ充テ且前面ニ高塀ヲ建設シ表門玄關ヲ改築セリ其略圖左ノ如シ

○職制并事務章程

職制

校長

壹名

第一

校中一切ノ事務ヲ幹理ス

第二

教諭以下校員ヲ指揮シ分科ヲ命ス

第三

教諭以下校員ノ勤怠能否ヲ具狀スルヲ得

第四

府知事ニ稟請シ裁可ヲ得テ處分スヘキモノ及ヒ自己ノ責任ヲ以テ處分シ後府知事ニ報告スヘキ者ハ章程ニ從フヘシ

教諭

無定員

第一

校長ノ指揮ヲ受ケ教授ニ從事ス

助教諭

無定員

第二

校長不在ノキハ首坐ノ者之ヲ代理ス

書記

無定員

校長ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ從事ス

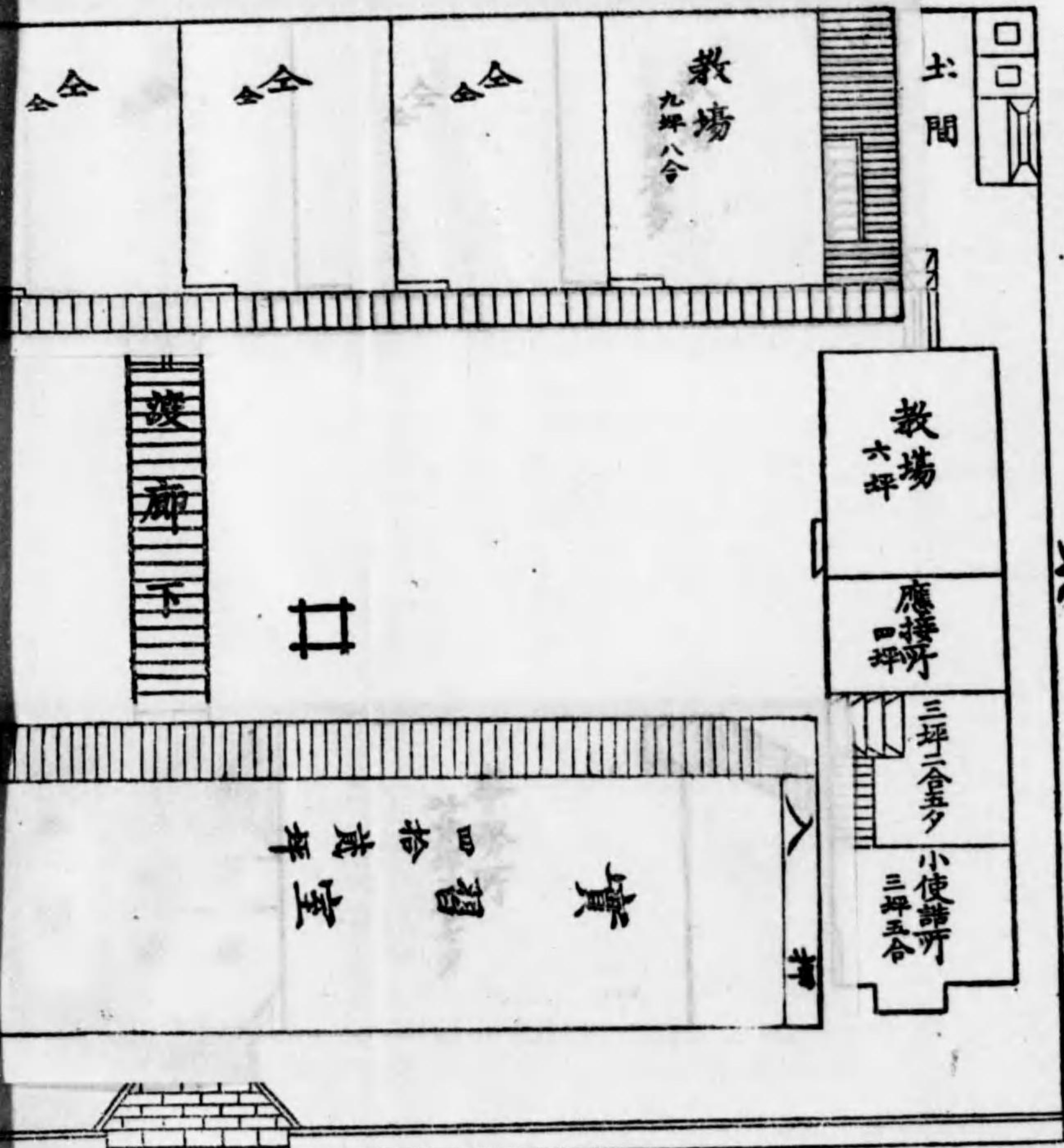
章程

第一章

本校ノ事務府知事ニ具狀シ裁可ヲ得テ後ニ處分スヘキ者ハ左ノ件々トス
 第一 教則其他諸規則ヲ制定シ若クハ之ヲ變更スル事
 第二 教諭以下校員ノ進退褒貶ニ關スル事

府立大阪商業學校之圖

北 江戸坂 川

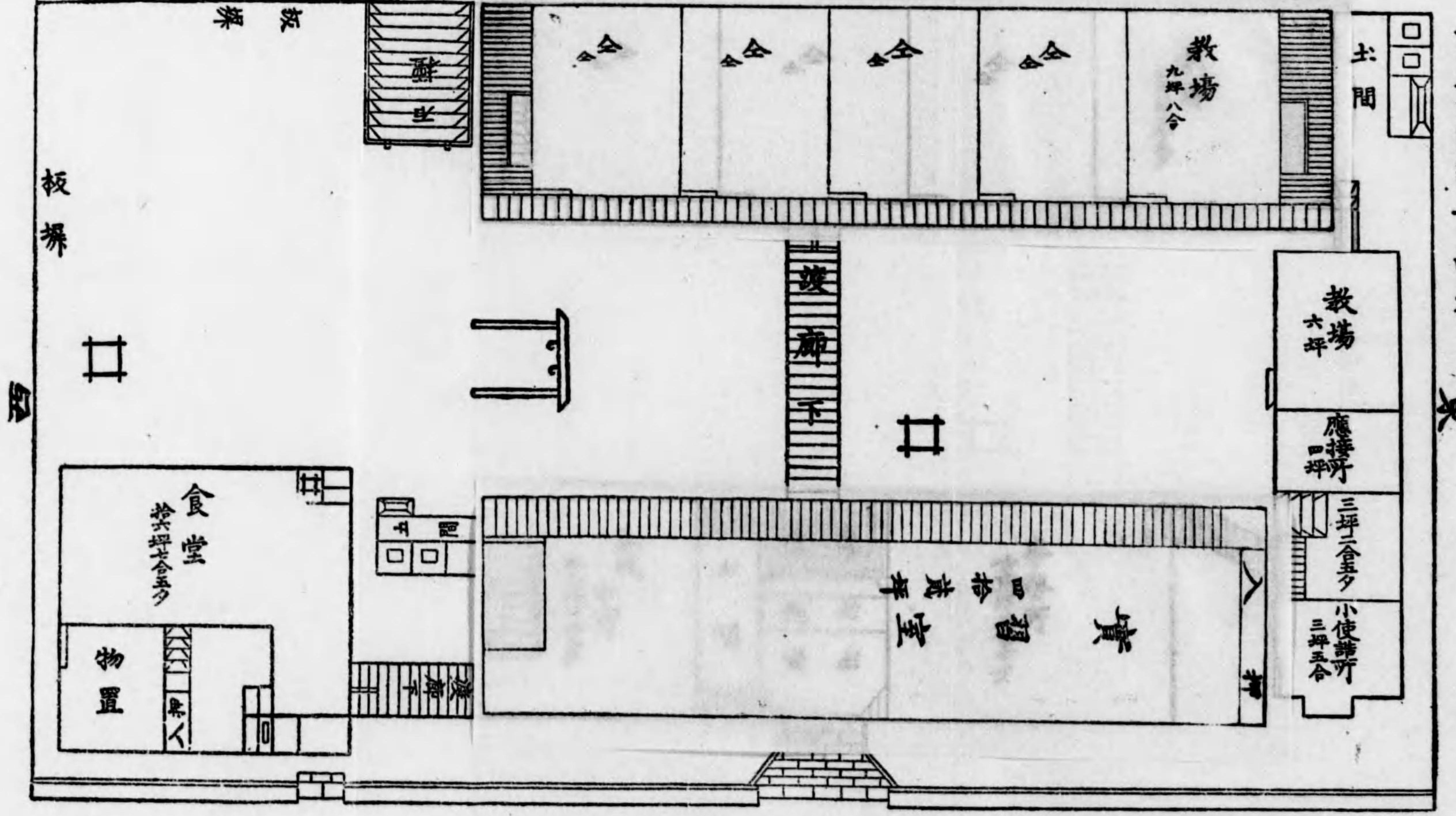


出區江戸坂南通三丁目

南

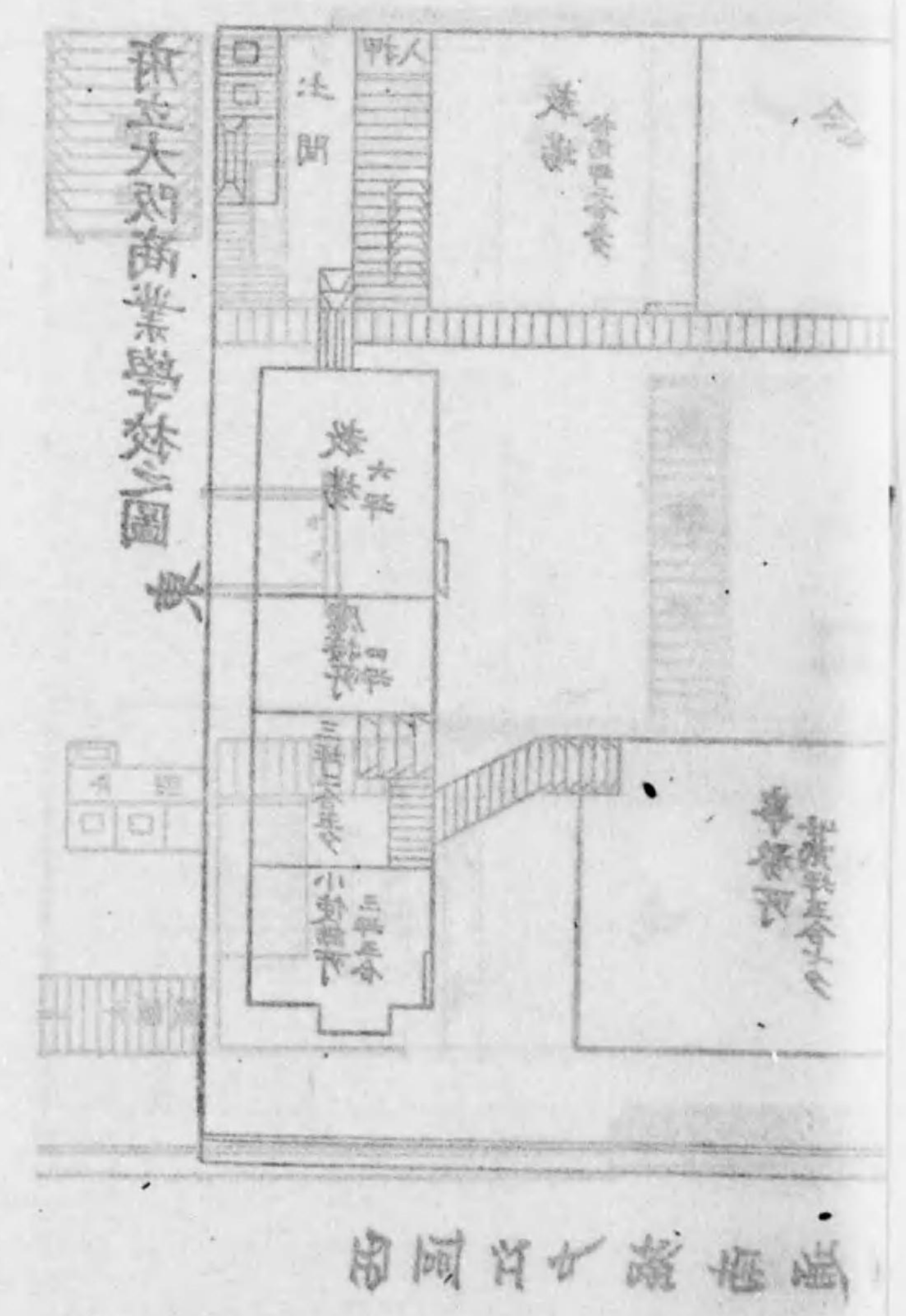
府立大阪商業學校之圖

北 戶 堀 川



西區 戶 堀 南 通 三 丁 目

南



- 第三 生徒ヲ募集シ及退學ヲ命スル事
- 第四 卒業試験ヲ執行シ卒業證書ヲ附與シ及生徒褒賞ノ事
- 第五 旅費ノ支給ヲ要スヘキ場所ヘ校員ヲ派出スル事
- 第六 例規外ノ休業及ヒ授業時間臨時伸縮ノ事
- 第七 例規外ノ經費ニ關スル事
- 第八 豫算科目中ノ事項ト雖モ一廉金五圓以上ヲ要スヘキ事件ノ事
- 第九 家屋其他新築修繕ノ事
- 第十 不用品賣却ノ事
- 第十一 校印新刻絶判ノ事

第二章

本校ノ事務校長ノ責任ヲ以テ專行シ其事項取纏メ翌月五日迄ニ府知事ニ報告スヘキ者ハ左ノ件々トス

- 第一 教諭以下ニ事務ノ分科ヲ命スル事
- 第二 生徒ノ入退學ヲ許否スルコト
- 第三 學期試験月例試験ヲ執行シ生徒ノ席次等級ヲ定ムル事
- 第四 經費豫算科目中ノ事項ニシテ一廉金五圓未滿ノ支出ヲ要スヘキ事件ノ事
- 第五 定員内小使進退ノ事
- 第六 寄附物件受納ノ事
- 第七 入學金月謝金及書籍貸料等取立ノ事

第三章

凡ソ此章程ニ據リ難キ事項ハ渾テ府知事ノ裁可ヲ得テ從事スヘシ

○職員名稱等級準官等俸給表

準官等	八等以下	十等以上
商業學校	長	
俸給	六拾圓以下	參拾圓以上
準官等	八等	九等
商業學校	一等教諭	二等教諭
俸給	上等給六十圓 下等給五十圓	上等給四十五圓 下等給四十圓
準官等	十一等	十二等
商業學校	三等教諭	一等助教諭
俸給	上等給三十五圓 下等給三十圓	上等給二十五圓 下等給二十二圓
準官等	十三等	十四等
商業學校	二等助教諭	三等助教諭
俸給	上等給二十圓 下等給十七圓	上等給十五圓 下等給十二圓
準官等	十五等	十六等
商業學校	書記	
俸給	貳拾圓以下	八圓以上

○府立大阪商業學校規則

第一章 教則

- 第一條 當商業學校ハ商業上必需ノ學科ヲ授ケ其實技ヲ習熟練磨セシムヘキ所トス
- 第二條 當商業學校ハ十七年文部省第壹號達商業學校通則ニ基キ第一種ノ學科ヲ授クヘキモノトス
- 第三條 當校學科目ハ修身讀書習字算術簿記商業書信商業地理商品商業經濟圖書物理英語商業實習ノ十三科トス
- 第四條 修業年限ヲ三年トシ等級ヲ六級ニ分ツ其課程別表ノ如シ
- 第五條 一年ヲ二學期ニ分チ前學期ハ九月一日ヨリ翌年二月十五日迄トシ後學期ハ二月十六日ヨリ七月三十一日ニ至ル
- 第六條 學科中一科若クハ二三科ヲ偏學スルヲ許サス渾テ順序ヲ逐ヒ總科ヲ學習スルヲ法トス
- 第七條 年中授業時間ヲ凡ソ四十二週日トシ每週二十八時一日五時間トス
但土曜日二時間ヲ算入セス
- 第八條 休業ハ毎土曜日半日日曜日祝日祭日月例試驗後一日並ニ各學期ノ終一週間及ヒ夏期(自八月一日至翌年一月十日)トス
(自八月一日至翌年一月十日)トス
但臨時休業ハ其都度之ヲ揭示スヘシ
- 第九條 年中授業終始時間ハ左ノ如シ
- 從九月一日午前八時始業午後二時終業
至十月卅一日午前八時始業午後二時終業
從十一月一日午前九時始業午後三時終業
至翌年三月卅一日午前九時始業午後三時終業

從四月一日午前八時始業午後二時終業
至五月卅一日午前七時始業正午十二時終業
從六月一日午前七時始業正午十二時終業
至七月卅一日午前七時始業正午十二時終業

第拾條 各學科授業要旨左ノ如シ

- 一 修身ハ博ク古今ノ嘉言善行ニ依リ忠孝節義廉耻ノ心ヲ感發セシメ以テ人倫ノ大道ヲ教エ勉メテ躬行セシムルヲ要ス
- 一 讀書ハ先ツ讀法ヲ正シ章句意義ヲ明ニシ時々普通徃復文商用徃復文ノ作法ヲ教ヘ漸次進ニ從ヒ假名交リ記事文ヨリ單簡ノ漢文ヲ作ラシメ傍ラ文章ノ賓主照應等ヲ授ク而シテ其課題ノ如キハ專ラ商業ニ適切ナルモノヲ與フルヲ要ス
- 一 習字圖書習字ハ執筆ノ法ヲ授ケ健腕直筆ニシテ字形正雅ナルヲ要ス故ニ先ツ楷書ヲ習ハシメ漸次行草ニ及ホス習熟ノ後ハ細字ヲ速寫セシメ日用ノ便ニ慣レシムルモノトス又圖書ノ如キハ最初野畫ヲ授ケ漸々進ムニ從ヒ諸器具草木花鳥其他商業上ニ關係アル諸物ノ模寫裝飾圖案ヲ爲サシム
- 一 算術ハ先ツ數理ヲ會得セシメ施算正確ニシテ且ツ迅速ナルヲ要ス然ルニ商家日用計算ニ用ユル加減乗除ノ如キハ珠算殊ニ便アリ故ニ數理ヲ說示スルニハ筆算ヲ用ヒ運算セシムルニハ珠算ヲ用ヒ漸ク進ムニ從テ專ラ筆算ニ依リ勉メテ商家ニ適切ナル問題ヲ與ヘテ其應用ヲ試ミ務メテ速算セシムルヲ旨トス
- 一 簿記ハ資財ノ出納ヲ登記算定スルノ法ニシテ商業學校ニ於テハ最モ須要ノ科トス乃チ和式帳合法單式簿記法和單交換法復式簿記法單復更法商工簿記私銀行簿記貯蓄預リ銀行簿記株式取引所簿記農家簿記保險簿記郵便電信會社簿記等順次ニ先

- ツ諸帳簿ノ用法ヲ說キ生徒ヲシテ之ヲ熟知セシメ次ニ開業以來逐日ノ取引ヲ示シ生徒ヲシテ之ヲ適當ノ帳簿ニ記入セシメ精算表ヲ作り諸勘定ノ決算ヲナサシメ且ツ手形送り狀注文帳諸證書ノ式等ヲ授ケ尙ホ進テ簿記學原理ヲ說キ生徒ヲシテ之ヲ熟知セシメ錯雜ナル帳簿ヲ示シ生徒ヲシテ之ヲ明瞭ニ調査セシメ或ハ諸會社ノ規則等ヲ示シテ之カ帳簿ノ組立ヲナサシムルヲ要ス
- 一 商業書信ハ受取諸手形送り狀等ノ書式文例其他商業上ニ關スル書式文例發信ノ控來信ノ留置及其見出しノ方法等ヲ授ケ家地ニ臨ミ活用自在ナラシムルヲ要ス
- 一 商業地理ハ内外國ノ地理氣候人口風俗市府港灣產出地消費地製造場及水陸路ノ里程運輸交通ノ便否諸物產ノ種類輸出入品ノ統計電信線路等其他商業上實地必用ノ知識ヲ具有セシムルヲ要ス
- 一 商品ハ其經工品ト未經工品トヲ問ハス其出所特性品等眞價精粗効用及荷造リ保存ノ方法物品變性ノ原因等ヲ教ヘ兼テ化學作用ノ大略ヲ授クルヲ要ス而シテ商品ノ見本アルモノハ之ヲ蒐集シテ教示スルモノトス
- 一 商業經濟ハ經濟學ノ目的需用供給ノ法則ヲ授ケ生財配財貿易資本利足商社貨幣紙幣信憑銀行租稅保險等ノ要領ヲ授クルヲ要ス
- 一 物理ハ物性重力熱音光電磁氣ノ諸論中特ニ日常必需ノ要理ヲ授ケ且重力論中ノ權衡晴雨計液重計吸液器唧筒等ノ如キ熱論中ノ寒暖計氣壓計等ノ如キ電氣論中ノ傳信機ノ如キ應用ニ係ルモノハ力メテ之ヲ知ラシムルヲ要ス
- 一 英語ハ其功用頗ル廣ク苟モ適良ノ商賈タルヘキモノハ必ス之ヲ學ハサルヘカラス故ニ當校ニ於テハ先ツ綴字讀方讀譯文法作文習字解話等殊ニ商業上緊要ノ徃復文

等ニ習熟セシムルヲ要ス

一 商業實習ハ生徒ヲシテ各其學力ニ應シ校内各種ノ商店等ニ配置シ假リニ紙幣諸公債證書諸株式諸手形地券及ヒ各種商品札等ヲ發行シ百般ノ商業ヲ營マシメ生徒ヲシテ普ク商業ノ實技ヲ習熟練磨セシムルヲ要ス

第二章 入退學規則

第十一條 入學生徒ハ品行善良體質強健ニシテ年齢十三年以上第三十七條ニ掲クル試験科目及第ノモノ若シクハ少クモ讀書習字算術ニ就テ小學中等科ノ學力ヲ有スルモノタルヘシ

但文部省直轄官立學校及ヒ府縣公立私立ノ學校ニ入學スルコトヲ禁止セラレタルモノニシテ未タ謹慎悔悟ノ實跡ニ因リ特ニ許可セラレサル者ハ入學スルコトヲ許サス

第十二條 入學ハ毎學期ノ末試験ノ上之ヲ許スヘシ

但缺員アルキハ臨時入學ヲ許スコアルヘシ且小學中等科卒業證書ヲ有スルモノハ試験ヲ要ササルコアルヘシ

第十三條 入學ヲ願フモノハ第壹號第貳號書式ニ依リ願出ヘシ

第十四條 入學許可ヲ得タル者ハ保證人同道入學證書(第三號書式)ヲ事務所ヘ差出スヘシ

但入學證書用紙ハ事務所ニテ渡スヘシ

第十五條 保證人タルヘキ者ハ大阪市街ニ住居シ身元慥ナルモノニ限ルヘシ若シ市内ニ保證人タルヘキモノ無キキハ原籍戶長及ヒ親戚壹人以上連印ヲ要ス

但保證人市外ニ轉住シ又ハ死亡スル時ハ速ニ之ヲ立換フヘキハ勿論市内轉住ト雖モ其都度届ケ出ツヘシ

第十六條 不得止事故アリテ中途退學セント欲スルモノハ其事由ヲ書面ニ認メ保證人連署ヲ以

テ願出ツヘシ

第十七條 退學ノ生徒更ニ來學セント欲スルモノハ始メテ入學スルノ法ニ從フヘシ

第十八條 全科ハ勿論其内一二科ニテモ格別ノ事故ナクシテ屢々缺席スルモノ及ヒ不品行ノモノハ事宜ニ由リ退學ヲ命スヘシ

第十九條 怠惰不勉強ニシテ成業ノ目的ナキモノハ退學ヲ命スヘシ

第二十條 渾テ當校ノ規則ニ戻リ退學ヲ命セラレタルモノハ再ヒ入學スルコトヲ許サス

第二十一條 右ノ數條其他ニ由リ退學ヲ命シタルキハ其事由ヲ詳記シ適宜ノ場所ニ揭示スヘシ

第壹號書式

入學願書

私儀御校エ入學仕度候間御試験ノ上御差許被下度履歷書相添此段奉願候也

何府縣何郡區町村番地族籍

戶主或ハ誰子弟(寄留人ナ

レハ寄留所ヲモ記スヘシ)

年月日

職業

姓名

印

府立大阪商業學校長名宛

第貳號書式

學業履歷書

何府縣何郡區町村何番地族籍

何誰子弟

姓

名

何年何月生

一何年何月ヨリ何年何月ニ至ル迄何

處何校ニ入り或ハ何ノ誰ニ從ヒ何

學修業

一何年何ヨリ、、、、、、、、、、、

右之通相違無之候也

右

年月日

姓

名

印

第三號書式

入學証書式

何府縣何郡區何町村番地族籍

戶主或ハ某子弟(寄留ナレハ

寄留所ヲモ記スヘシ)

職業

姓

名

何年何月生

右ノ者御校エ入學被差許候上ハ御規

則之義堅ク爲相守可申ハ勿論當人身

上ニ關スル一切ノ事故ハ拙者引受可

申候也

府下何區何町何番地族籍

年月日

保証人

姓

名

印

府立大阪商業學校長名宛

第三章

試驗

第二十二條 試驗ヲ分チ入學試驗月例試驗學期試驗卒業試驗ノ四種トス

第二十三條 入學試驗ハ其志願者ノ學力ヲ試ミ及落ヲ判スルモノトス

第二十四條 月例試驗ハ其月中修得セル諸科ニ就キ毎月末受持教員之ヲ試ミ其學力ノ優劣勤怠

等ニ據リ席次ヲ定ムルモノトス

第二十五條 學期試驗ハ其一學期中修得セル諸科ニ就キ每期ノ末教員貳名以上立會ノ上之ヲ試

ミ月例試驗ノ點數ト合算シ生徒ノ等級席次ヲ定ムルモノトス

第二十六條 卒業試験ハ學科ヲ終リタル片既ニ習了セル諸科ニ就キ校長及ヒ教員貳名以上立會ノ上之ヲ試ミ及第者ヲシテ卒業セシムルモノトス

第二十七條 學期試験ニ於テ及第ノモノニハ其級ノ卒業證書ヲ與ヘ商業學校ニ於テ及第ノモノニハ卒業證書ヲ與フヘシ

第二十八條 渾テ試験ノ問題ハ教員之ヲ撰ミ校長ノ承認ヲ得テ之ヲ施行シ生徒對問ノ當否ヲ檢案シ採点表ヲ作り生徒ノ答案ヲ添テ之ヲ校長ニ差出スヘシ

第二十九條 毎科定點ヲ一百點ト定メ各科五拾點以上總科平均六拾點以上ヲ得ルモノヲ及第トス

第三十條 每級ノ卒業ハ學期試験ト月例試験ノ點數ヲ合セ十分ノ六以上ヲ得ルモノヲ及第トス

第三十一條 學科卒業ハ卒業試験及ヒ每級學期試験ノ點數ヲ合セ十分ノ六以上ヲ得ルモノヲ及第トス

但落第ノモノト雖モ更ニ數月ノ猶豫ヲ與ヘ再試験ヲ許スコアルヘシ

第三十二條 學期試験ニ於テ格別優等ノ者ヘハ褒賞ヲ與フヘシ

第三十三條 卒業試験ニ於テ格別優等ノモノヘハ優等證書并ニ褒賞ヲ授與スヘシ

第三十四條 第三十二條第三十三條ニ於テ格別優等ト稱スルモノハ得點百分ノ九十以上ノ者タルヘシ

第三十五條 毎月末ニ其月中ノ試験表ヲ製シ之ヲ校内ニ揭示シ每學期ノ終リニハ其期中ノ試験及ヒ卒業試験表ヲ製シ生徒及ヒ其保證人ニ配付スヘシ

第三十六條 卒業證書式并ニ優等證書左ノ如シ

全第何號 全學科卒業證書

何府縣華士族平民 何 何年何ヶ月 誰

當府立大阪商業學校業全科卒業候事 府立大阪商業學校 何 誰 何

年月日 校長 何 誰 何

優等證書式

優第何號 優等證書

何府縣華士族平民 姓 名

當府立大阪商業學校 學業優等又ハ 第何級試驗優等 ノ 証

トシテ之ヲ付與候事 府立大阪商業學校 何 誰 何 年月日

褒第何號

第何級生

何 誰

學業優等(品行方正)ニ付何品若干賞與
候事

年月日

府立大阪商業學校長何誰 團

級第何號

第何級學科卒業証

何府縣華士族平民

何 誰

何年何ヶ月

當府立大阪商業學校第何級卒業候事

年月日

府立大
阪商業
學校印

府立大阪商業學校 團

第三十七條 入學試験ノ科目左ノ如シ

但小學中等科ノ程度ニ據リ試験スヘシ

一 讀書 純正蒙求十八史略ノ類

一 作文 尺牘文近体記事文

一 算術 加減乘除分數法迄

一 習字 楷行草

一 英語 綴字會話ノ類

第四章 雜則

第三十八條 渾テ入學ノ許可ヲ得タルモノハ其入學ノ日入學金壹圓ヲ納ムヘシ

但當商業學校ヘ寄附金主ノ子弟ニ限リ之ヲ納ムルヲ要セス

第三十九條 商業學校ヘ入學セシモノハ毎月授業料金三拾錢ヲ前月末納ムヘシ

但病氣其他不得止事故ニテ出席出來カタキ証左アルモノニ限リ其月十五日ヲ以テ區分シ半
月分若シハ全月分ノ授業料ヲ納ムルヲ要セス且ツ寄附金主ノ子弟ニ係ル分ハ前條但書ニ
同シ

第四拾條 教科用書及ヒ器械器具等生徒ニ於テ借用希望ノモノハ貸與スヘシト雖モ當校都合ニ
依リ貸與セサルコアルヘシ

第四十一條 總テ借用ノ書籍器械等ハ毎月廿八日迄ニ定則ノ借料ト共ニ事務所ヘ持參ノ上調査
ヲ受クヘキモノトス

第四十二條 每學期ノ末ニハ書籍ノ大調査ヲ爲スヲ以テ校内ノ揭示ニ從ヒ借用品ハ一旦悉皆返
納スヘシ

第四十三條 書籍器具等ヲ紛失シ或ハ破燒汚染セシモノハ相當ノ價金ヲ辨償セシムヘシ

第五章 教場心得

第四十四條 教場ニ在テハ專ラ教員ノ指揮ニ從ヒ左ノ各款ヲ遵守スヘシ

第一款 教場必要ノ書籍器具ヲ携帶スル事

第二款 猥リニ着席ノ班次ヲ離レ雜話嘲笑ヲ爲スヘカラサル事

第三款 教場内ノ器械ヲ猥リニ私用シ又ハ授業中自己ノ臆説ヲ主張スヘカラサル事

第四款 渾テ生徒ハ授業時間五分前必ス其教場ニ入り謹肅ニシテ教員ノ出席ヲ待ツヘシ

第五款 教員ヨリ問題其他ノ説明ヲナス間ハ殊ニ注意默聽シテ猥リニ發言スヘカラス

第六款 他人ノ發言中ハ決シテ發言スヘカラス

第七款 教員ヨリ問ヲ受ケタル者ニ非サレハ妄ニ答語ヲ發スヘカラス

第八款 教場ニ臨ミ算盤筆硯等ヲ粗暴ニ取扱ヒ其他渾テ他人ノ默思考案ヲ妨クヘキ舉動

アルヘカラス

第六章 生徒心得

第四十五條 生徒タルモノ常ニ左ノ各款ヲ遵守スヘシ

第一款 渾テ本校ノ諸規則ヲ遵守スヘキハ勿論諸事教員ノ指揮ニ從ヒ謹慎靜肅ニシテ決

シテ粗暴ノ舉動アルヘカラス

第二款 疾病若シクハ不得止事故アリ欠席スルモノハ必ス其事由ヲ詳記シタル届書ヲ前

以テ事務所ヘ差出スヘシ万一引續キ欠席一週間ニ及ヒ尙ホ届書ヲ差出サ、ルモノハ其事

由ヲ取糺シ時宜ニ據リ退學ヲ命スヘシ

第三款 互ニ禮讓ヲ重シ威儀ヲ正クシ苟モ輕躁浮薄ノ舉動アルヘカラス

第四款 傳染病症ニ罹リシモノハ全癒ニ至ルマテ來學スルヲ許サス

第五款 言語ヲ慎ミ行事ニ敏クシ心志ヲ定メ操存ヲ固クシ苟クモ失徳玷行アルヘカラス

第六款 凡テ事ヲナスハ勉強ト耐忍トニアリ故ニ歸宅ノ後ト雖モ勤學修業ノ念ヲ遺ルヘ

カラス

第七章 禁條及罰則

第四十六條 禁條

第一款 教場出席ノ時間ヲ後ル、事

第二款 猥リニ他ノ教場ニ入り私語喫烟等ヲナス

第三款 校内ニ於テ喧嘩又ハ粗暴ノ舉動ヲナス

第四款 教場ニ於テ書籍器械等ヲ取亂ス

第五款 給貨品ヲ粗暴ニ取扱フ事

第六款 妄リニ他人ノ品物ヲ使用シ或ハ之ヲ毀損スル

第七款 校内建物器具等ヲ破壞シ又ハ猥リニ瓦礫等ヲ擲ツ事

第四十七條 罰則

○罰則ヲ分テ留置退學トス

第一款 留置ハ毎日終業ノ後三時間以内校内適宜ノ場所ヘ拘止シ宿直之ヲ監シ學ヲ復習

セシム

第二款 退校ハ來學ヲ禁シ學籍ヲ削ル

第三款 禁條第一款ヨリ第五款ニ觸ル、モノハ三日以内ノ留置ニ處ス

第四款 禁條第六款第七款ニ觸ル、モノハ五日以内ノ留置ニ處シ尙ホ相當辨償セシムル

「アルヘシ」
 第五款 生徒ヲ罰スルハ專ラ德義ニ基キ改良ヲ待テ宥恕スルモノト雖モ再三被罰ノ上尙
 ホ改悟ナキモノハ退學ヲ命スヘシ
 第六款 退學ヲ命シタル者ハ情狀ニ據リ文部省所轄官立學校及公立私立ノ學校ニ入學ヲ
 禁止セラル、アルヘシ

教科書表
 修身之部

書名	卷冊記号	出版年月	著者人名	出版者氏名
孝經	全壹冊		孔安國	
忠經	全壹冊	明治十五年七月	五十川左武郎校訂増註	大阪東區博勞町四丁目四拾參番地 中川勘助
小學	內篇貳冊	文化五年	高諭纂註	
口授用書 日本立志編	四五貳冊	未詳	干河岸貫一著述	
讀書之部				
明治新刻國史略	七冊	明治十三年七月	石村貞一編輯	東京日本橋區通旅籠町二番地 東生龜次良
十八史略校本	自壹至七冊	明治十三年十月	元曾先ノ編次 近藤元粹註譯	大阪東區博勞町四丁目四十三番地 中川勘助
日本外史	十二冊	明治十三年九月	賴久太郎	賴氏藏版

文章軌範	一二三三冊		宋謝枋得選	
純正蒙求				
春秋左氏傳	自卷壹至卷卅十五冊			

英語學之部

綴字書	全壹冊		ウエブスター著	
讀本	第一第三貳冊 第二壹冊		ウイエルソン著 サンダー著	
文法書	全壹冊		ピネラ著 コックス著	
萬國史	全壹冊		パークー著	
地理書	全壹冊		ゴルドスミス著	

經濟之部

民間經濟錄	壹冊	明治十年十月	福澤諭吉著	福澤氏藏版
寶氏經濟論	五冊	明治十一年十一月	永田健助譯述	東京牛込區揚場町廿七番地 永田氏藏版
經濟原論	貳冊	明治十六年五月	森下岩楠著	東京芝區三田四國町三番地 中島精一
經濟原論	全壹冊	明治十一年十月	川本清一著	東京日本橋區吳服町六番地 須原量平

學年度	等級	時間	科目												
			修身	讀書	習字	算術	簿記	商業信書	商業地理	商業經濟	圖畫	物理	商學	英語	商業實習
一	六	六	一 嘉言善行	讀 日本書 漢 日本歷史 文 文	一 楷書	四 初等算術 和 算式 單 算式 複 算式 複 算式 複 算式	五 諸手形諸証書 諸 契約 諸 日本地理	二 日本地理	二 經濟書			一 內外物產現品	四 讀後習字 習 讀後 字 方字	四 賣買取引	二八
			一 全	三 讀 日本書 漢 日本歷史 文 文	一 草行	四 初等算術 和 算式 單 算式 複 算式 複 算式	一 全	二 日本地理	二 全	上	上	一 全	四 讀後習字 習 讀後 字 方字	四 全	二八
二	四	四	一 全	全 日本歷史 漢 支那文 文 文	四 高等算術 和 算式 單 算式 複 算式 複 算式	一 銀行諸會社 結 社証書	一 萬國地理	二 全	一 寫	一 寫	一 物理大意	四 讀後習字 習 讀後 字 方字	四 全	二八	
			一 全	三 全 日本歷史 漢 支那文 文 文	四 高等算術 和 算式 單 算式 複 算式 複 算式	一 全	一 萬國地理	二 全	一 寫	一 寫	一 全	四 讀後習字 習 讀後 字 方字	四 全	二八	
三	三	三	一 全	全 日本歷史 漢 支那文 文 文	四 高等算術 和 算式 單 算式 複 算式 複 算式	一 全	一 萬國地理	二 全	一 寫	一 寫	一 全	四 讀後習字 習 讀後 字 方字	四 全	二八	
			一 全	三 全 日本歷史 漢 支那文 文 文	四 高等算術 和 算式 單 算式 複 算式 複 算式	一 全	一 萬國地理	二 全	一 寫	一 寫	一 全	四 讀後習字 習 讀後 字 方字	四 全	二八	
三	二	二	一 全	全 漢文	四 高等算術 和 算式 單 算式 複 算式 複 算式	一 宮省簿記法	二 全	二 全	二 全	二 全	二 物理大意	四 讀後習字 習 讀後 字 方字	四 全	二八	
			一 全	三 全 漢文	四 高等算術 和 算式 單 算式 複 算式 複 算式	一 全	二 全	二 全	二 全	二 全	二 全	二 全	四 讀後習字 習 讀後 字 方字	四 全	二八
三	一	一	一 全	全 漢文	四 高等算術 和 算式 單 算式 複 算式 複 算式	一 簿記學原理	二 全	二 全	二 全	二 全	二 全	四 讀後習字 習 讀後 字 方字	四 全	二八	
			一 全	三 全 漢文	四 高等算術 和 算式 單 算式 複 算式 複 算式	一 簿記學原理	二 全	二 全	二 全	二 全	二 全	二 全	四 讀後習字 習 讀後 字 方字	四 全	二八
三	一	一	一 全	全 漢文	四 高等算術 和 算式 單 算式 複 算式 複 算式	一 簿記學原理	二 全	二 全	二 全	二 全	二 全	四 讀後習字 習 讀後 字 方字	四 全	二八	
			一 全	三 全 漢文	四 高等算術 和 算式 單 算式 複 算式 複 算式	一 簿記學原理	二 全	二 全	二 全	二 全	二 全	二 全	四 讀後習字 習 讀後 字 方字	四 全	二八
三	六	六	一 全	全 漢文	四 高等算術 和 算式 單 算式 複 算式 複 算式	一 簿記學原理	二 全	二 全	二 全	二 全	二 全	四 讀後習字 習 讀後 字 方字	四 全	二八	
			一 全	三 全 漢文	四 高等算術 和 算式 單 算式 複 算式 複 算式	一 簿記學原理	二 全	二 全	二 全	二 全	二 全	二 全	四 讀後習字 習 讀後 字 方字	四 全	二八

四五(六五)

圖畫範本	小學習字書	正改物理全誌	輿地誌畧	日本地誌要畧	簿記學原理	算術教科書	初學算術教科書
圖書之部	六冊	習字之部 自一至九	物理之部	地理之部 自一至六	簿記之部	算術之部 壹冊	算術之部 三冊
守住勇魚著	明治十年八月長	明治十二年三月	明治八年三月	明治十年六月		明治十七年八月	明治十七年二月
官立	英著書	宇田準一譯	內田正雄纂輯	大槻修二編		田中矢德編	濱田晴高編
大阪中學校	東京々橋區南鍋町壹丁目 三番地 兒玉少助	北豐島郡西原村千廿二番地 諸葛信證	文部省	東京淺草北富坂町三十四番地 大槻修二		右全	東京芝新錢座町拾番地 近藤眞琴

四四(六五)

表當配級各書用科教

學科	年度		
	一	二	三
修身	孝經忠經	小學內篇	日本立志篇
讀書	國史略日本史略	日本外史	日本外史
習字	純正蒙求	日本外史	日本外史
算術	初學算術教科書	上算術教科書	上算術教科書
簿記	簿記	簿記	簿記
商業書信	商業書信	商業書信	商業書信
商業地理	日本地誌要略	上與地誌略	上與地誌略
商業經濟	民間經濟錄	寶氏經濟學	上經濟原論
圖畫	圖畫範本	圖畫範本	圖畫範本
物理	改正物理全誌	改正物理全誌	改正物理全誌
商品	內外諸物産ノ現品ヲ示シ説明ヲ付ス	全	全
英語	ウエブスター	ウイリスン	ウイリスン
商業實習	商業實習ハ既ニ學ビ得タル學科ヲ練習店用セシムルノ趣旨ニシテ商業學校内ヲ設ケ分テ開屋仲買小賣商ヲ始メ製産者消費者及銀行運送會社物産賣所等ノ諸商店ヲ設キ別ニ郵便電信爲醫店保險會社等ヲ設ケ生徒ヲシテ各其學力ニ應シテ之ヲ配置シ恰モ校内ニ一大市場ヲ開キ商賣相集テ互ニ取引ヲ爲サシムルノ趣旨ニシテ隔日午後二時開クヲ以テ之ニ充ツ	第一リーダ	第二リーダ

簿記科教用書ハ適當ノモノ少ナク目下編纂中ニ付配當表中ニ記載スル書名ナケレハ暫ク簿記學例題簿記學楷梯商用簿記學銀行簿記精法銀行簿記例題及ヒ「ブライアント」ストラットソノ簿記學等折衷シテ教授ス○商業書信ハ目下適當ノ書ナキヲ以テ本欄ニ填寫セシムル但シ受取諸手形送狀其他商業上ニ關スル諸証書式諸文例ヲ授ケ實地ニ臨ミ活用自在ナラシム○商業地理中ノ輿地誌略ハ歴史邦制ノ部ヲ省キ教授ス

○府立大阪商業學校各學科授業要旨解説

當府立大阪商業學校ニ於テ教授スル各科目ハ修身簿記算術簿記商業書信商業地理商品商業經濟圖畫物理英語商業實習ノ十三科ニシテ商業上必要ノ知識ヲ具有セシメ兼テ其實技ヲ習熟練磨セシムルヲ以テ目的トスルモノナリ顧フニ我國舊來商工業社會ニ於テ弟子奉口丁稚奉口等習慣アリ富豪ノ子弟ト雖モ或ハ他家ヘ丁稚奉口ニ差遣シ數年間苦心ヲ嘗シメ衆客ノ應待取引先ノ掛引等實地萬端爲見習心操可ナル者ト認ムルニ於テハ初メテ其家産ヲ任セ其家名ヲ繼カシムル等甚タ妙法ナリト雖モ唯惜矣哉數年ノ間ニ於テ其得ル所僅カニ一商店ノ實際ニ過キス廣ク商業上ノ知識技能ニ至テハ一モ得ル所ナキヲ以テ多クハ晉ニ從來ノ仕來リヲ襲行スルニ止リ世ノ變遷ニ從テ自ラ處スルノ途ニ暗ク豈敢テ改良進步ヲ計圖スルノ明アラランヤ當商業學校ニ於テハ僅々三ヶ年ノ間ニ於テ是等双方共ニ良結果ヲ得セシメントスルニ在ルノミ尙各科授業ノ要旨ヲ解説スル左ノ如シ

修身 修身ハ博ク古今ノ嘉言善行ニ依リ忠孝節義廉耻ノ心ヲ感發セシメ勉メテ人倫ノ大道ヲ教ヘ必ス躬行セシムルノ趣旨ニシテ當商業學校ニ於テハ晉ニ其書ヲ講シ其意義ヲ解説スルヲ以テ足レリトセス居常生徒ノ行狀ニ注目シ品行ノ改良ヲ以テ目的トスルモノナリ思フニ心操ノ正雅行狀ノ方正ハ實ニ信用ノ基礎ニシテ而シテ信用ハ商賈無形ノ資本ナリ故ニ商賈ノ世ニ立ツ信用ヨリ重キハナク苟モ良賈タラントスル者ハ必ス世人ノ信用ヲ博セサル可ラス之ヲ養成スルハ此科ノ主眼トスル所ナリ

讀書 讀書ハ博ク和漢ノ文字ニ熟シ實地商業ノ活劇ニ臨ミ運用自在毫毛滯ナカラシムルヲ以テ目的トス故ニ先讀法ヲ正シ章句意義ヲ明シ且普通往復文商用往復文ノ作法ヲ教ヘ漸次進ムニ從ヒ假名交リ記事文ヨリ單簡ノ漢文ヲ作ラシメ旁ヲ文章ノ賓主照應等ヲ授ク而

シテ其課題ノ如キハ専ラ商業ニ適切ナルモノヲ授クルヲ法トス
 習字 習字ハ商賈ノ最モ忽セニスヘカラサル所ニシテ帳簿ノ記入諸手形諸證書ノ調製等殊
 ニ鮮明ヲ要スヘキハ勿論一字ヲ誤レハ忽チ利害損徳ニ關シ加之能ク之ニ熟スル者ハ執筆ノ
 勞少ク熟セサル者ハ勞多シ勞少キカ故ニ能ク財務ヲ詳記シ勞多キカ故ニ之ヲ等閑ニ付シ易
 シ是古今ノ通狀ナリ故ニ富豪ノ名アル者ト雖モ一朝頓ニ大凶ニ遭フキハ遺族其財務ノ取調
 ヲ爲スニ由ナク空シク巨多ノ財産ヲ失却スルノ例ハ世ニ珍シカラサル話ナリ是レ實ニ當初
 習字ヲ忽カニスルノ罪ナリト云ハサル可ラス當校ニ於テハ其弊ナカラシメンコトヲ期シ先執
 筆ノ法ヲ授ケ健腕直筆ニシテ字形正雅ナルヲ要ス故ニ先楷書ヲ習ハシメ漸次行草ニ及ホス
 習熟ノ後ハ細字ヲ速寫セシメ勉メテ日用ノ便ニ慣レシムルヲ主眼トス
 算術 算術ノ商業上特ニ必要ナルハ辨ヲ俟サル所ナリ然モ能ク其數理ヲ明ニセサレハ實地
 應用自在ナル能ハス故ニ當商業學校ニ於テハ先數理ヲ會得セシメ施算正確ニシ且ツ迅速ナ
 ルヲ旨トス思フニ商家日用計算ニ用フル加減乘除ノ如キハ珠算殊ニ便ナリトス故ニ數理ヲ
 說示スルニハ筆算ヲ用ヒ運算セシムルニハ珠算ヲ用ヒ漸ク進ムニ從テ専ラ筆算ニ依リ勉メ
 テ商家ニ適切ナル問題ヲ與ヘテ其應用ヲ試ミ習熟セシムルヲ要スヘシ
 簿記 簿記ハ資財ノ出納貸借ノ關係等ヲ登記算定スルノ法ニノ商家理財上一日モ廢ス可ラ
 サルハ論ヲ俟タス思フニ帳簿ノ錯雜ナルハ理財上ノ大患ニシテ商家ノ最モ戒ムヘキ所ナリ
 然ルニ我國從來帳簿ノ不整頓ナルハ實ニ驚クニ堪タルモノアリ其然ル所以ノモノ畢竟帳簿
 ノ制概子各自ノ杜撰ニ出テ簿記法ノ何タルヲ解セサルニ據ル故ニ以テ自家ノ財産ハ今日何
 程ニ達シタル歟又何程ニ減シタル歟殆ト之ヲ知ラサル者多シ豈少許ノ利害ニ活目シテ常ニ
 其宜シキヲ得セシムルニ違アランヤ商賈タル者ハ必ス簿記法ヲ習熟シ財産保管ノ法ヲ究メ

サル可ラス故ニ當校ニ於テハ和式帳合法、單式簿記法、和單更換法、複式簿記法、單複更正
 法、小賣仲買、卸賣商簿記、會社、商社、遺產取扱人、手數料、運送、公私立銀行、株式、輸出入、
 保險、郵便、電信、等各業簿記并ニ農業、工業、簿記等順次ニ先ツ諸帳簿ノ用法ヲ說キ生徒ヲ
 シテ之レヲ熟知セシメ次ニ開業以來逐日ノ取引ヲ示シ生徒ヲシテ適當ノ帳簿ニ記入セシメ
 精算表ヲ製シ諸勘定ノ決算ヲ爲サシメ尙進テ簿記學原理ヲ說キ又錯雜ナル帳簿ヲ示シ生徒
 ヲシテ明瞭ニ調査セシメ或ハ諸會社ノ規則等ヲ示シ之カ帳簿ノ組立ヲ爲サシムル等專ラ實
 地應用ニ敏捷ナラシムルコトヲ勉ムヘシ
 商業書信 商業書信ハ商業上ニ用フル所有書類ノ調製法及其取扱法等ヲ授クルモノニシテ
 先ツ受取、諸手形、送り狀、仕切勘定書、電信文、地所家屋、其他諸商品賣買貸借證書、委任狀、
 讓受渡證書、其他都テ商業上ニ關スル諸書式諸文例等概テ適當用紙ヲ用ヒ之ヲ授ク漸次進
 ムニ從ヒ銀行會社ノ組織法等完全ノ者ヲ撰テ之ヲ授ク又發信ノ扣來信ノ留置及其見出シノ
 方法等ヲ教ヘ實地ニ臨テ十分ノ活用ヲ爲サシムルヲ主眼トス
 商業地理 商業地理ハ普通地理學ト大ニ其趣ヲ異ニシ專ラ商業上必要ノ知識ヲ與フルヲ主
 眼トスルカ故ニ先本邦各府縣市邑ノ位置氣候人口風俗嗜好生產地消費地水陸路ノ里程運輸
 交通ノ便否定期瀛帆船ノ航路郵便電信鐵道ノ線路土地物產ノ種類輸出入品ノ統計等其他商
 業上重要ナル條項ハ勉メテ遺漏ナカラシメンコトヲ要シ漸次外國ニ及ホスヘシ
 商品 商品ハ其經工品ト未經工品トヲ問ハス概テ各種ノ見本ヲ蒐集シ其產地需用地特性品
 等可成の現品ヲ示シテ之ヲ教授シ且其眞價精粗効用荷造リ保存ノ方法物品變性ノ原因等兼
 テ化學作用ノ大略ヲ授ケ生徒ヲシテ所有商品ニ關シ一般必要ノ知識ヲ具有セシムルヲ要ス
 商業經濟 商業經濟ハ商業上最モ重要ノ學科ニノ商賈タル者經濟一般ノ理ニ通曉セサル可

ラサルハ言ヲ俟サル所ナリ故ニ先經濟學ノ目的需用供給ノ法則ヲ授ク生財配財交易資本利
 足商社貨幣紙幣信憑銀行租稅保險等ノ性質關係ヲ熟知セシムルヲ要スヘシ
 圖畫 圖畫ハ最初野畫ヲ授ケ漸ク進ムニ從ヒ諸器具草木花鳥等各種商品ノ模畫織物商票等
 ノ模様其他商業上ニ關係アル諸物ノ模寫裝飾等一切ノ圖案ヲ爲サシムルヲ要ス
 物理 物理モ亦特ニ商業上必要ノ知識ヲ得セシムルノ主眼ニシテ博ク天地間萬象ニ涉ルノ
 趣旨ニ非サルヲ以テ物性重力熱音光電磁氣ノ諸論中特ニ商業上適切ノ要理ヲ授ケ且重力論
 中ノ權衡晴雨計液重計吸液器唧筒ノ如キ熱論中ノ寒暖計氣壓計ノ如キ電氣論中ノ傳信器ノ
 如キ應要ニ係ルモノハカメテ之ヲ知ラシムルヲ要ス
 英語 英語ハ其功用頗ル博ク苟モ今後適良ノ商賈タラントスル者ハ必ス之ヲ學ハサル可ラ
 ス故ニ當校ニ於テハ英人ヲ聘シ先ツ綴字發音讀譯文法作文習字會話等殊ニ商業上緊要ノ往
 復文等ニ習熟セシメ外人ト商業取引ノ間ニ於テ毫モ差支ナカラシメンコトヲ期ス
 商業實習 商業實習ハ生徒ヲシテ各其學力ニ應シ校内各種ノ商店ニ配置シ假リニ紙幣諸公
 債証書諸株式諸手形地券其他各種商品等ヲ發行シ百般ノ商業ヲ營マシメ生徒ヲノ普ク商業
 ノ實技ヲ習熟練磨セシムルノ目的ニシテ就中銀行會社等集合体ハ海外完全ノ組織法ニ依リ
 「白耳義國子シヨナルハンクノ類」式ノ組織ヲ立テ生徒ヲシテ其各課掛ノ事務ニ薰練セシ
 メ實地ニ臨ミ確實範圍ニ十分ノ活動ヲ爲サシメンコトヲ期ス
 明治十八年三月

府立大阪商業學校

府立大阪商業學校附屬速成科規則

第一章 設置ノ主旨及教則

- 第一條 速成科ハ家業ニ忙ハシク晝間正科ニ就キ修業ノ餘暇ナキ者ノ爲ニ設クルモノナリ故ニ
 其課程ノ如キモ亦隨テ簡易ニシテ勉メテ學業ノ速成ヲ期スルモノトス
- 第二條 學科ヲ分テ簿記算術ノ二科トス
- 第三條 修業年限ヲ壹年半ト定メ等級ヲ三級ニ分ツ其科程別表ノ如シ
- 第四條 學期及休業日ハ當校規則第一章第五條及同第八條ニ準スヘシ
 但土曜日ハ全休トス
- 第五條 學科ノ内一科ヲ偏學スルヲ得ヘシ
- 第六條 年中授業時間ヲ凡ソ四十二週日トシ每週十五時間トス
- 第七條 年中授業終始時間ハ左ノ如シ
 - 從九月一日 午後七時始業全十時終業
 - 至十月卅一日
 - 從十一月一日 午後六時始業全九時終業
 - 至翌年三月卅一日
 - 從四月一日 午後七時始業全十時終業
 - 至七月卅一日
- 第八條 各科授業要旨ハ正科規則第一章第四節第五節ニ準スヘシ
- 第二章 入退學規則
- 第九條 入學生徒ハ品行善良體質強健年齡十三年以上ニシテ晝間家業ニ忙ハシク正科ニ就キ修
 業ノ暇ナキ者ニ限リ入學ヲ許スヘシ

但正科規則第十一條但書ニ抵觸スル者ハ入學スルヲ許サス
 第十條 入學セントスル者ハ休日ヲ除キ毎日下ニ掲ケタル書式ニ準シ入學願書及學業履歷書ヲ當校事務所ヘ差出スヘシ
 第十一條 入學許可ヲ得タル者ハ書式ニ準シ保證人連署ヲ以テ入學證書ヲ差出スヘシ但保證人ハ大阪市街ニ住居シ身元慥ナル者ニ限ルヘシ且保證人轉居死亡等ノ節届出ノ義ハ正科規則第十五條但書ニ準スヘシ
 第十二條 事故アリ退學セントスル者及退學生徒再ヒ來學セントスル者ハ正科規則第十六條第十七條ニ準スヘシ
 第十三條 怠惰不品行若クハ當校ノ規則ニ悖リ不都合ト認ムル者ハ事宜ニ依リ退學ヲ命スヘシ

第三章 試驗

第十四條 試驗ヲ分チテ入學試驗學期試驗卒業試驗ノ三種トス
 第十五條 入學試驗ハ入學ノ際其學力ヲ試驗シ相當ノ級ヘ編入スヘキモノトス
 第十六條 學期試驗ハ一學期中修得セル諸科ニ就キ之ヲ試ミ等級席次ヲ定ムルモノトス
 第十七條 卒業試驗ハ學科ヲ學ヒ卒リタルキ之ヲ試ミ及第者ヲ卒業セシムヘキモノトス
 第十八條 每科試驗点数ヲ壹百点トシ其六十点以上ヲ得ル者ヲ及第トス
 第十九條 卒業試驗ニ於テ得点九十以上ヲ得ル者ニハ正科規則第三十三條ニ準スヘシ
 第二十條 入學試驗科目左ノ如シ
 一 讀書 普通假名交リ文
 一 作文 普通往復文
 一 算術 加減乘除

但履歷書ニ依リ二級以上ヘ編入スヘキ見込アル者ハ更ニ相當ノ問題ヲ與ヘ簿記算術ノ學力ヲ試ミ等級ヲ定ムヘシ

第四章 雜則

第廿一條 入學金ヲ五十錢トシ授業料ヲ貳拾錢トス其納メ期限等ハ正科規則第三十八條第三十九條ニ準ス
 第廿二條 教場心得生徒心得及禁條罰則ハ正科規則第五章第六章第七章ニ準スヘシ
 第廿三條 前々條ノ外書籍器具ノ貸借其他此規則ニ掲ケザルモ正科規則ニ準スヘキモノハ皆之ヲ適用スヘシ

速成科學科課程表

學科	等級	時間	速成科學科課程表	
			第一級	第二級
簿記	十	每週	銀行簿記 官省簿記	復舊式 單店簿記
算術	五	每週	開級 積數方	百分算 比
		每週	單復式 復舊式	加減乘除 諸分等

入學願書

何府縣下何國何郡區何町何村何番地 士族
平民
職業 姓名 年 齡

右之者御校速成科エ入學仕度右ハ何
々ニテ晝間就學難仕者ニ相違無之候
依テ此段奉願上候也

年月日

右

何

某

府立大阪商業學校校長宛

履 歷

何府縣何國何郡區何町何村何番地 士族
平民
戶主或ハ何誰子弟 姓名 年 齡

一何年何月ヨリ何學校ニ入リ或ハ何
誰ニ就キ何年何月迄何々修業云々
一何年何月ヨリ、、、、、、
右之通相違無之候也

年月日

右

姓名印

入學証書

何府縣何國何郡區何町何村何番地 士族
平民
戶主或ハ何誰子弟 姓名 年 齡

職業

出生年月日 年 齡

右之者御校へ入學差許サレ候上ハ御
規則之義堅ク爲相守可申ハ勿論當人
身上ニ關スル一切ノ事故ハ拙者引受
可申候也

年月日 大坂府何區何町何丁目何番地 何 某 印
保証人

府立大阪商業學校校長宛

○採點文規則

- 第一條 採點文トハ豫テ示ス所ノ問題ニ對シ文章ヲ作爲シテ之ニ答フルモノトス
- 第二條 文章ハ普通假名交リ文體ヲ用ユヘシ
- 第三條 文章ハ一枚二十行二十詰ヲ以テ凡ソ三枚ヲ度トス
- 第四條 採點文ハ生徒ノ學力ヲ試ミ併テ之ヲ競進セシムルノ趣旨ナルヲ以テ問題ヲ付與シタル
即日豫示セル時間内ニ當所内ニ於テ作爲スルヲ要ス其他人ノ力ヲ假リ作爲セシモノハ一切差

出スコトヲ許サス

第五條 採点問題ニ答ントスル者ハ當講習所正則並ニ速成科生徒ニ限ルヘシ
第六條 採点文ハ左ノ各項ニ據リ等級ヲ定ムルモノトス

- 第一 立案ノ趣旨
- 第二 行文ノ巧拙
- 第三 平素ノ勤怠

第七條 採点等級ハ第一等ヨリ第五等迄ニ區別シ左ノ賞品ヲ贈與スヘシ

- 第一等 代價凡貳圓
- 第二等 全 壹圓五拾錢
- 第三等 全 壹圓
- 第四等 全 八拾錢
- 第五等 全 五拾錢

第八條 採点文受賞者ハ當講習所ノ記録ニ登記シ永ク之ヲ保存スヘシ

○入學金及授業料徴收方法

入學金	項目		速成	區域
	正則	速成		
壹圓	五拾錢	三拾錢	五拾錢	大阪四區外及他管下

授業料月額	右徴收		大阪四區内
	三拾錢	貳拾錢	
五拾錢	三拾錢	三拾錢	大阪四區外及他管下

- 第一 渾テ入學金ハ入學ノ日徴收スヘシ
但商業學校へ寄附金主又ハ其子弟ニ限リ之ヲ納ムルヲ要セス
- 第二 渾テ授業料ハ毎月末其翌月分ヲ徴收スヘシ
但寄附金主又ハ其子弟ニ係ル分ハ前項但書ニ全シ
- 第三 授業料納済ノ上ハ本人ノ事故ニテ直チニ退校若クハ其月中出席セサルコトアルモ之ヲ返付セサルモノトス

○經費

明治十三年十一月私立大阪商業講習所創立以來翌十四年七月ニ至ル支出總額ハ金貳千〇四拾五圓六拾五錢ニシテ此内譯金千五百三拾壹圓貳拾錢ハ人民ヨリノ負債ニシテ金五百拾四圓四拾五錢ハ有志者ノ寄附金及生徒入學金授業料書籍損料等ヨリ成ル而ノ全年八月本府學務課ニ引繼タル后ハ勸業御委託金利子ノ内ヲ以テ之ヲ支辨シ明治十八年度ヨリ大阪府區部地方稅ヲ以テ支辨セリ而ノ創立以來寄附金收入總額三千三百圓ト外ニ十八年中文部省ヨリ補助金貳千圓都合五千三百圓ハ別表經費外ノ收入ニシテ其寄附金ニ屬スル分ハ十四年七月以前ニ係ル經費ノ支辨及其負債ノ辨償ニ充テ且教場新築費等ニ充ツ其文部省補助金ハ專ラ備品等ノ買入費ニ充ツ其常費

〔豫算〕ノ如キハ別紙一覽表ニ詳カナリ

〔從明治十四年九月〕 大阪商業講習所 經費豫算一覽表
 〔至全 十九年三月〕 府立大阪商業學校

項目	豫算從十四年九月		從十五年一月		從十五年七月		從十六年七月		從十七年七月		從十八年七月		從十九年三月	
	決	豫	決	豫	決	豫	決	豫	決	豫	決	豫	決	豫
總額	八三九	八六六	三三六	一八三	五三六	五九六	一四三	六八七	九六二	三四六	五七五	八四七	七〇七	四〇九
俸給	八八二	九〇九	二三〇	一〇〇	三〇〇	三二五	五八八	三三四	五五二	五七三	六三八	九一四	七〇九	八二二
小使雇給	七〇七	七五二	一四四	一五五	一五五	一五五	一五五	一五五	一五五	一五五	一五五	一五五	一五五	一五五
賞與及勉勵手當	八六五	八五二	六二〇	五〇九	八〇九	八〇九	一〇三	三三四	一〇二	一〇二	一〇二	一〇二	一〇二	一〇二
臨時雇給	四三五	四三五	六七	八三	一〇三	三三四	一〇二	一〇二	一〇二	一〇二	一〇二	一〇二	一〇二	一〇二
宿直賄料	一八	一八	四三八	四三八	四三八	四三八	四三八	四三八	四三八	四三八	四三八	四三八	四三八	四三八
備品費	一八	一八	四三八	四三八	四三八	四三八	四三八	四三八	四三八	四三八	四三八	四三八	四三八	四三八
消耗品費	五九八	〇〇二	五八三	〇六三	二五五	九九九	四一	一三	八六	七五	一三	二七	五二	二七
運送費	二九九	、	三八六	八七一	三〇九	八三〇	二〇九	九〇	二〇	九四	一	二七	四	四
郵便稅	一四五	五八四	二一六	〇二二	五三六	六九二	〇九四	一	二七	四	四	四	四	四
豫備費	六〇五	、	二〇九	、	一七	、	三三九	、	六五	、	三〇五	、	三〇五	、

項目	豫算從十四年九月		從十五年一月		從十五年七月		從十六年七月		從十七年七月		從十八年七月		從十九年三月	
	決	豫	決	豫	決	豫	決	豫	決	豫	決	豫	決	豫
電信稅	六	三五	一二	四一	八	、	、	、	、	、	、	、	、	、
營繕費	二九八	一五、	七七	、	六四	四三九	四七	五七六	四六	五六	、	、	、	、
廣告費	三八七	二八一	二六三	〇六五	六三	一一三	四九	〇一五	二三	六八	七五	、	、	、
旅費	一〇〇	、	四五	、	三五	、	三〇	四二二	四二	六六	五	、	、	、
協議費	一〇〇	、	五五	、	一〇〇	、	五五	、	、	、	、	、	、	、
開業費	五〇	、	七二	、	二八	、	五	、	、	、	、	、	、	、
豫備費	一七五	七七、	三三	二七六	一九	四七四	、	、	、	、	、	、	、	、

○大阪商業講習所職員表

從明治十四年七月
至全 十八年三月

表中拜命年月ヲ記載セサルモノハ私立講習所ヲ本府所屬ト爲シタルキ本府へ引繼ノ人員ニ係リ當時其儘ニテ職務ニ從事セシメタルモノナリ

職名	拜命年月	月俸額	辭免轉解職年月	府縣	姓名
所長	十四年八月	五拾圓	十四年八月	埼玉	桐原 捨三
教員兼心得	十四年八月	貳拾五圓	全 十一月		木村 復次
教員兼心得	全 十一月	四拾圓	十五年一月	大分	山本 達雄
所長	十五年一月	無給	全 八月	大阪	伊庭 貞剛
大阪府御用掛兼所長	全 八月		十七年三月	大阪	天野 皎
大阪府御用掛兼所長心得	十七年三月		十八年三月	愛媛	吉良 亨 后矢野ト改姓ス
教員兼頭	十五年一月	四拾圓	十五年八月	大分	山本 達雄
所長兼教員兼	全 八月		十六年三月	大阪	天野 皎
教員兼	十六年三月	五拾圓	十七年三月	静岡	伊東 要藏
教員	十四年十一月	在 前	十五年九月	大分	山本 達雄
全	十六年三月	在 前	十七年三月	静岡	伊東 要藏

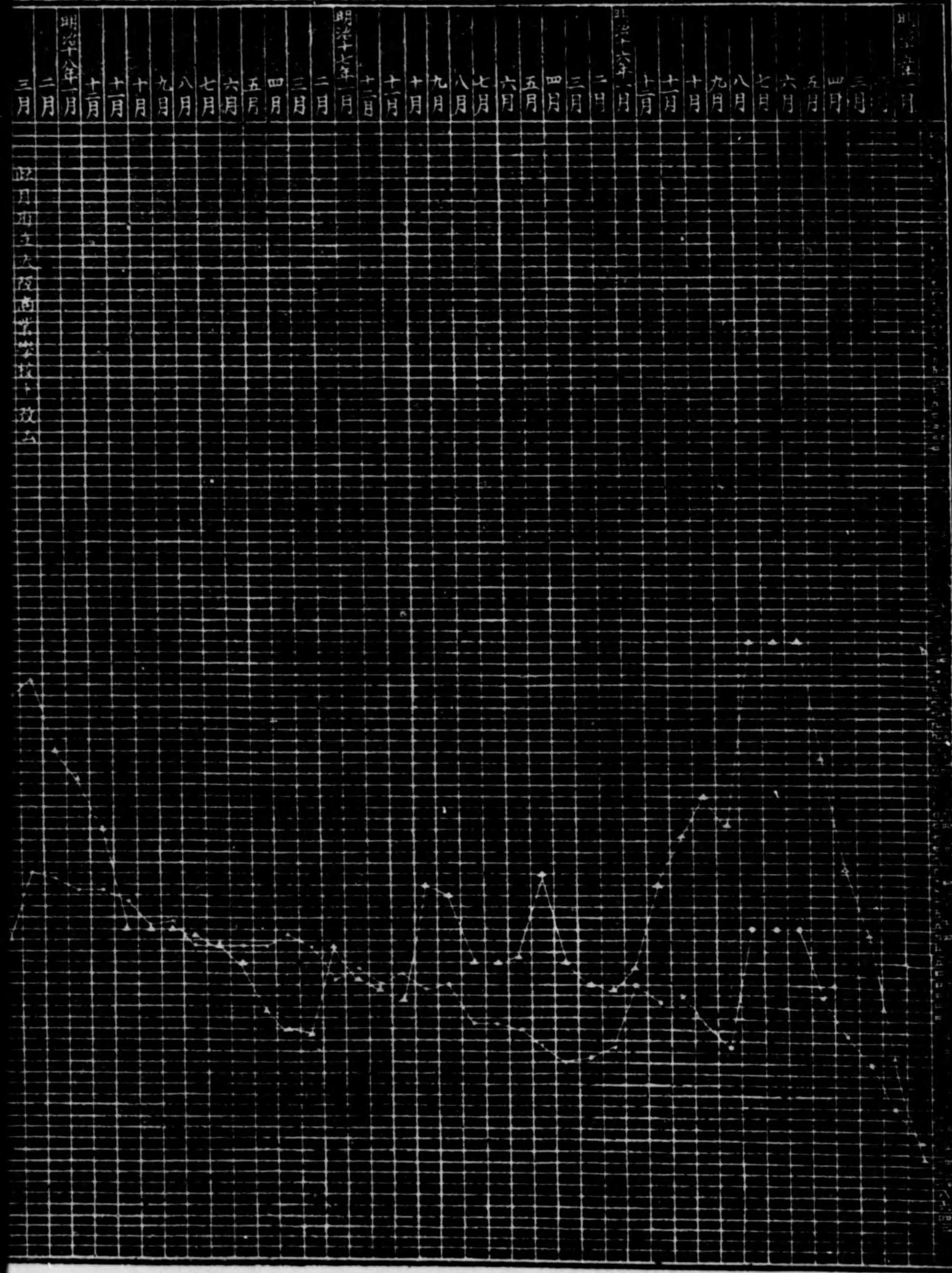
全	十五年一月	在 前	十五年一月		木村 復次
全	十六年二月	拾八圓	十七年三月	東京	阿部 昇
全	十六年三月	拾五圓	十五年四月		山本 鏘一
兼事務掛		七圓	十四年四月		阿部 生郎
全	十五年一月	五圓	十五年一月	大坂	尾崎 久藏
全		拾圓	全 七月	愛媛	細井 精義
全	十五年一月	三拾圓	全 十月		山岡 清直
全	全 一月	拾五圓	全 十二月		渡邊 金造
全	十六年一月	貳拾圓	十六年七月	大分	淺澤 源八郎
全	十六年一月	拾五圓	十七年三月	岡山	淺野 開三郎
教員兼	十六年三月	在 前	十七年三月	静岡	伊東 要藏
全	十六年四月	拾五圓	十七年三月	大坂	阪部 政益
全	十六年十月	拾五圓	十七年六月	大分	片野 續

全	大坂府十等屬兼	全	十八年九月	百	圓	全	エドワード、ビラムパー
全	書	全	三月			福岡	日吉 槌次郎
全	書	全	十八年三月			大坂	坂口 信一
全	書	全	九月	拾	貳圓	岡山	江本 彌一
全	書	全	三月	八	圓	大坂	藤江 卓藏
全	書	全	九月	拾	圓	大坂	池田 和七郎
全	書	全	三月	拾	七圓	大坂	江馬 圭一郎
全	書	全	三月	拾	五圓	大阪	

○生徒

明治十三年私立商業講習所創立以來生徒ヲ二様ニ分チ晝間本科ヲ修ムル者ヲ正則科生徒トシ夜間簿記算術ヲ學フ者ヲ速成科生徒トス而シテ其員數ノ如キハ十四年八月本府學務課ヘ引繼タル總數四十五名ナリ其後尙減シテ拾五年一月ノ現員ハ正則十七名速成十四名ナリ翌二月ヨリ十八年三月ニ至ルノ間正則最多數ヲ六拾五名トシ全最少數ヲ貳拾三名トス速成ノ最多數ヲ百七名トシ最少數ヲ三拾貳名トス而シテ十八年三月府立商業學校ニ改リテヨリ正則生徒ノ人員俄カニ増加シ十九年三月ノ現數實ニ貳百名ノ多キニ達シ速成科モ亦九拾名トナレリ尙精細ハ別表ニ詳カナリ

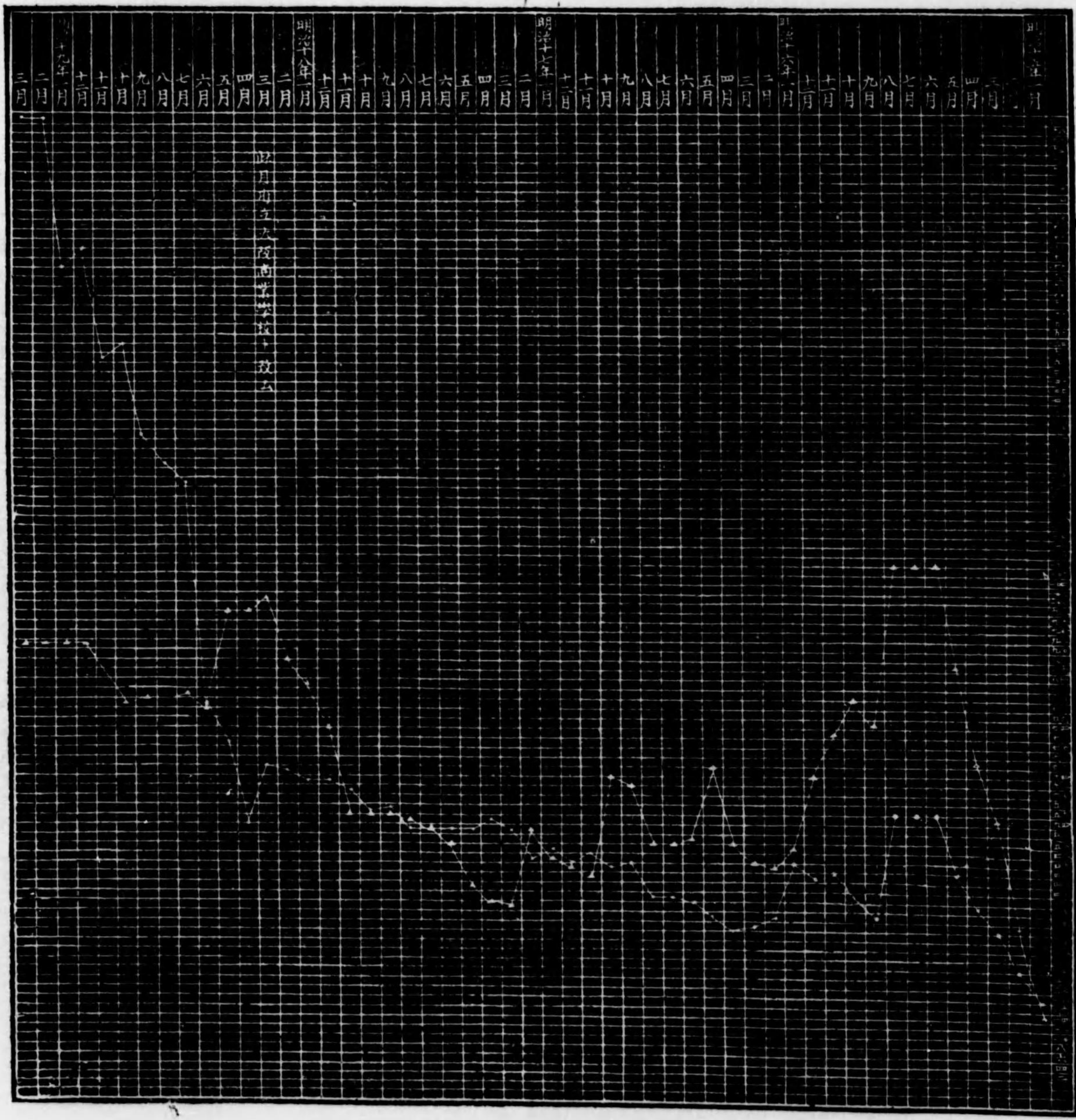
自明治十五年一月至明治十九年三月 生徒増減一覽表
 ●八正則生徒
 ▲速成生徒



○生徒

明治十三年私立商業講習所創立以來生徒ヲ二様ニ分チ晝間本科ヲ修ムル者ヲ正則科生徒トシ夜間簿記算術ヲ學フ者ヲ速成科生徒トス而シテ其員數ノ如キハ十四年八月本府學務課ヘ引繼タル總數四十五名ナリ其後尙減シテ拾五年一月ノ現員ハ正則十七名速成十四名ナリ翌二月ヨリ十八年三月ニ至ルノ間正則最多數ヲ六拾五名トシ全最少數ヲ貳拾三名トス速成ノ最多數ヲ百七名トシ最少數ヲ三拾貳名トス而シテ十八年三月府立商業學校ニ改リテヨリ正則生徒ノ人員俄カニ増加シ十九年三月ノ現數實ニ貳百名ノ多キニ達シ速成科モ亦九拾名トナレリ尙精細ハ別表ニ詳カナリ

自明治十五年一月至明治十九年三月 生徒増減一覽表



至昭和十五年三月
自昭和十五年一月

主務官 藤田 豊太郎
主査官 藤田 豊太郎

○全科及各級卒業者人名表
正 則 科
從十五年九月
至十九年三月

年 月	級別	府縣	姓 名	年 月	級別	府縣	姓 名
十七年十月	全科	山口	今田健助	十八年三月	三級大坂	松澤國太郎	
全 三月	二級	鹿島	町田 豊	十九年三月	三級大坂	飯尾 一二	
全	二級	大坂	薩 種次郎	全	三級大坂	木村祐太郎	
全	二級	山口	今田健助	十五年十一月	四級鹿島	町田 豊	
全	二級	大分	長岡三郎	全	四級福井	伊藤虎太郎	
十八年九月	二級	大阪	松澤國太郎	全	四級	福井秀次郎	
十六年七月	三級	鹿島	町田 豊	全	四級大阪	薩 種次郎	
全	三級	大坂	薩 種次郎	十五年十一月	四級	上田子之助	
全	三級	山口	今田健助	全	四級	阪井乙三	
全	三級	福井	伊藤虎太郎	全	四級大分	長岡三郎	
全	三級	大分	長岡三郎	十六年一月	四級廣島	秋田 驥	

全	十六年七月	全	全	全	十九年三月	全	全	全	全	十八年九月	全	全	全
六級大分	六級大阪	五級大阪	五級滋賀	五級大阪	五級兵庫	五級大阪	五級愛媛	五級愛媛	五級大阪	五級石川	五級大阪	五級大阪	五級大阪
大崎三四郎	藤田義治郎	清水榮次郎	高田善次郎	加藤幸三郎	鈴木龜太郎	大隅忠三郎	矢野嘉一郎	四辻久之助	土肥房治郎	増谷治郎	小野俊太郎	菊田辰藏	今井藤三郎
全	全	全	全	十七年三月	全	十六年九月	十六年七月	全	全	全	全	全	全
六級大阪	六級大阪	六級滋賀	六級大阪	六級大阪	六級岡山	六級兵庫	六級高知	六級大阪	六級大阪	六級大阪	六級愛媛	六級大阪	六級大阪
竹田忠二郎	白井元次郎	阿部喜兵衛	山口龜太郎	池田一郎	安井竹三郎	青井次郎	高橋陽松	今政國吉	森正丸	吉村清太郎	服部文作	松澤國太郎	前田秀五郎

六七(六七三)

全	全	全	十七年三月	全	十九年三月	全	十八年九月	全	全	十八年三月	全	全	全
五級愛媛	五級岡山	五級大阪	五級大阪	四級兵庫	四級石川	四級大阪	四級愛媛	四級大阪	四級大阪	四級大阪	四級大阪	四級山口	四級山口
服部文作	青井次郎	前田秀五郎	松澤國太郎	島田綱藏	増谷治郎	山口重太郎	矢野莊三郎	長谷川清二郎	前田秀五郎	山口龜太郎	松澤國太郎	末永完一	今田健助
全	全	十八年三月	全	全	全	全	全	十七年七月	全	全	十七年四月	全	全
五級大阪	五級愛媛	五級兵庫	五級大阪	五級高知	五級山口	五級大阪	五級長崎	五級大阪	五級大阪	五級大阪	五級大阪	五級高知	五級大阪
山口重太郎	矢野莊三郎	福原芳治	白井元次郎	今政留猪	前田駒次郎	井上松藏	野間孝太郎	山口龜太郎	久原一郎	高橋陽松	藤田義次郎	今政國吉	長谷川清二郎

六六(六七二)

全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
六級大	六級大	六級大	六級兵	六級石	六級大	六級大	六級大	六級福	六級福	六級滋	六級大	六級大	六級兵
阪	阪	阪	庫	川	阪	阪	阪	岡	岡	賀	阪	阪	庫
齋藤清次郎	清水榮次郎	石阪清七	鈴木龜太郎	西谷虎吉	加藤常吉	中川磯松	福田鹿三	青木龜吉	森田平吉	高田善次郎	荒井卯之助	福井大三郎	加納宗一郎
全	全	十九年三月	全	全	全	十九年一月	全	全	全	全	全	全	全
六級滋	六級大	六級滋	六級大	六級大	六級大	六級大	六級山	六級大	六級大	六級大	六級大	六級大	六級福
賀	阪	賀	阪	阪	島	玉	口	阪	阪	阪	阪	阪	井
阿部貞次郎	伊藤良藏	近松文三郎	瀧川義雄	加藤幸三郎	藤田正太郎	松山己三郎	竹山徳太郎	徳高藤吉	高木祐次郎	田中長次郎	吹田眞藏	鷺池芳太郎	世根宗吉

六九(六七五)

全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
六級兵	六級兵	六級大	六級愛	六級廣	六級大	六級大	六級山	六級大	六級大	六級大	六級大	六級大	六級長
庫	庫	阪	媛	島	阪	阪	口	阪	阪	阪	阪	阪	崎
内山清作	福原芳治	藤田平太郎	橋本菊三郎	本明貞三	鎌田和三郎	山口重太郎	前田駒次郎	井上松藏	阪部三八郎	岡太三郎	松代磯吉	今政留猪	野間孝太郎
全	全	全	十八年三月	全	全	全	全	全	十七年十二月	全	全	全	全
六級大	六級愛	六級大	六級石	六級愛	六級大	六級大	六級和	六級愛	六級大	六級山	六級佐	六級高	六級佐
阪	媛	阪	川	媛	坂	阪	哥山	媛	阪	山口	賀	知	賀
小川彌三郎	矢野嘉一郎	大隅忠三郎	増谷治郎	四辻久之助	今井藤三郎	菊田辰藏	小山彌一郎	矢野莊三郎	端山龜太郎	高木祥次郎	副島信一郎	福富直躬	宮島徳太郎

六八(六七四)

全	二等賞	全	三等賞	全	四等賞	全	五等賞	探点文優等賞	全	二等賞	全	三等賞	全	四等賞	全	五等賞	試驗優等	全
全	全	全	全	全	全	全	全	十八年一月	全	全	全	全	全	全	全	全	十九年三月	全
經濟策	寶氏經濟學	日本文典	經濟原論	商用簿記學	寶氏經濟論	日本經濟論	ピテヲ文典	簿記學階梯	ナツタル字典	壹部	壹部	壹部	壹部	壹部	壹部	壹部	壹部	壹部
速成乙岡山	則六級大阪	速成乙岡山	則六級岡山	則三級大阪	則四級大阪	則六級大阪	則六級石川	則六級大阪	則五級兵庫	正則	正則	正則	正則	正則	正則	正則	正則	正則
蘆田利平	山口重太郎	竹田要太郎	青井次郎	松澤國太郎	山口龜太郎	端山龜之助	增谷次郎	菊田辰藏	近松文三郎	鈴木龜太郎	部	部	部	部	部	部	部	部

○寄附金
 寄附金ニ年金、創立費、一時限寄附等ノ別アリ(沿革ノ部ニ見ユ)而ノ又年金中無期限ノモノト三年限ノモノト二種アリ然レモ其無期限ニ係ル分ハ爾後本人トノ協議ヲ以テ悉ク三年ヲ限リトシ

最初ヨリ明治十九年三月ニ至ル迄實際收入セシ金額ハ別紙明細表ニ詳ナリ

寄附金實際收入明細表

金額	内	譯	收入年月	住	所	姓名
九〇〇 ^圓			明治十四年	西區西長堀北通貳丁目		門田三郎兵衛
二〇〇			全十八年十二月	北區中之島壹丁目		五代友厚
四五〇	一五〇〇		全十五年五月	南區鰻谷東之町		住友吉左衛門
三五〇	一五〇〇		全十八年五月	東區今橋通貳丁目		鴻池善右衛門
一五〇	一〇〇〇		全十五年六月	全 高麗橋通壹丁目		藤田傳三郎
一五〇	一〇〇〇		全十八年十二月	全 久寶寺町貳丁目		杉村正太郎
二〇〇	一〇〇〇		全十五年五月	全 北濱四丁目		平瀬龜之助
三〇			全十五年六月	北區源藏町		澁谷庄三郎
二五			全	全 堀川町		澁谷正十郎
五〇			全十五年五月	東區伏見町四丁目		安田源三郎

五〇	五〇	一〇	一五	一五	一五	一五	一五	一〇〇	一〇〇	一五〇	一〇〇	三〇	
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	明治十五年四月	
十五年六月								十五年七月		十五年十二月	十五年七月	西區薩摩堀西町	
東區今橋通五丁目	全 西道頓堀通四丁目	全 江戸堀下通五丁目	全 京町堀通五丁目	全 京町堀通五丁目	全 京町堀通五丁目	全 京町堀通五丁目	全 京町堀通五丁目	西區江ノ子島上町	全 安土町壹丁目	全 伏見町四丁目	東區高麗橋貳丁目	北區堂島濱通三丁目	益田太三郎
廣野九良右衛門	大阪鍋釜鑄造會社	和田政右衛門	宮本利右衛門	阪上新二郎	井上德兵衛	吉田孫兵衛	鷺池平九郎	和田清兵衛	木原忠兵衛	芝川又右衛門	三井銀行大坂支店	堂島米商會所	

○書籍寄附人名表

五〇	五〇	一五	廿	壹	二冊	壹	壹	壹	壹	壹	壹	壹
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
十五年五月		十七年十月	十五年二月	十六年二月	十六年九月	十七年三月	十七年十月	十八年八月	十八年十月			
全 横堀壹丁目	全 今橋通壹丁目	北區堂島裏壹丁目	東區安土町四丁目	堺區東之町東丁	西區江戸堀北通四丁目	東區備後町四丁目	全	東區南久寶寺町四丁目	全			
醬油商社	中野梧一	齋藤嘉七	鹿田靜七	小林政次郎	吉良 亨	中近堂支店	全	前川善兵衛	全			

要摘	全	全	全	全
筆算	編新	編新	編新	編新
教科	銀行	銀行	銀行	銀行
書	簿記	簿記	簿記	簿記
七	上	上	上	上
壹	壹	壹	壹	壹
冊	冊	冊	冊	冊
十八	十八	十八	十八	十八
年	年	年	年	年
十二	十一	十一	十一	十一
月	月	月	月	月
東區	西區	西區	西區	西區
南久	土佐	土佐	土佐	土佐
寶寺	堀五	堀五	堀五	堀五
町四	丁目	丁目	丁目	丁目
丁目				
前川	岡田	岡田	岡田	岡田
善兵	松太	松太	松太	松太
衛	郎	郎	郎	郎

○商品見本類寄附人名表
種類及數量

一玄米	貳拾貳種	大阪商法會議所
一麥	七種	
一豆類	貳拾三種	
一菜種	五種	
一線綿	拾七種	
一藍玉	四種	外ニ手板四葉
一菜種油	五種	但瓶入
一半唐白木綿	拾種	
一古實蠟	九種	
		岡橋萬兵衛
		木綿太物商仲間
		森本吉兵衛
		岸嘉市
		秋馬新三郎
		全全全
		全全全
		全全全
		大阪商法會議所

一苧類	九種	菅野伊兵衛
一麻類	九種	全野伊兵衛
一洋砂糖	拾壹種	石田庄兵衛
一茶	四拾六種	山本佐兵衛
一鯉節	拾四種	大阪商法會議所
一藥種類	百六拾七種	前川善兵衛
一洋糸類	八種	津田重次郎
一和製糸類	六種	大坂紡績會社
一堺段通	四種	深江愛三
一昆布類	拾九種	木村儀八
一黑薯昆布	五種	二見清七
一烟草類	拾七種	岡野長兵衛
一乾物類	拾種	菅野長兵衛
一味淋酒	貳瓶	井上惣右衛門
一醬油	五種	川上勘兵衛
一石花菜	三種	井上重助
一麥藁鬼打真田紐	三種	原田伊之助
一牝牛靴地晒革	四種	合阪五兵衛
一權衡類	拾種	福山新藏
一耐火煉化石	四種	田中盛秀
		附屬品添

一 斗量類	拾五種
一 生澁	二種
一 石鹼類	拾種
一 正錫茶宅	外 貳種
一 岩錫	外 四種
一 洋鉛	外 三種
一 九谷燒湯吞	壹個
一 清水燒蛸子燈臺	外 七種
一 硫酸瓶	外 貳種
一 玻璃器	拾五種
一 繪具類	六拾壹種
一 勝吉丹	外 貳種
一 コロールカルキ	外 壹種
一 テレメンタル	外 貳拾壹種
一 船具類	五拾壹種
一 紙類	八拾貳種
一 紙類	五種
一 四配表	外 拾貳種
一 蚊張地各種類	壹拾面
一 肥粕類	貳拾種

銀雪館

金澤	西川	小林	大阪	一色	全	扇谷	備中	小野	酒井	伊藤	硫酸	林	增谷	大阪	全	中村	岩成	山口	澁谷
仁兵衛	甚五郎	文右衛門	紙會社	市右衛門		五兵衛	豐兵衛	安次郎	安次郎	藤三郎	瓶製造會社	米次郎	次郎	活版製造所		半兵衛	龍兵衛	源兵衛	重太郎

一 正鋼製上等尺外尺度九拾三種	壹具
一 化學用天秤	外 五種
一 蠶繭	外 貳種
一 權衡類	外 五拾九種
一 水谷製筆真書	外 五拾九種
一 石上製墨極印三丁形外四拾貳種	外 貳品
一 阿州産絨織	外 貳種
一 柞蠶製糸	外 貳種
一 硫酸安質母尼礦石外四拾三種	外 三拾五種
一 桃皮	外 拾壹種
一 荒銅	外 九種
一 石炭	外 拾種
一 小割鉄	外 拾四種
一 煉金號朱印肉	外 五種
一 強硫酸	外 壹百種
一 吳服織物小裂	外 壹百種
一 吳服織物裂	外 壹百種
一 吳服織物裂	外 壹百種
一 角寒天	外 六種
一 紙卷田葉粉	外 貳種

瓶詰荷造リ共

橘庸定	白井松之助	豐福俊雄	福山新造	水谷新兵衛	全	上島伊次郎	九里庄次郎	全	上杉信兵衛	大阪製銅會社	大井直次郎	西藤喜兵衛	近藤喜兵衛	上村松太郎	硫酸製造會社	下村清兵衛	平井利兵衛	岩城九右衛門	阪上重兵衛	阪田藤兵衛
-----	-------	------	------	-------	---	-------	-------	---	-------	--------	-------	-------	-------	-------	--------	-------	-------	--------	-------	-------

一 陶器類 百貳拾五種
 一 礦石類 貳百三點
 計 千六百七拾六種

田中安次郎
 小關圓藏
 寄附人員六拾貳名

商品見本類本校買入分
 一 京都粟田燒陶器 壹 個
 一 全壺 壹 個
 一 全花瓶 壹 個
 一 全コップ 壹 個
 一 洋緞糸各國產 八 種
 一 內國產麻苧 九 種
 一 織物小裂レ 三拾六種
 一 三拾六貫目掛權衡 壹 挺
 一 銑錘六貫目掛權衡 壹 挺
 一 壹貫目掛皿秤 壹 個
 一 三百廿匁掛銀秤 壹 個
 一 吳服織物裂 百貳種
 一 瑪瑙玉類 貳拾七種
 一 鹿ノ子縮緬 貳拾種
 一 浪間之錦 壹 冊
 一 朝陽閣監賞 壹 冊

一 貨幣製圖 壹 冊
 一 乾暗植物標本 甲種 百貳拾種
 一 木材標本 甲号 壹 組
 一 結晶模形 壹 組
 計 三百三拾五種
 合計貳千拾壹種

○圖書機械
 ・書籍之部

漢籍 內 五拾七部 七百三拾三冊
 辭書 內 三部 拾八冊
 經濟 簿記 貳百拾七部 六百九拾貳冊
 算術 七拾貳部 三百五拾四冊
 英書 百貳拾九部 百七拾四冊
 內 拾壹部 百四拾三冊
 辭書 拾壹冊
 軸 壹部 壹枚

和書及譯書	百三拾九部	五百九拾八冊
地理書	六拾八部	三百六拾七冊
內圖	七部	七冊
商律	百七拾部	百九拾四冊
圖	三部	三冊
書	貳部	廿貳冊
雜書	百三拾九部	貳百九拾六冊
合計	千八百八拾五部	三千五百七拾六冊
理化	九拾四種	
實習具	九拾六種	
合計	百九拾種	
機械之部		

○徴兵事務條例ニ基キ明治十八年中在學証明書ヲ交付シタル人員左ノ如シ

在學若クハ退學	級	別	府	縣	人	員
卒業退學	壹	級	山	口	縣	壹
半途退學	三	級	高	知	縣	壹
						名

全	全	四	級	愛	媛	縣	壹	名
明治十九年七月印行 府立大阪商業學校								

現舊職員一覽表

凡 例

- 一 現職員氏名下の年次は本學に就職したる最初の年を示したもので、現職名の地位に就任昇任したる年次ではない。但し主事・學生主事・評議員等の諸職を兼任する事となつた場合は、その兼任の年次を示すこととした。
- 一 教授・講師の中には最初就任したる時より現在に至るまでの間に途中離職したる方も往々ある。殊に講師の職にありし方にこの傾向が多い。これを一々註記するの煩を避けて便宜繼續在任したかのやうな取扱をしておいた。
- 一 舊職員の職名は原則として退職の際に帯びてゐた職名に據ることとした。但し久しく教授の職にあり、その本職を退きたる後、更めて教授囑託又は講師の職を襲はれた方も少くない。この場合には教授として示し、講師等の名は表はさなかつた。
- 一 商業講習所以來大學の現在に至るまで學校は幾變遷を重ね、その間教職員の職名も幾度か更改せられた。例へば同じく教諭・助教諭といつても商業學校時代の教諭・助教諭もあり、高等商業學校に昇格してからのそれ等もある。大正六年一月廿七日公立學校職員制公布以後は教諭を教授に助教諭を助教と稱することとなつたが附屬甲種商業學校は依然元の稱呼を襲つてゐた。これ等の別を一々際立てて記すこともその煩をいとふて註記を省略した。自然大學昇格後、教授・助教授等の職名は學部・豫科・高等商業部のいづれにも存するのであるが、是亦一々の註記を省略した。
- 一 舊職員の在職中途離職せしことある方も、前記現職員の場合と同様、一々註記せず、繼續在任したかのやうな取扱をしておいた。
- 一 尙在職年次不明のものは空欄のまゝにして推定年次を入れることを省略した。
- 一 職名中校醫・師範・配屬將校等には一々囑託の字を附すべきなれど、簡約に従つて何々囑託とはしなかつた。
- 一 (經)とあるのは大阪市經濟研究所の所員であつたことを示す符號である。

現 職 員

(昭和一五・一一・一五現在)

大阪商科大学

商 議 員

飯尾 一二	大五
稻畑勝太郎	大二三
堀 啓次郎	大五
小倉正恒	昭五
瀧川儀作	大二三
瀧川定次	昭一三
中田守雄	同
村田省藏	昭一〇

評議員

野村德七 昭二
 安川雄之助 昭三
 江崎政忠 同
 安宅彌吉 同
 森平兵衛 昭一〇

教務課長 村本福松 昭五
 學生課長 椎名幾三郎 昭二
 圖書課長 小山田小七 昭一〇
 庶務課長 陶山誠太郎 昭一五
 高商部主事 兼弘正雄 昭一二
 豫科主事 河本脩三 昭一五
 大學教授 田崎仁義 昭一三
 同 竹島富三郎 昭一四
 高商部教授 永並豐吉 昭一二

大學職員

大學長兼高等商業部長
 教務課長
 學生課長
 圖書課長
 庶務課長
 豫科主事
 高商部主事
 大學幹事
 學生主事
 學生主事兼生徒主事
 同

同 大國壽吉 昭一五
 豫科教授 鈴木周作 昭一二
 同 片山俊 同

法學博士 河田嗣郎 昭三
 (兼) 村本福松 昭七
 (兼) 椎名幾三郎 昭二
 (兼) 幹事事務取扱 小山田小七 昭七
 (兼) 同 陶山誠太郎 昭一五
 河本脩三 昭四
 兼弘正雄 昭一二
 牧秀雄 大七
 (兼) 椎名幾三郎 昭二
 (兼) 永並豐吉 昭七
 (兼) 大野辰見 同

學生主事兼生徒主事

學生主事

學生主事兼生徒主事

同

大學教授

戰時經濟概論

一般經濟史、支那經濟史、王道論、研究指導

經營學原論、研究指導

英語、英語研究

貨幣論、國際金融論、貨幣金融特殊講義

火災保險論、佛語(第二部)、研究指導

經濟學史、經濟學史特殊講義、研究指導

植民政策、獨語(第二部)、研究指導

財政學、研究指導

經濟學原論、研究指導

六九六

(兼) 尾形繁之昭七

(兼) 岡本安章昭九

(兼) 佐藤文治昭六

(兼) 竹山增次郎同

(兼)法學博士 河田嗣郎 大九

經濟學博士 田崎仁義 昭四

マスター・イン・ビジネス
アドミニストレーション
村本福松 大二

文學博士 細江逸記 大八

法學士 竹島富三郎 大七

商學士 椎名幾三郎 昭六

經濟學博士 堀經夫 昭七

經濟學士 淺香末起 昭六

經濟學士 小山田小七 同

經濟學士 福井孝治 昭四

會計學、原價計算、研究指導

經濟政策、工業政策、研究指導

國際公法、社會思想史、研究指導

民法(總則、物權)、研究指導

商業政策、研究指導

農業政策、農業金融論、研究指導

市政論、都市計畫論

大學助教授

經營財務論、研究指導

生命保險論、英經濟書講讀

經濟史特殊講義、近世經濟史、研究指導

簿記、研究指導

金融論、研究指導

販賣論、研究指導

統計學、景氣論、研究指導

陶山誠太郎 大一一

經濟學士 藤田敬三 昭三

法學士 恒藤恭 昭八

法學博士 末川博 昭四

經濟學士 尾形繁之 大一一四

經濟學士 四宮恭二 昭五

法學士 金谷重義 昭六

經濟學士 木村喜一郎 大一一五

經濟學士 近藤文二 同

經濟學士 五島茂 昭四

(兼)經濟學士 木村和三郎 昭九

經濟學士 楠見一正 昭五

(兼)經濟學士 松井辰之助 昭九

經濟學士 豐崎稔 昭四

六九七

在外 研究中

親族法及相續法、民法(債權)、研究指導

國際經濟論、研究指導

經濟事情(第一部)、研究指導

市營事業論、研究指導、演習

陸運論、英經濟書講讀、演習

都市財政論、研究指導(副)

商法(總則、商行為)、經濟立法、研究指導

憲法、行政法(第一部)、研究指導(副)

社會保險論、研究指導

日本經濟史、研究指導

物價論、研究指導

研究指導(副)

大學講師

海商法、會社法、手形法、研究指導

商學士 小泉計太郎 昭四

法學士 谷口知平 同

經濟學士 名和統一 同

經濟學士 嘉治真三 同

商學士 竹中龍雄 昭五

商學士 富永祐治 昭六

經濟學士 藤谷謙二 同

法學士 實方正雄 昭二

法學士 原龍之助 昭七

(兼)經濟學士 平田隆夫 昭三

(兼)經濟學士 黑羽兵治郎 同

(兼)經濟學士 飯田繁 同

經濟學士 岡本博之 昭七

法學博士 西島彌太郎 昭五

英語

研究指導

支那語(第一部、第三部)

佛語(第一部)、佛語研究

獨語(第一部)

行政法(第二部)

英語

支那語(第二部)

工業經營學、演習

商業經營學、演習

殖民地金融論、研究指導

演習

都市法制

社會事業概論

倫理學(東洋)

兼弘正雄 同

勝本鼎一 昭六

奧平定世 昭七

賀來俊一 昭八

岡本修助 同

法學博士 佐々木惣一 昭六

片山俊昭 九

有馬健之助 同

商學士 上林貞治郎 昭一

商學士 安部隆一 同

商學士 吉田正三 同

商學士 小泉功 同

瀧山良一 昭一四

山口正昭 一三

經濟學士 佐藤文治 昭一四

取 引 所 論
倉 庫 論

經濟事情(第二部)、信託論

貸借對照表論

大學助手

自然科學教室

金融研究室

大學副手

經濟史研究室

經營學研究室

經濟學研究室

經濟學研究室

經濟學史研究室

大學豫科教授

七〇〇

經濟學士 柏塚辰雄 昭一四

法學士 山本五郎 昭七

商學士 藤原泰 昭一五

商學士 不破貞春 同

小林貞次 昭三

商學士 小泉功 昭八

商學士 秋草實 昭二二

商學士 新宮健二 昭二四

商學士 森好夫 同

商學士 牛尾真造 同

商學士 田村米三郎 昭一五

(兼) 兼弘正雄 昭三

修 身

國 語、作 文

英 文、法、英 譯

英 譯、英 作 文

英 譯、演 習

國史(東洋史ヲ含ム)、演習

獨 逸 語

英 譯

漢文、作文及書法

商 業 簿 記

哲 學 概 說、修 身

西 洋 史、演 習

文學士 河本脩三 明四三

(兼)法學士 永並豐吉 昭七

文學士 鈴木周作 昭三

(兼)文學博士 細江逸記 昭六

(兼)商學士 大野辰見 昭四

片山俊 大二三

文學士 益田道三 昭四

文學士 山根德太郎 昭三

文學士 岡本修助 大一二

文學士 岡本安章 昭三

文學士 土橋文夫 昭三

商學士 藤原泰 同

(兼)經濟學士 木村和三郎 昭六

經濟學士 佐藤文治 昭三

文學士 原勳 昭五

七〇一

工業簿記、銀行簿記

英商作(課外タイプライティング)

佛蘭西語

佛蘭西語、演習

數學、物理化學

商業數學、珠算

博 物

心理、論理、演習

地 理、演 習

支那語、(課外支那語)

英語、英 作 文

大學豫科助教授

教 練

商學士 不破貞春 昭一五

(兼) 山田勝太郎 昭九

(兼) 文學士 大坪 一 昭七

文學士 竹村茂助 昭三

理學士 渡部繁三 昭五

大井伊三郎 昭二

(兼) 文學士 蘭田香勳 昭九

理學士 古賀正晴 昭六

文學士 山本新之助 昭八

文學士 別技篤彦 昭七

(兼) 有馬健之助 昭一五

小野正夫 昭二

(兼) 前田當太郎 昭三

辻田彌一 大二四

教 練

體 操

大學豫科講師

獨 逸語、演 習

英 譯

體 操

商 學 通 論

經濟學通論、演習

法 學 通 論

獨 逸語

獨 逸語

(兼) 中澤米太郎 昭六

(兼) 八幡彌市 昭六

(兼) 橋本清七 昭三

岩永美澄 昭一三

楠井又一 昭九

(兼) 數藤新吉 昭一四

商學士 立野保男 昭一

町野二郎 昭四

佐藤信一 昭六

村本福松 昭一三

マスター・イン・ビジネス
アドミニストレーション

經濟學博士 堀 經 夫 同

法學博士 末川 博 同

經濟學士 福井孝治 昭一四

經濟學士 四宮恭二 同

書法

支那語

會話

教會

英譯、英語速讀

海野野海 昭一五

平岩房次郎 同

チエームス・ヴィクター・マーティン 昭六

柏谷保五郎 昭一五

(研八研究指導
選ハ選擇科目)

兼弘正雄 明四二

(兼)文學士 河本脩三 昭三

法學士 永並豐吉 大二

(兼)マスター・イン・ビジネス
アドミニストレーション 村本福松 昭七

(兼)文學博士 細江逸記 昭三

商學士 岡野正平 大七

法學士 大國壽吉 大二〇

吉岡義睦 昭六

池田實 明四〇

マスター・オブ・アーツ 大野辰見 大一二

商學士 大野辰見 大一二

民法(總則、債權)、手形法、小切手法、修身

第二 英語

會計學、工業簿記、原價計算(III選)

公法、民法總則、國際法(II選)、海商法(III研)

英譯、英作文

外國爲替論、商業數學

經濟原論、經濟原論(III研)

英譯、英作文

商業數學、統計學(II選)、統計學(III研)

英譯、第二英語

外國貿易論

經營學

滿洲經濟論(III選)

保險論、保險論(III研)

社會政策(II選)、經濟政策(II選)、外國書講讀(英)(III選)、經濟政策(III研)

經濟學

銀行簿記、簿記(III研)

修身

片山俊 昭三

稻津慧峰 大一二

陶山誠太郎 昭七

(兼) 岡崎良藏 大一二

津田和也 大一二

岡本修助 昭三

(兼) 尾形繁之 昭六

(兼) 經濟學士 木村喜一郎 昭八

(兼) 商學士 藤原泰 昭七

(兼) 經濟學士 近藤文二 昭三

經濟學士 星野周一郎 昭三

(兼) 經濟學士 五島茂 昭四

經濟學士 木村和二郎 同

(兼) 經濟學士 佐藤文治 昭七

七〇五

金融論(Ⅲ研)

經營學、經營學(Ⅲ研)

在外研究中

英商作、第二英語、タイプライテング

商業簿記

佛蘭西語、外國書講讀(佛)(Ⅲ選)

佛蘭西語

商品學、自然科學

支那語、外國書講讀(支)(Ⅲ選)、支那語(Ⅲ研)

財政學

獨逸語

數學、商品學、商品實驗(Ⅲ研)

都市問題(Ⅱ選)、社會學(Ⅱ選)、獨逸語、社會政策(Ⅲ研)

商業通論、取引所論、獨逸語

(兼)經濟學士 楠見一正 昭五

經濟學士 松井辰之助 昭五

法學士 竹山増次郎 昭四

(兼)商學士 不破貞春 昭一五

山田勝太郎 昭五

町野二郎 昭四

文學士 大坪一同

竹村茂助 昭七

(兼)理學士 渡部繁三 同

奧平定世 昭七

(兼)經濟學士 藤谷謙二 昭一一

文學士 蘭田香勳 昭六

(兼)理學士 古賀正晴 昭一三

經濟學士 平田隆夫 昭六

經濟學士 柏塚辰雄 同

日本經濟史(Ⅱ選)、歷史、日本經濟史(Ⅲ研)

貨幣論、物價論(Ⅲ選)、貨幣論(Ⅲ研)

修身

經濟地理

支那語

工業經營論(Ⅱ選)、外國書講讀(獨)(Ⅲ選)

第二英語、外國貿易論(Ⅲ研)

金融論、滿支金融論(Ⅲ選)

英作文、第二英語

高等商業部助教授

教練、銃劍術(準正科)

體操、體育指導(準正科)

經濟學士 黒羽兵治郎 昭七

經濟學士 飯田繁 昭一三

(兼)文學士 山本新之助 同

(兼)文學士 別技篤彦 同

有馬健之助 昭九

商學士 上林貞治郎 昭八

商學士 安部隆一 同

商學士 吉田正三 同

(兼) 小野正夫 昭一五

前田當太郎 大七

加藤亮賢 昭四

(兼) 辻田彌一 大一一四

中澤米太郎 昭四

(兼) 八幡彌市 昭六

七〇七

商業作文

教 練

高等商業部講師

國語、漢文

珠算

體操

海上保險論(III選)、火災保險論(III選)

交通論、海運論(II選)

植民政策(II選)

書法

西班牙語

七〇八

橋本清七 昭三

(兼) 岩永美澄 昭一三

白井豊一 昭八

(兼) 楠井又一 昭九

數藤新吉 昭一四

文學士 鈴木周作 昭四

大井伊三郎 昭五

向井儀市 昭六

佐藤信一 同

商學士 椎名幾三郎 昭七

商學士 富永祐治 同

經濟學士 嘉治眞三 同

海野野海 昭一一

佐藤久平 同

東亞經濟事情(III選)

商行爲法、商法總則

倉庫論(II選)

工業要項(II選)

西班牙語

民法(物權)

支那經濟論(III選)

會社法

英語

哲學概説(III選)、心理及論理(II選)

商業實踐、英商作

支那語

會話

課外支那語會話

配屬將校

經濟學士 淺香末起 昭一二

法學士 實方正雄 同

法學士 山本五郎 昭一一

豐島輝義 昭一二

國澤慶一 昭一三

法學士 谷口知平 昭一五

經濟學士 名和統一 同

法學博士 西島彌太郎 同

文學士 萩原千代吉 同

文學士 大谷長 同

虎尾正助 大一二

平岩房次郎 昭一四

チエームス・ヴィクター・マーティン 昭六

孫元章 昭八

七〇九

大學兼高等商業部勤務

校

醫

大學及高等商業部

同

囑

託

柔道師範

同 劍道師範

同 弓道師範

相撲師範

劍道師範

同 柔道師範

弓道師範

健康相談所囑託

陸軍歩兵大佐 田中丸勝市 昭一三

醫學博士 尾崎正一郎 昭四

醫學博士 宇津猷彦 昭一五

天崎壽圓 大五

村治清次郎 大二

越川秀之助 大九

西岡松男 昭一〇

岡本信彦 昭一一

小林嶺造 昭一三

六反田俊雄 昭一四

廣瀬巖 昭一五

橋本元二郎 同

石河圭介 昭一一

齒科醫

書記

教務課

庶務課(庶)

庶務課(會)

圖書課

庶務課(會)

圖書課

高商部圖書係

圖書課

庶務課(庶)

豫科圖書係

豫科圖書係

庶務課(會)

教務課

庶務課(庶)

大學兼高商部書記 加藤亮賢 大八

同 井上信昭 昭四

同 砂越正雄 昭八

同 杉野晃昭 昭三

高商部兼大學書記 大川盛 大一一

同 正戶茂昭 昭四

大學兼高商部書記 吉田功昭 昭三

同 中尾良也 同

同 林經雄 昭四

同 松川鹿造 大二〇

同 小林貞次 昭三

助手兼大學書記 松永伊太郎 昭五

大學兼高商部書記 仲田寅三郎 昭三

同 木村九洲男 昭五

庶務課(會)
 豫科庶務係
 庶務課(庶)
 高商部庶務係
 庶務課(會)
 學生課
 圖書課
 圖書課
 圖書課
 高商部教務係
 庶務課(會)
 豫科生徒係
 圖書課

大學兼高商部書記
 福岡清一 昭七
 今井梅吉 昭一五
 峯島榮德 昭五
 中井利治 昭六
 板野孝次 昭八
 岩田馥郁 昭一三
 堤誠彌 昭四
 小林治夫 昭七
 福原正雄 昭一五
 高砂弘道 昭四
 丸田春男 同
 植田清 昭五
 三浦重義 昭八
 岡本壽 昭六
 中西與四男 昭三

高商部生徒係
 庶務課(會)
 豫科教務係
 學生課

學生主事補

同 早川俊男 昭八
 同 田中昇一 昭一五
 同 和田捨次郎 昭二
 (兼) 加藤亮賢 昭九
 桐山博 昭六

大阪市經濟研究所

所長事務取扱囑託
 調査部
 研究員囑託
 同
 同
 同

大阪商科大学長兼大阪商科大学
 高等商業部長 法學博士 河田嗣郎 昭三
 大阪商科大学教授 マスタースタディオン
ストレーション 村本福松 昭三
 大阪商科大学教授 商學士 椎名幾三郎 昭一三
 大阪商科大学教授 經濟學博士 堀經夫 同
 大阪商科大学教授 經濟學士 福井孝治 同

研究員 囑託

研究員 (兼)

大阪商科大学教授 陶山誠太郎 昭二五
大阪商科大学教授 藤田敬三 昭七
經濟學士 小松幸雄 昭一三
經濟學士 山中謙二 同

編輯部

經濟學士 竹林庄太郎 同
平實 同

研究員

經濟學士 小松幸雄 昭五
經濟學士 山中謙二 昭七

竹林庄太郎 昭四

平實 同

經濟學士 碓正夫 昭二

同書記

黑瀬子治郎 昭五

道家文秀 昭七

同同事務員

和氣六郎 昭一五
山本末子 昭一
阪上壽々子 同

資料部

大阪商科大学教授 經濟學士 小山田小七 昭一〇

西村政次郎 昭四

藤森勝太郎 同

中西與四男 昭三

中村章子 昭八

事務員 囑託

事務部

物品出納吏 高砂恒三郎 昭三

文書主任 山根守道 昭四

林經雄 昭五

杉野晃 昭六

同事務員 囑託

校	講	書	書	講	校	商	校	商	校	事	教	教	助	教	教	教	教	商	講	講	商	講	商
長	師	記	記	師	長	員	員	員	員	掛	論	論	論	論	論	論	論	員	員	員	員	員	員
片野實之助	片山通夫	加地利夫	勝山俊一	勝山俊一	門池義民	加藤彰廉	加藤正古	加藤正古	加藤正古	金井次郎	金井次郎	鐵本衛	チヤールス・フツシ	狩野廉士郎	加納哲四郎	河上肇	河田嗣	川浪辰次郎	川畑清藏	上畑清藏	龜井秀三	龜井秀三	
大 四 一 大 六	昭 六 一 昭 二	明 二 六 一 明 二 八	昭 六 一 昭 九	昭 六 一 昭 九	明 三 三 一 明 三 五	明 二 八 一 大 四	昭 五 一 昭 一 三	明 二 八 一 明 三 三	明 二 八 一 明 三 三	大 三 一 大 七	明 一 六 一 明 一 七	大 三 一 大 七	大 五 一 大 八	() 一 明 二 五	明 三 一 一 明 三 三	明 四 三 一 大 二	明 四 二 一 明 四 四	明 三 五 一 大 五	昭 一 〇 一 昭 一 三	昭 五 一 昭 一 五	昭 三 一 昭 四	明 二 一 一 明 二 五	
講	教	校	校	校	校	商	商	商	商	事	教	教	助	教	教	教	教	商	講	講	商	講	商
師	員	員	員	員	員	員	員	員	員	掛	論	論	論	論	論	論	論	員	員	員	員	員	員
關野和太郎	菅野正雄	神戶正二	菊池侃二	北池侃二	喜多又藏	喜多又藏	北川七郎	北川七郎	北川七郎	喜多村桂一郎	木下文三郎	木下文三郎	木村幹一郎	木村祐太郎	木村祐太郎	木村祐太郎	木村祐太郎	木村祐太郎	木村祐太郎	木村祐太郎	木村祐太郎	木村祐太郎	木村祐太郎
大 一 一 昭 五	昭 七 一 昭 一 一	昭 五 一 昭 一 一	明 四 五 一 大 二	明 二 一	明 三 九 一 大 五	大 五 一 昭 七	明 二 五 一 明 三 一	明 二 二 一 明 二 五	昭 三 一 昭 五	明 三 二 一 大 四	明 一 五 一 明 一 六	明 三 一 一 明 三 七	明 四 二 一 昭 八	明 二 〇	明 一 四 一 明 一 七	明 一 三 一 明 一 四	明 二 一 一 明 二 六	昭 三 一 昭 一 三	大 六 一 大 八	明 三 〇 一 明 三 三	明 三 九 一 大 三	明 二 七 一 明 三 三	

教	教	教	教	教	教	商	講	講	講	教	教	教	教	教	教	教	教	師	書	教	助	教	教	
員	員	員	員	員	員	員	員	員	員	員	員	員	員	員	員	員	員	員	員	員	員	員	員	員
江本彌一	岡内辰郎	岡内辰郎	岡内辰郎	岡内辰郎	岡内辰郎	岡内辰郎	岡内辰郎	岡内辰郎	岡内辰郎	岡内辰郎	岡内辰郎	岡内辰郎	岡内辰郎	岡内辰郎	岡内辰郎	岡内辰郎	岡内辰郎	岡内辰郎	岡内辰郎	岡内辰郎	岡内辰郎	岡内辰郎	岡内辰郎	
明 一 七 一 明 二 一	大 九 一 大 一 五	明 四 五 一 大 一 〇	明 三 〇 一 大 七	明 三 四 一 明 三 六	明 三 九 一 大 三	明 三 九 一 大 二	明 一 七 一 明 二 一	明 二 五 一 明 二 九	昭 五 一 昭 一 三	明 四 四 一 明 四 五	大 七 一 大 八	大 五 一 大 一 〇	大 八	昭 九 一 昭 二 二	昭 六 一 昭 九	明 三 一 一 明 三 二	大 五 一 大 七	明 三 一 一 明 四 〇	明 一 四 一 明 一 五	明 一 八 一 明 二 五	大 二 一 昭 三	明 三 七 一 明 四 〇		
教	教	教	教	教	教	商	講	講	講	教	教	教	教	教	教	教	教	師	書	教	助	教	教	
員	員	員	員	員	員	員	員	員	員	員	員	員	員	員	員	員	員	員	員	員	員	員	員	員
織田松太郎	小野安五郎	小野村胤久	小野村胤久	小野村胤久	小野村胤久	小野村胤久	小野村胤久	小野村胤久	小野村胤久	小野村胤久	小野村胤久	小野村胤久	小野村胤久	小野村胤久	小野村胤久	小野村胤久	小野村胤久	小野村胤久	小野村胤久	小野村胤久	小野村胤久	小野村胤久	小野村胤久	
明 四 三 一 昭 二 二	大 元 一 大 二	昭 三 一 昭 六	大 八 一 大 九	明 二 一 一 明 二 七	昭 三 一 昭 四	明 二 六	明 四 四 一 明 四 五	明 二 五 一 明 二 九	大 五 一 大 九	大 七 一 大 八	昭 四 一 昭 一 〇	大 二 一 昭 九	昭 四 一 昭 一 四	明 二 八 一 明 三 九	大 六 一 大 八	昭 五 一 昭 七	昭 八 一 昭 一 一	明 二 四 一 明 二 五	明 三 三 一 明 三 四	昭 三 一 昭 一 〇	明 一 六 一 明 一 七	大 五 一 大 一 一		

講書	教	副	講	講	教	教	教	教	教	書	講	商	研究員囑託(經)	教	講	教	商	教	教	
師記	授	手	師	師	託	託	諭	諭	託	託	記	師	員	諭	諭	員	員	員	員	
菅原春二	菅沼儀一	申沼儀一	白尾静二	白井寅男	グレン・ホルリアム・シヨウ	下野直太郎	下野直太郎	下河内十二藏	清水植吉	清水植吉	島本英夫	島本英夫	汐見三郎	芝川又平	四宮恭二	篠原泰助	篠田軍治	篠田(阪本)栗夫	品川衛夫	
昭四一昭八	明三六一明三七	明二八一明二九	昭一〇一昭一六	昭一〇一昭一五	大八一昭一〇	明四〇一明四三	明二二一明二五	明四〇一明四三	大七一昭一	大七一昭一	大七一昭一	明四二一明四三	昭四一昭九	明二二一明二四	昭四一昭九	大二一昭八	昭九一昭一	明三〇一昭八	明二四一明二七	明二五
講書	教	教	助	研究員囑託(經)	書	教	校	師	書	助	教	書	教	商	講	講	教	教	教	
師諭	諭	諭	諭	記	託	託	醫	範	記	授	諭	託	託	員	師	師	諭	諭	授	
高橋俊乘	高野復一	高田采吉	高島千代楠	高木展爲	高垣源一	I・アルバート・ダイバー	外間現長	瀬戸山綱尙	世古口松生	關榮吉	瀬尾鍋吉	M・モツサー・スマイザ	砂場一勢	チヤールレス・エドワ	イド・ステフェニス	鈴木馬左也	須々木庄平	鈴木重雅	鈴木茂雄	杉武夫
昭六一昭七	明三四一明四〇	明三二	明二四一明二九	明二二一(?)	昭一	昭七	大五一昭四	大六一昭七	大六一昭三	昭五一昭一四	明三七一明四三	明四〇一明四二	大八一昭一〇	明二六一明二七	大八一昭一〇	昭六一昭八	昭五一昭一	昭五一昭一	昭三一昭三	大五一昭七

教	書	助	助	商	教	校	研究員囑託(經)	講	商	教	研究員囑託(經)	教	教	講	教	助	校	教	助
諭	記	託	諭	員	託	醫	師	員	託	託	託	託	託	師	託	授	諭	諭	諭
小林行昌	小林李太郎	小幡琢十郎	五島廣太郎	五代龍作	小島昌太郎	小島佐藏	黒正巖	湖龜治郎七	C・R・コーパーン	河野藤一	幸田武成	幸田武三	高坂正顯	毛戸勝元	黒羽兵治郎	黒田由治郎	黒田知之俊	栗原彌孝	倉谷麻治郎
明三一昭三二	大七一昭八	明二〇一明二一	明二五	明二二一明二四	昭四一昭九	昭四一昭九	昭五一昭九	昭七一昭八	明二八一明三三	昭五	明三九一明四一	明二七一明二八	昭八一昭九	明四五一昭四	昭七一昭一三	大七一昭八	明三四一六一	大七一昭七	大六一昭八
商	助	教	教	教	書	教	教	教	書	商	教	書	教	講	講	事	助	商	商
員諭	諭	託	託	授	託	託	託	託	員	員	諭	諭	諭	師	師	務	諭	員	員
佐野與兵衛	佐野誠之	佐藤友藏	佐藤友藏	佐々木信夫	佐々木賢治	笹井万佐雄	櫻井忠剛	阪部政益	坂口信一	坂仲輔	齋藤長八	齋藤賢治	齋藤元擴	齋藤元擴	H・C・サーピス	ガイ・シー・コン	梶原次郎	近藤修	小山健三
明二二一明二四	明一七一昭一八	大七一一昭一五	大七一一昭一五	明三二一明三三	大八一一昭一	昭三一昭一五	大一一昭一五	明四四一昭二	明一六一昭一七	明一七一昭二二	大五一昭一四	明二七一昭二八	明二九一昭二六	明二二一昭二六	昭三一昭一〇	昭三一昭一〇	昭三一昭一〇	明二五一一昭二八	明二五一一昭二八

